

農家相統の地域性

相 川 良 彦

- 一 分析枠組みの設定と課題
 - 二 相統の地域性と時期的変遷
 - (一) 山形、佐賀、鹿児島島の村落における相統慣行の時期的変遷
 - (1) 相統慣行の変遷
 - (2) 就業経過の地域性と時期的変遷
 - (3) 農地流動性
 - (一) 平地水田地域における最近の農家相統の実態
 - (1) 最近の農家相統の実態
 - (2) 農家相統に影響する諸条件

一 分析枠組みの設定と課題

農家相統は農家家族の親から子への世代継承にかかわる問題で、そこには家業や地位の継承という社会的 content と農家資産の継承という経済的内容とが含まれる。本稿で主として取り扱うのは後者である。

さて、農家相統は、他の社会現象と同様にそれにかかわる人々の行為の相互作用により決まってゆく。人々の行為は、直接には人々自身が有する社会規範（相統に關しては相統規範）に基づくものである。その社会規範とは人々が自身を取り巻く経済、社会条件に對応して行為する、その相互作用の結果（それは時として利害を共通にする調和的基準として、時として對立する妥協的基準として）、形成されるものであろう。と同時に人々は出生以来彼

等の前の世代が形成する経済、社会制度内にあって、前世代の信奉した社会慣行を身につけるよう育てられており、その意味で社会規範とは社会慣行（過去の社会規範）を継承するものでもある。つまり人々は前世代から引き継いだ社会規範を自己の行為の指針としつつも、他方で現実により自己の身辺に生起する経済、社会諸条件に強く影響されて、自己の社会規範自体を変えることによって、現実に対応した行為をしようとするのであろう。

社会規範とはこうした内容をもつ人々の行為の、相互作用の結果として形成されたものであり、比較的社会通念として規則化した価値意識の一形態である、と考えられる。従ってこの社会規範は、現実の経済、社会諸条件に適合的な機能をもつが、と同時に社会慣行を引き継ぐためにそこに一貫性—規範的整合性を有するものでもあると思われる。

ところで現実諸条件には経済面と社会面との二側面が含まれるが、両者の関係は未だ明らかにされていない。けれども本稿では分析の手順として、社会条件の一つである農家の家族形態を比較的固定的な直系家族形態とおく。そして分析の焦点を経済条件と相統規範（および、その結果としての相統形態）との関係の解明に向けている。そこにおいては人々の行為を次のように類型化して考えている。

直系家族にあってはその構成員はイエを継承する世帯主、あとつぎおよびその妻子（直系家族員）と、いずれは他出し独立するあとつぎ以外の子弟（傍系家族員、通常あとつぎ以外の息子と娘、以下では二三男と略称する）とに区分される。そしてこの二グループは農家資産相統において立場を異にし、対抗関係にあるとみる。ただこの対抗関係は生前分与と死後相統とでは内容がやや違ってくる。

生前分与では直系家族員の中心は世帯主（被相続人）である。世帯主には生活と農業経営の担い手として、また

あとつぎ等直系家族員の意志にも規制されて、農家資産の維持が要請される。と同時に世帯主は傍系家族員の親でもあり、親の義務としてまた情として出来る限り二三男の独立を援助したいところである。このために生前分与は直系家族員と傍系家族員との利害対抗をはらみつても、前者の中心が親であるために調和的なものとなり、恩情的な性格をもつ。従来の日本農村にみられた分家慣行はこの形式にのっとっている。

他方、死後相続において直系家族員を代表するものはあとつぎである。その場合あとつぎと二三男とは対等的であるためにややもすると両者の利害対抗は尖鋭化する。とはいえ本来相続は親から子への資産の譲渡行為であり、それ故に相続は経済的には蓄積された資本（土地を含めて）をめぐる贈与と分配に関する問題だし、社会的相互作用面でいえば親（資産所有者）の発言権が強い、等といった性質を共通にすることはいうまでもない。

次に本稿で設けたもう一つの分析枠組みは分析対象を地域単位にしたことである。これは現在日本において農家相続には異なった幾つかの形態があり、それが地域的に分布しているという現実に対応するものである。そしてそれは農家相続規範が、地域性を色濃くもつ農業の、しかも土地にかかわる社会規範であるためであろう。

以上のような分析枠組みを前提にして本稿が分析課題としたことは、現在地域性をもって存在する相続規範は、歴史的、地域的ないかなる経済条件のどのような作用によって形成され、また変化させられてきたのか、逆に相続規範は自己の規範をいかに貫き、あるいは転回させて現実の経済条件との矛盾を解消してきたのか、両者の相互作用はどのような仕組みになっているか、その具体的筋道を明確にすることである。そしてそれによって日本の家族制度——イエの構造をうかがい知ることを意図している。なぜなら、相続規範は生産手段（特に農業の場合土地）を媒介にした家族員の相互関係のあり方を如実に示すものであり、社会制度としてのイエの結合原理にかかわる問

題だと考えられるからである。

二 相統の地域性と時期的変遷

(一) 山形、佐賀、鹿児島村落における相統慣行の時期的変遷

本項(一)においては、地域を異にする三村落を対象として、現世帯主からさかのぼる三代の相統形態が、時代によりどのように維持せられ乃至は移り変わってきたのか、その実態を提示することを目的とする。そして、相統形態を維持乃至変化させた経済的条件にはいかなるものがあつたのか、逆に相統規範は時期により変貌する経済的条件に自身をいかに転回し、現実と矛盾しない社会規範として再生してきたのかを、具体的事例に則して三村の地域的差異に注目しつつ跡づけてみよう。

まず調査三村落(いずれも旧村)の概況は第1表に示した。その概況を素描すれば、豊原村は山形庄内平野にあつて酒田市の北東一〇キロに位置する農家戸数一九戸の水田村である。水稻単作地域だが、最近では豚、タバコ等のさかんな比較的経営耕地の大きい(一戸当たり平均経営耕地二一九アール)、⁽¹⁾ 専業的農家の多い純農村である。

次に練ヶ里村は佐賀平野にあつて佐賀市西方一二キロに位置する農家戸数四九戸の水田村である。米麦二毛作地域で、その外に肉牛、ブドウ等もある程度導入された、概して経営耕地の大きい(一戸当たり平均経営耕地一六四アール)、⁽²⁾ 専業的農家の未だ健在な純農村といえよう。

他方、蓮子村^{はすし}は火山灰土が起伏をなしつつ広がる鹿児島薩摩半島の南端にある農家戸数三四戸の畑作村である。鹿児島県平均と比べれば比較的経営耕地が大きい(一戸当たり平均一二五アール)が、これまでの切替畑による甘

第1表 三村の農業の概況

	D I D都市からの距離 (km)	総戸数 (戸)	農家戸数 (戸)	農業就業人口調査時[昭45] (人)	中心的な男子労働力の農業就業形態 (戸)			
					農業専従	臨時農外就業	恒常的な農外就業	中心的男子労働力なし
山形・豊原	10	22	19	48[36]	6	6	5	2
佐賀・練ヶ里	12	58	49	114[91]	12	17	16	4
鹿児島・蓮子	該当なし	38	34	48[48]	7	11	4	12

	農家経営耕地合計 (アール)	農家1戸当たり平均経営耕地 (アール)	経営耕地標準偏差 (アール)	全面受委託		賃作業件数(面積) (件, アール)	経営作目の種類 (戸)		
				件数 (件)	総面積 (アール)		畜産・施設園芸等 部門	野菜・果樹・麦等 土地集約部門	果樹・麦等 土地集約部門
山形・豊原	4,167	219	113	2	225	15(642)	10		7
佐賀・練ヶ里	8,019	164	81	13	447	12(794)	6		35
鹿児島・蓮子	4,234	125	162	借80	借1,416	13(不明)	6		8

注 1. 三村の調査年次を基準とした農業概況を示す。各調査年次は豊原一昭和47年、練ヶ里一昭和50年、蓮子一昭和50年。

2. D I D都市(人口集中地区)は1970年農業集落調査の定義に依る。D I D都市は、豊原の場合酒田市、練ヶ里の場合佐賀市、蓮子の場合該当都市はない。

3. 本表において、豊原の場合耕地15アールをもつ1戸を調査資料の不備上調査対象外として除外。また蓮子の場合、昭和50年現在耕作をしない3戸を含め取り扱う。

4. 農業就業人口は調査時における農業従事者全員(日数を問わず)の総数、[]内には1970年農業集落カードの「仕事を主とする農業就業人口」総数を記載した。

5. 「中心的な男子労働力の農業就業形態」とは、農家において農業従事する男子世帯主または男子あつぎのうち、①年齢が60歳以下、②農業を中心になって担っている、の2要件をみたす方を該当者とした。なお「臨時農外就業」とは、農業に従事しつつ臨時の形で農外に働きに出る者、「中心的男子労働力なし」とは、先の2条件を充たす男子のいない農家である。

6. 経営耕地には受委託面積は含まれない。また蓮子の全面受委託欄の件数・面積は借地について記入した。蓮子にあっては作業の全面受委託関係はなく、畑の貸借が一般的に行われているからである。

7. 賃作業には、調査不備より受委託農家の一方のみからしか聞き取りのできなかったケースもあるが、それらは片方からは聞き洩らしたとみなし、賃作業の集計に含めた。

8. 「経営作目の種類」は、練ヶ里の場合調査農家42戸についての数値である。また蓮子の場合粗収入順位が第1・2位に甘しょ、稲、ナタネ以外の作目が入っている農家を数えた。

第2表 あとつぎの続柄別，出生年次別相続農家数

(単位：戸)

村名	あとつぎ続柄	あとつぎの出生年次による時期区分					小計 I～V期	参 考	
		I (明治 10～30)	II (明治 31～45)	III (大正2 ～昭和 4)	IV (昭和 5～19)	V (昭和 20～30)		幕末～ 明治9	
山形・豊原	男子1人	0	1	0	1	1	3	長男	22
	長兄	10	8	7	9	0	34	次男	0
	仲兄	1	2	0	0	0	3	三男以下	0
	末弟	0	0	0	0	0	0	養子	1
	娘	2	1	3	2	1	10	娘	13
	(内男兄弟あり)	(2)					(2)	(内男兄弟あり)	(6)
佐賀・練ヶ里	男子1人 (内養子)	4 (2)	5	2	8 (1)	9	28 (3)	長男	10
	長兄	11	14	8	8	2	43	次男	0
	仲兄	0	0	0	2	2	4	三男以下	0
	末弟	1	1	1	1	1	5	養子	4
	娘	2	3	1	2	1	9	娘	1
	(内男兄弟あり)		(1)		(1)		(2)	(内男兄弟あり)	
鹿児島・蓮子	男子1人 (内養子)	1	2	6	1	3 (1)	13 (1)	長男	10
	長兄	6	1	0	3	2	12	次男	3
	仲兄	2	0	1	2	0	5	三男以下	0
	末弟	4	2	3	2	0	11	養子	2
	娘	0	1	4	0	1	6	娘	0
	(内男兄弟あり)			(2)			(2)	(内男兄弟あり)	

注 1. あとつぎ続柄の説明

男子1人……兄弟姉妹の中に男子が1人しかいない場合である。その外にこの項目の合計には、子供がなく養子をもらったケースも含めている。この養子戸数は()内に示した。

長兄……戸籍上ではない，実際上の長男。

末弟……同じく，実際上の末男。

仲兄……同じく，実際上の長男と末男との間の兄弟。

娘……娘が婿をとりあとを継いだもの，ただし(内男兄弟あり)とは男兄弟がおりながら娘があとを継いだ者。 六

2. 参考，幕末～明治9年の続柄は上記と違っている。これは戸籍の不備から完全には実際上の続柄(長兄等々)を確定できなかったもので，戸籍記載の続柄，たとえば長男，次男等々をそのまま区分項目としたものである。なお，豊原の場合壬申戸籍も利用可能なため他の2地域より1～2代古くまでたどれた。

3. IV，V期においては未だあとつぎが不確かなものが多い。そのため便宜上あ

とつぎを以下のように定義した。

あとつぎ……当村内に居住する子息で、既に就業しており、また将来家を継ぐと見込まれるもの。ただし、蓮子Ⅳ期の3人、豊原Ⅳ期1人については、その他の事情によりあとつぎと確認した。

4. 本表対象者は現存する調査農家の先祖から現在までの一族子孫のうち、明治10年以降出生者のすべてである。その対象戸数は豊原19戸、練ヶ里42戸になる。ただし蓮子では離農戸4戸を含めた38戸である。

なお不明または特殊例のため、豊原幕末期3、蓮子Ⅲ期1を除外する。

諸を主要作目とした劣位な農業生産力は、この村を出稼ぎと老人の多い村にしてきた。だがその中から近年急速な農地集積を図る少数の大規模な畜産、野菜作農家が成立している、そうした限界農業地域の平地村落である。⁽³⁾

(1) 相続慣行の変遷

まず、三村における農家の継承者の続柄を時期別に整理したのが第2表である。時期は出生年次により以下のように五区分している。第Ⅰ期は、明治一〇年以降三〇年までに生まれた者を対象とする。日本の資本主義の形成・確立期といわれる明治二五年から四五年の間に、一五歳の生産年齢に達したことになる。第Ⅱ期は、明治三一年から四五年（大正一年を含む）に出生した者で、生産年齢に達し就職する時期がちょうど大正期にあたる。第Ⅲ期は、大正二年から昭和四年にかけて出生した者で、彼等の就職時期は昭和恐慌から戦時中にかかっていた。第Ⅳ期は、昭和五年から一九年に出生した者で、その就業期が戦後復興期にあたっている。第Ⅴ期は昭和二〇年から三〇年に出生した者で、その生産年齢に達する時期が高度経済成長期以降のことになる。

さて、第2表によると豊原ではⅠ期以降現在まで長兄（戸籍上でない、実際上の長男）があとをつぐのが支配的であった。ただ、Ⅰ期に息子がおりながら長子である娘に婿をとりあとを継がせる、いわゆる姉家督相続が二戸あったこと、それは幕末期前後の出生者には更に多かったと思われる点が注目に値する。⁽⁴⁾ 長兄があとを継ぐ点では佐賀練ヶ里も同様

である。ただここでは、長兄があとを継ぐという規範は豊原ほど厳格には守られていない。仲兄、末弟があとつぎとなった例（九戸）が多いし、またあとを継がぬ長兄に代わって妹をすえた例（二戸）もあるからである。ところが鹿兒島蓮子となると、あとを誰が継ぐかは全く定まっていない。ここでは息子の中で最も好都合なものがあとを継ぐことになるし、もし都合がつかなければ農家の廃絶さえ日常茶飯のことなのである。⁽⁵⁾

次にこの三村の農家資産の相続形態を時期別に整理した（第3表）。まず豊原ではⅠⅡⅣ期を通じて単独相続が支配的であった。逆に蓮子の場合は農地分割が一般的で、時期的変遷傾向はみあたらない。ところが練ケ里ではⅠⅡⅢ期には農地分割が全体の四〇％前後をしめていたのにⅣ期には急減の気配をみせ始めた。それはⅢ期以降農地分割に代わって家屋敷分与をする傾向の増加が一因となっている。

そこで農地分割を受贈者に則してより詳細に整理した（第4表）。それによると、豊原では農地のみ受贈一人、兼業分家一人であって、農地分割は単独相続二六戸に対して特殊例といえる。一方練ケ里では分家（本稿では、農村に家を構え、農地を受贈した者、と定義する。そのうち兼業分家とは、受贈時農業を主な仕事としていた者、兼業分家とは、受贈時農外の仕事に主として従事していた者を指す）は半ば一般化しており、しかもその形態は、農業分家（Ⅰ・Ⅱ期）↓還流者の兼業分家（Ⅲ期兼業分家三戸中の二戸）↓兼業分家、金銭分与（Ⅳ期）と時期により変遷している。ところが蓮子では農業分家が一般的であり、未だ鮮明な形での相続形態の変化は現われていない。Ⅲ期出生の農業分家に、還流者（ここでは、県外に一旦働きに出、その後帰村した者）による分家が多い（六戸中四戸）のも注目される。

以下具体的事例にそって三村における相続の実態と変遷のあとをたどろう。

第3表 相続形態別、あとなつぎの出生年次別相続農家数

(単位: 戸)

村名	相続形態	あとなつぎの出生年次による 時期区分				計 I ~ IV期	参 考	
		I (明治 10~30)	II (明治 31~45)	III (大正2 ~昭和 4)	IV (昭和 5~19)		幕末~明治9	
山形・豊原	一子相続	0	2	3	1	6	} 分家を出さない	34
	単独相続	12	6	5	3	26		
	金家屋敷分与	0	3	2	1	6		
	農地分割	1	1	0	0	2	農地のみ分与	1
	未定・その他	0	0	0	7	7	不明・その他	7
佐賀・練ヶ里	一子相続	6	7	2	4	19	} 分家を出さない	8
	単独相続	3	7	3	2	15		
	金家屋敷分与	1	1	3	4	9		
	農地分割	8	8	4	2	22	分家を出す	6
	未定・その他	0	0	0	9	9	不明・その他	1
鹿児島・蓮子	一子相続	1	3	8	1	12	} 分家を出さない	4
	単独相続	4	0	3	0	7		
	金家屋敷分与	0	0	0	1	1		
	農地分割	8	3	2	5	18	分家を出す	3
	未定・その他	0	0	1	7	8	不明・その他	8

注 1. 相続形態の説明.

単独相続……………兄弟がいるにもかかわらず、あとなつぎが農地・家屋敷を一括継承したもの。

一子相続……………兄弟があとなつぎ以外にいなかった、あるいは姉妹だけでその内の1人に婿を迎えた、あるいは子供がなく養子を迎えた等のため一括相続を行ったもの。

金家屋敷分与……………あとなつぎ以外の子弟へ金銭または宅地・家を分与したものの。

農地分割……………家を構え農地を分与したいいわゆる分家を出したものの、および単に農地のみ分与したものを合わせたもの。

2. 参考の幕末~明治9年の相続形態は、戸籍による家系図の不備と聞き取り調査の不備のため不正確ではあるが、一応家系図により分家を出さなかったか、あるいは分家を出したかで区分し、参考に供した。なお、豊原については分家はなく、農地のみ分与が1戸あったので、項目も農地のみ分与とした。

九

3. 豊原調査は直接相続を対象として行った調査ではないため、金家屋敷分与、農地分割については正確を期しがたい。

4. 時期区分は、あとなつぎの出生年時により表のようにI~IV期に区分し、彼らが親からいかなる相続形態をもってひきついだかを記載した。調査対象は現在存在する調査農家の先祖で、戸籍でたどれる者すべてである。

5. 豊原の明治9年以前不明には自力独立農家1戸、練ヶ里IV期未定には係争中1戸、蓮子IV期未定には目下単独相続をしたが、将来分与するつもり3戸を含めている。

第4表 相続形態別受贈者数と受贈農地面積

時期区分 受贈の形態 村名	受 贈 者 数 (人)					受贈農地の平均面積 (7ール)			
	受贈者の出生年次による区分								
	I	II	III	IV	計	I	II	III	IV
山形・豊原 兼農家の敷地 金銭計	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0
	0	0	1	0	1 (0)	0	0	35	0
	1	0	0	0	1 (0)	小60	0	0	0
	0	0	3 (2)	0	3 (2)	受贈者の贈与農家内での統柄 (人)			
	1	1	1 (1)	1	4 (1)	長兄1, 仲兄3, 末弟2, 娘3			
佐賀・綾ヶ里 兼農家の敷地 金銭計	2 (0)	1 (0)	5 (3)	1 (0)	9 (3)				
	7	5 (1)	1	1	14 (1)	自・小116	自104 小26	自190	自174 小27
	1	2	2 (2)	3	8 (2)	自30	自26 貸40	自35	自44
	1	3	0	3	7 (0)	若干	自57	0	自17 小183
	0	0	1	1	2 (0)	受贈者の贈与農家内での統柄 (人)			
鹿児島・種子 兼農家の敷地 金銭計	0	3	0	8	11 (0)				
	9 (0)	13 (1)	4 (2)	16 (0)	42 (3)	長兄4, 仲兄19, 末弟15, 娘3, 作男1			
	6	2	6 (4)	0	14 (4)	自102 小37	自31	自34 小7 小13	0
	2	1 (1)	2	0	5 (1)	自35	自80	自5 小21 小14	0
	0	1	3	2	6 (0)	0	自64	自26 小10	自23
計 (稗出独立除)	0	0	2 (2)	1	1 (0)	受贈者の贈与農家内での統柄 (人)			
	2 (1)	1 (1)	11 (4)	0	5 (4)	長兄11, 仲兄7, 末弟9, 嬢2, 妻2			
	8 (0)	4 (1)		3 (0)	26 (5)				

注 1. 対象とした受贈者は調査農家の現家族および先祖のうち、明治10年以降出生した者すべてである (娘・妻・婿・作男を含む)

わ).

2. 受贈形態の説明

農業分家……………農村に家を構え、農地を受贈した者のうち、受贈時農業を主な仕事としていた者、

兼業分家……………農村に家を構え、農地を受贈した者のうち、受贈時農外の仕事に主として従事した者、

農地のみ分与……………農村に家を構えることなく、ただ農地のみを受贈した者、

家屋敷分与……………ところを問わず、家屋敷乃至はそのいづれかを分与または買い与えられた者、

金銭分与……………金銭、動産のみを分与された者、なお土地売却による金銭贈与も含めた、

稼出独立……………財産を全くまたはほとんど受贈することなく、自分の力で農地を買・借して、村内に家を構えた者、

3. 時期区分は第2, 3表と同様だが、それらがあとつぎ出生年次で区分したのに対し、本表は受贈者自身の出生年次で区分した。

4. 受贈者数の右の()内の数値は、受贈者中一旦県外に働きに出て、その後還流帰村して、受贈した者の人数である。

5. 「受贈農地の平均面積」欄での路号

自……………自作地、小……………借入地、貸……………貸付地、山……………ミカン山または植林地または山

6. ●豊原において娘の受贈者3人(うち1人は農地のみ分与)は親柄がいずれも長女である、

●練ヶ里においてⅠ期農業分家のうち3人は祖父の兄弟乃至それ以前の代のものである。またⅡ期では農業分家のうちの1人は作男による農業分家、農地のみ分与の1人は娘である、

●蓮子においてⅠ期農業分家の受贈農地の平均面積は不明1を除く5人の平均である。Ⅱ期農業分家の2人はいずれも亡くなった兄弟の妻(後家)に対する分与である。Ⅱ・Ⅲ期農地のみ分与の各1人は、老人後家となった母が娘婿に対し全所有地を贈与したものである。Ⅲ期の農地のみ分与のうち2人は、あとつぎが受贈者である。

豊原Ⅰ期出生者の農地分与一例は、明治三五年に長女(三四歳)が村内農家に嫁ぐの際に、再婚のひけめを配慮して小作田六〇アールを持参させたものだという。当時当家は完全な小作農であったが、二〇〇アール近い小作地を未だ保留していたと考えられる。

Ⅲ期出生者の兼業分家一例は、父を五年前に亡くし一家の基幹労力であったあとつぎが昭和一四年徴兵され働き手を失ったので、翌年旧制中学を卒業し獣医学校への受験に失敗した弟を家に留め働かせたために起きた分家である。当時当家は経営面積四〇〇アール強、所有地では五〇〇アール余の、貸付地をもつ自作農家である。弟は結局一年半の兵役期間を除き九年間当

家で自家農業を手伝い、昭和二六年二八歳の時に妻子と共に分家する。分家の契機は、隣家の某が終戦後帰村し営業していた綿打業がたまたま倒産し、それを当家が宅地、建物、綿打機械こみで一五万円で購入し、それに下田三五アールを添えて分家させたものである。当時当家は農地改革を経て所有三三八アール、経営三八六アールへと減少していた。弟はそれ以後村内で綿打業をして生計をたてている。

練ケ里において農地分割はかなり一般化しており、そのため多彩である。（以下練ケ里、蓮子二村については農家番号を使用する。農家番号は昭和五〇年調査農家を経営耕地の大きい順に①、②と番号を付した。）

まず農業分家の例を掲げよう。No.③農家は明治後半No.⑤農家より分家した農家であるが、分家一代目にして大正四年には既に三二〇アールの農地を所有する大農家となっていた。さて、このNo.③農家には明治二八年生まれを頭に三人の息子と二人の娘がいた。その次兄（戸籍上でなく、実際成長した兄弟の中の次男を指す）が高等小学校を出て自家農業に就いたのが大正九年のこと、まだ灌漑は水車の時代であり、三五〇アール前後の経営には労働力五人が必要だったという。（当村において石油発動機・揚水ポンプが導入されたのは昭和九年である。また大正九年当村の総戸数四四戸、一戸当たり一七〇アール平均、男女総従業者数一二〇人、一人平均五〇アール、馬一頭当たり二一〇アールの耕地面積を耕作していた。）

分家一代目の父は、兄弟は百姓をしてなければいかにという方針であったが、大正一三年早世する。長兄はそこで母と相談の末、次兄を将来家分かれさせる条件で家に留め働かせる。昭和一〇年に次兄は村内から嫁を迎え、以降は二世帯六人余の労働力で四〇〇アール弱の自作地を耕している。昭和一六年次兄に召集がかかり、その際分家を決定する。翌年屋敷五アールに家が新築されたが、実際上の分家は次兄の復員後の昭和二年四〇歳の時である。自作地一八〇アールの分与であった。ただ、登記料を免れるため登記は農地改革にひっかけている。

なお蛇足であるがNo.③農家の場合、数年の自家農業従事後他出し会社勤務となった末弟（戸籍上でない、実際成長した兄弟の中での末子）には、昭和一六年貸付地八〇アールを贈与し、それが改革でとられると、昭和二四年末弟の勤務する福岡の

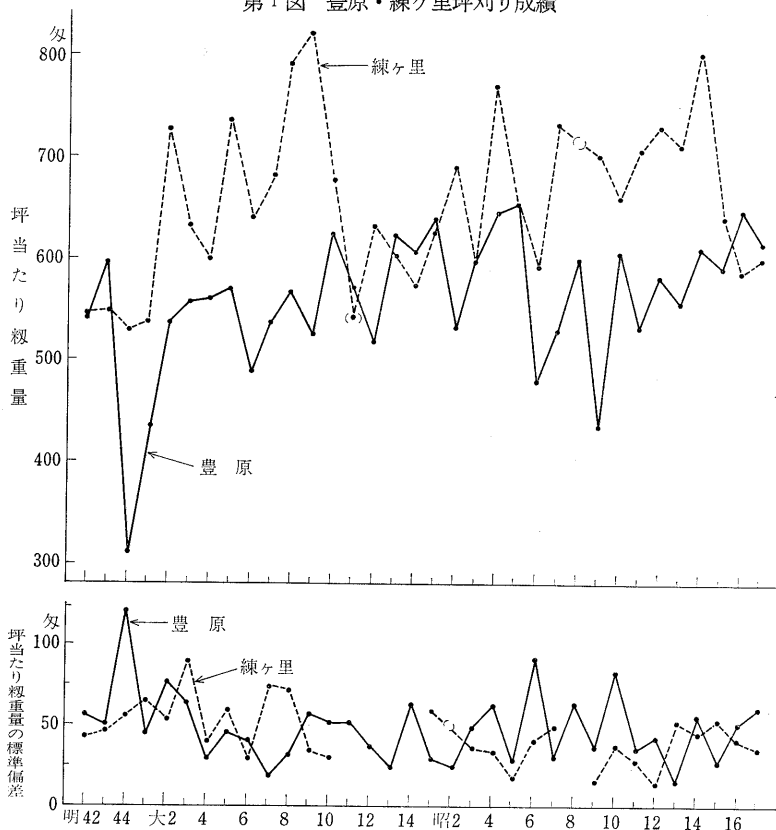
都市近郊に家屋敷（一〇アール）と田二〇アールを買い与えている。

労働集約的といわれるクリーク農業地帯である練ケ里は、明治中期以降乾田馬耕農法が定着した豊原に比べると、農作業には余程手間がかかると同時に、またその労働力を養うに足る土地生産力と農作物の多様性を兼ね備えていたかにみえる。第一図は、坪刈り記録により両村の水稲収量の水準をみたものである。それによれば概して水稲収量の向上は、この期間緩慢であったこと、また練ケ里は豊原に比べて大正期に一二四%、昭和戦前期でも一一七%の高反収をあげていることが分る。ただ豊原ではこの間僅かながら反収の向上がみられたのに対し、練ケ里では停滞的であったのでその差は縮小傾向にあった点、また練ケ里では農家間の反収格差は漸次解消の方向に向かっていた点が違っている。

次に両村の所得内容である。昭和八年所得調査によれば、豊原農家一八戸の農業関連所得総額は一万〇二〇〇円、内訳は水稲収入と推定される部分八一%、養蚕一九%、この外に農外兼業収入が一七〇五円あった。他方練ケ里にはこれと直接比較しうる資料は見当たらないが、昭和七年度の練ケ里農事実行組合の共同販売実績（ただし農産物で共販されたのは一部と考えられ、例えば米の場合全収穫のうち四分の一となっている。従ってこれが村の農産物収入の構成を良く反映しているかどうかは疑問）は以下の通りである。総額一万七八二四円、内訳玄米五四%、鶏卵三〇%、縄九%、繭六%、小麦一%である。また昭和一三年作付面積では稻七四六八アール、麦類五三一四アール、そら豆二〇五アール、桑一四一アールで、他に鶏二六八五羽、叭六一〇枚、縄五九一〇貫等となっている。

このような農業生産の違い（稲単作的か否か、水準、労働集約度）の結果、昭和八年豊原では農家一八戸、一戸当たり平均経営耕地二四五アール、農業労働力男女（ただし男は一八〜五五歳）平均一人当たり九八アールであっ

第1図 豊原・練ヶ里坪刈り成績



	練ヶ里			坪収量平均の差 t 検定	豊原		
	坪当たり収量平均 (匁)	年平均収量の標準偏差	農家間標準偏差の平均		坪当たり収量平均 (匁)	年平均収量の標準偏差	農家間標準偏差の平均
明治42 ~ 大正10年	651	99	53	(3.53**)	527	79	53
両年度間の差(t値)	(0.807)	—	(2.61*)	—	(2.06*)	—	(0.68)
昭和1 ~ 17年	676	66	37	(4.32**)	580	61	47

注 1. 坪当たり収量平均は、各年次の村平均値を更に上記2期間で平均したもの。年平均収量の標準偏差はその平均値の標準偏差である。農家間標準偏差の平均とは各年の村平均を出す際の標準偏差の平均で、農家間坪収量のばらつきを現わす。従って、各数値は平均値をデータとしているため厳密にはt検定は成立しないが、便宜的指標として参考までにのせた。

2. 練ヶ里の坪当たり収量算出では昭和8年、農家間標準偏差の平均では、昭和2、8年をデータ不備のため除外した。

たのに対し、練ケ里では農家三七戸、一戸当たり平均経営耕地二一七アール、農業労働力男女平均一人当たり六〇アール余と推定される。つまり練ケ里は農業労働力一人当たり耕作面積が豊原の六〇％余だったのである。

練ケ里において分家慣行の継続を促したもう一つの原因として、大正期にはいたとみられる農業年雇の衰退があげられる。北九州を中心とした農外労働雇用市場の拡大によって年雇労働力は吸引され、農家は自家の二三男を農業労働力として引きとめざるをえない、その結果として分家が引き起こされたからである。ちなみに昭和八年豊原には年雇（若勢と呼ばれた）が七人おり、その給金は馬使い若勢で八〇一〇俵であつたとみられる。⁽⁶⁾他方練ケ里では昭和一三年で年雇（作男と呼ばれる）は一人、また昭和八年当時のその給金は男二〇〇円、女一二〇円であつた。当時米一俵八円相場だから、米換算すれば男で二五俵の高水準にあつたわけである。なお年雇は練ケ里では昭和戦前期までではほぼ消滅するが、豊原においては戦後の高度経済成長開始期まで残存することになる。

ここで作男による農業分家という練ケ里唯一の事例、No. 97 農家の場合をみておこう。分家者97は明治三四年隣村に生まれ、尋常小学校卒業後農業年雇に出、No. 8 農家で作男として働いた。No. 8 農家のあとつぎは長兄が妻娘三人を残して若死にしたため、明治二二年生まれの三兄が急拠継いだものである。作男97はこの亡長兄の娘と結ばれて、昭和一〇年三四歳頃に分家をさせられる。自作七〇アール、小作六〇アールの分与で、娘と結ばれて少なくとも一五年後のことであつた。なお試算によれば昭和八年の給金、地価を基準として、仮に一五年分の給金を全部つきこんだとして買い取れる田は六七アールであり、それは受贈自作田七〇アールと照合すると見なせるものかもしれない。

Ⅲ期出生者になると農外職業に主として従事する者の兼業分家、しかも一旦県外へ出た者の還流による分家が發生する。

No. 40 農家（昭和二年生）は、No. 8 農家の次兄で青年学校卒業後自家農業に二年就き、その後他出して職を転々と変えるがう

まくゆかず、昭和二年帰村し親と同居して自家農業を手伝う。昭和二八年地元企業へ就職でき、二九年に結婚、三二年に自作五〇アールと家屋敷（四アール）を分与され分家し、現在に至る。なおNo.⑧農家の父は、分家させたのは子供を近くにおく方針だったからだと答えている。

このように還流者による兼業分家は、練ケ里では戦争後の食料難と労働雇用市場の不安定期に現われたこの時代に特有の分家形態であったと言える。

IV期出生者においては、還流者でない兼業分家が支配的になり、また金銭分与が飛躍的に増加する。兼業分家も一戸あるが、これは家族分裂的な特殊例と考えられる。従って兼業分家は当村では昭和二五年のNo.②③農家（Ⅲ期出生者）のそれを最後として以降は消滅したとみてよい。

この兼業分家消滅の理由であるが、ここではその一因として当村における農機具改良による一人当たり耕作面積の増大という生産力側面を指摘しておきたい。というのは、当村にあっても戦後機械化による本格的な一人当たり耕作面積の拡大が実現してゆくからである（当村での一人当たり耕作面積の変遷は以下の通り——大正九年五〇アール、一二年六〇アール、昭和一三年六四アール、二年五六アール、二六年六三アール、三五年七四アール、五〇年一一アール⁽⁷⁾）。

IV期出生者の兼業分家の例としてNo.④農家の世帯主の息子達の分家の状況をみてみよう。まずNo.④農家の当主の経歴から述べよう。彼は大正末三〇アールの田と宅地八アールをもらい、No.③農家より分家した。そこに八畳一間の家を自分で建てたという。分家時は馬車引きを主な稼業としていた。その後本家の兄が息子を頼り、朝鮮へ病院掃除夫として転出したので、自作合わせ二〇〇アール余の本家の田畑家屋敷を引き継ぐ。だがまもなく借金の保証倒れで完全な小作農に転落してしまった。終戦後兄家族が引き揚げてきて、田の二〇アールも分けてくれんかと頼まれたので小作地五〇アールを与え、No.④農家は一六

○アール余の小作農地保有の状態で農地改革を迎えた。そして一二四アールの自作地と残存（未開放）小作地三八アールを有する自作農として再出発するのである。

さて、彼には五人の息子がいたが年長の二人は戦死した（その年金が昭和五〇年当時一〇一万円）。現在存命のⅣ期生まれのこの三人の息子のうち、長兄は尋常小学校卒業後地元下請企業に勤めている。当初同居していたが折り合いが悪く飛び出し、昭和四〇年田五五アールをもって分家する（ただし登記手続きは未完了）。次兄も新制中学卒業後地元企業に勤めているが、昭和三五年頃まず家屋敷を建ててもらい、しばらく後田三〇アールを分与され分家する。従って当主自身は末弟家族と同居する。末弟は現在五〇アールに減った農地で農業をしながら農閑期には建設会社に日雇に出る。経済的には苦しく、当主の年金もまた生活費の重要財源としてくみこまれていくようである。当主によれば、息子は多少給料が悪くとも地元で勤めさせ分家をさせるのが生活が安定して一番良いやり方だというのである。

この例の場合、家族関係の特殊性がからみ、兼業分家の典型とはいえぬ面はあるが、これまでの農業分家や還流者による兼業分家に代わって、息子の就学時期から分家を予定し県内に勤めさせ、生活補助として飯米用農地を分与するという考え方を明瞭に主張しているのは注目に値する。県内雇用市場の拡大と安定に対応した新たな分家形態であるといえよう。ただ、こうした兼業分家のあり方がNo.④農家当主にとっては良いと信じられていても、村人皆が必ずしもそれを是とするわけではない。ある専業農から次のような意見を聞いた。

No.④農家は農地改革で農地を手に入れた人だから、農業をやっていいこうという気あいがいから農地を分けてしまったのだ。また息子達も一人立ちする意志がなく、ずるずると地元に残り、分家したのだろう、と。

兼業分家と並んで、Ⅳ期出生者に現われる金銭分与について述べよう。金銭分与はこれまでもⅡ期出生者に三人の受贈者がいたが、それらはすべて海外渡航に際しての支度金といった特殊事情によるものであった。だがⅣ期出

生者の場合は、明らかに相続における農地に代替する財産分与としての金銭分与であり、前の三例とは性格を異にする。ところで分家形態から金銭分与へのこの相続形態の変化は、決して自然に移り変わってきたのではない。そこには家族員間の、ひと知れぬ対立と和解の歴史が繰り返されていると見るべきであろう。

№④農家の当主は大正一四年生まれで、青年学校卒業後ずっと自家農業に従事してきた。戦前は自小作半々だが、昭和二六年当時には自作二四二アール、未開放小作地二四アールと耕地の大きい農家となっていた。

彼には二人の弟がいたが、上の弟（次兄）は既に昭和二十一年青年学校を出て自家農業に従事していた。昭和二五年頃両親が、次兄には五〇アールぐらい分け、地元で勤めさせると言ったが、あとつぎでありまた二四年に結婚もしていた彼は猛然と反対した。彼によれば、当時は二〇〇アールもあれば充分に暮らせたのだが、自分はこれからの農業は農地を大きく確保していなければいけないと思って反対したのだという。だが、家つき娘でもあった母は特に次兄の分家に執着し、意を曲げようとはしなかった。そこで彼は次兄を熊本にある開拓農業関係の松田農場に長期研修に派遣する。そこで農業で生きることがいかに厳しいかを弟に知ってもらうためであったという。予想は的中し次兄は半年ほど音をあげ戻ってくる。そして、分家の意志を棄て八幡の製鉄所に職を得て他出するのである。

昭和四〇年父の意志で末弟に二五〇万円の家屋敷を買い与えた。末弟は高校卒業後長崎の造船所に勤めていた。二年後次兄が金銭分与を要求してきたので、これも父の意志で二〇〇万円を与えた。金額が末弟より少ないのは以前にも金銭を若干与えていたからである。財源は彼が農業や日雇に出て稼いだ自己資金だという。

二人の弟に対する義理が済んでから、彼は父から農業経営権と財布を譲ってもらった。昭和四九年には父が死亡し、彼は単独相続した。相続税が一・五万円だったという。

もちろん親子兄弟間の確執が顕在化することは多いことではない。むしろ一般にはこの金銭分与への相続形態の変化の過程は、従来の分家をさせるといふ直系家族員の意識と、財産分けにあずかりたいという傍系家族員の

要求とが、傍系家族員による家屋敷建築資金援助という形で調和し、平穩のうちに、親から子への生前分与という方式のとり進捗することが多い。そして、こうした調和機能がないままに親が死亡した時に限って、場合によっては二三男があとつぎに直接遺産分割を要求するという対決を鮮明にした形態での死後分割相続が現われるのである（IV期出生者の農地のみ分与の例No.⑩農家、金銭分与の例No.⑪農家）。

蓮子の場合、練ケ里と比べて相続形態は錯綜している。確かにI期出生者において多かった農業分家が、II・III期出生者には還流者の分家乃至は農地のみ分与へと形態変化していく点や、IV期出生者での分家激減の兆（とはいへ相続未了のため不確定）は練ケ里と共通する大勢であるが、反面還流者による農業分家の少なくないことや親から財産分与を受けることもなく村内に自力で独立する者（稼出し^{かせだし}独立と以下では呼称する）の存在など、蓮子独自の相続形態のさかんなこともまた指摘されるのである。そこでここでも個別事例を紹介しつつ、その実態を明確にしておこう。まずII・III期出生者に多かった還流者による分家の例である。

No.④農家は、大正九年No.②農家の長兄として生まれた。小学校卒業後、「でかん」（丁稚奉公の意味か？）に出て、その後満鉄に勤めたが応召し、昭和二年復員、翌二年には結婚した。彼は父とは意見があわなかった。当時あつぎと目された次兄はその頃余り百姓に身をいれていなかった。彼は兵隊にいつて南洋で苦勞してきていたため、見かねて忠告したら、それを嫁が入れ知恵しているのだからと勤ぐられ、逆に両親から嫌われた。農業分家したのは、当時は食料難で百姓様々の時代であつたし、また出稼ぎでも食えなかった、それと都会生活の経験もあつたからである。分家は結婚一年後で、その間農作業は一緒、食事は別で実家の隠居屋に寝泊りした。収入は闇商売（魚の行商等）で得た。昭和二年春自作畑二〇アール、小作畑二二アールと湯飲み茶わん一個ずつ、御飯・おつゆ茶わんと豚をもらつて分家した。本家には未だ自作畑二三四アール、小作畑四四アールが残っていた。なお、No.②農家のあととは結局末弟（三男）が継ぎ、次兄もまた昭和二年自作畑四五アールで農

業分家している。

この例は、還流とはいっても戦争という特殊事情に由来する類であるが、蓮子の場合引揚げ、復員による分家の多い点は注目される（Ⅱ・Ⅲ期出生者の後家によるものを除く分家九戸中、引揚げ・復員によるとみられる分家は四戸）。

次に還流者による農業分家の理念をはっきりと語った例をあげよう。

No. ⑦農家はNo. ⑬農家の次兄で、高等小学校卒業後大阪の鉄工所へ働きに出た。あとは兄か弟のいずれかが継ぐだろうと思っていたし、自分は三〇歳になったら農業に戻るつもりで金を貯めたという。事実彼は昭和二〇年三〇歳にして帰村した。親からは小作畑二枚（二二アール）を分与された、実質上稼出しに近い農業分家である。分与は少なかったが、父自身もっていないので仕方なからうと思っている。この外に畑は分家前の昭和二年に六〇アールを自己資金二一〇〇円で買い入れていた。屋敷地（四・五アール）は五、六年借地をし、その後買い取った。家屋は昭和二年初め、付近の古家を買ひ、その木材を使って建てたという。

この例で明らかのように、還流者といってもそれは練ヶ里におけるように都会へ出てうまくゆかず夢破れて帰村するという悲哀感はなく、淡々として気楽に乃至は初めから予定された還流である点に同じ還流者による分家でも、性格の違いを見出せるのである。

稼出し独立の例を次に掲げる。

No. ⑨農家はNo. ②農家の末弟（四男）として明治三五年に生まれた。学校卒業後六年間地元で店員として働き、その後名古屋へ出て紡績工場で一四年間働く。昭和七年結婚を契機に帰村し三年農業をするが、再び名古屋へ出、その後軍属として鹿児島に來住した。戦後再び帰村し以降は定着し農業と近傍の町への出稼ぎ（店員）で暮らしをたてた。親は当時自小作二〇〇

アール以上の大農家であったが、親からは何ももらわぬ稼出し独立だという。ただ農地改革により四一アールを取得している。他方還流者によらない兼業分家四戸については、蓮子の場合すべて不安定な仕事や自営業（内訳は出稼ぎ、日雇、印刷工、大工）に従事している者への分与であり、練ヶ里における兼業の内容（恒常的勤労者）とはかけ離れている。むしろ、農地受贈面積が小さくて、そのため農村雑業を主たる仕事として生計をたてざるをえなかったための兼業分家といった方が実態に近い。

とまれ、こうした分家も農業、兼業、稼出しのいずれの形態を問わず、昭和三〇年代以降びたりとその発生が止まる。蓮子に生まれた子弟が戦後の高度経済成長に伴う資本主義労働雇用市場の拡張にすっかり吸引され、それが従来の当村の就業経過を大幅に変えてしまったからである。これまでなら戻ってきたはずの還流者がぶつりと途絶え、蓮子は後継者をもたぬままに漸次老人化しつつある。その結果相続慣行は顕著な変化の現われていないまま、親の死亡時まで引き延ばされているのが現状だといわねばならない。ただ一例昭和四七年父が死亡し、相続形態の決まった事例について言及しよう。

No. 23 農家は長兄があとを継ぎ一女三男をもうけたが早死したため、妻が夫の弟（次兄）と再婚し更に二女一男を生んだという家庭である。従って都合四男三女の子供がいるのである。なお先夫との子供一女三男はすべて後夫との間に養子縁組をして入籍している。

さて、No. 23 農家は昭和四七年後夫を亡くし、現在は後家となった妻（明治三八年生）と独身のまま自家に留まった長女との二人世帯で、三〇アール余に甘藷を植え、残り三五アールは貸し付けたり植林したりしている。その外に収入は他出した息子である長兄、次兄、三兄が各々仕送る月三万円と年金二・六万円とがある。

ところで、昭和五〇年南薩畑灌事業の一環として圃場整備交換分合が実施されることになり、畑の名儀も亡夫のまま放置し

ておくわけにもいかなかった。妻としては財産をあつぎ一人に渡したいと考え、またあつぎには長兄（近傍に在住し、大阪へ働きに出る）を希望していたが、結果は次のように分配された。長兄へ一九アール、次兄（昭和二年生、大阪、会社員）へ一五アール、三兄（昭和一三年生、大阪、会社員）へ三一アール、末弟（昭和五年生、埼玉、工員）はなし。

これから推しはかると戦後の三〇年代以降の雇用労働市場の拡大と安定は、蓮子出身の他出子弟の還流を中止させることによって従来の分家慣行を消滅させる可能性と同時に、村外他出者による均分的な農地分割に向かう可能性もあることになる。

なお参考として、現在の当主が将来自分の子供達へいかなる相続をしようと考えているかの意識調査を付け加える（第5表）。それによると老後は子供達皆にみてもらおうと思っているわけではないが、財産は過半の者が均分しようと考えているのである。

以上個別事例に沿って三村の相続の実態とその変遷をたどってきたが、次にそれを練ケ里、蓮子の二村について分与農地面積と農地分割率の二側面から整理しておく。第6表は、Ⅱ期出生者以降の農地分割を相続形態別に分類し、その平均分与農地面積と平均農地分割率を算出したものである。

それによれば練ケ里の場合、農業分家と他の二形態（兼業分家、農地のみ分与）との間には、分与された農地面積、農地分割率に明確な格差が存在する。つまり、農業分家は平均分与農地面積が自作一一・七アールと小作二一・七アール、その農地分割率も三七・九%と高いのに対し、他の二形態では分与農地面積は五〇アール余、農地分割率も二〇%余と低位なのである。ただ、本家に残留した農地面積は三形態とも二〇〇アール余で同水準である。従って、本家からいえば本家に二〇〇アールを確保し、それを超える部分は二三男に分与してゆく。農地分割は農地規模の大きい農家ほど行い易いのである。

第5表 蓮子における相続意識

(単位: 件)

選 択 項 目		回 答 者 計	男子1人の農家 を除いた計
将に 来対 子し 供て	① 均分する	5.5	5.5
	② 農地・家屋敷単独, 金銭は分与	1.5	0.5
	③ あとつぎへの単独相続	4.0	2.0
	④ 未定	4.0	2.0
	⑤ その他	2.0	1.0
		17.0	11.0
老後 の 生 活 設 計	① あとつぎにみてもらう	7.5	
	② 自力で暮らせるようにする	7.0	
	③ 子供たち皆にみてもらう	1.5	
	④ 余裕のある子にみてもらう	0.5	
	⑤ 未定	4.5	
	⑥ その他	3.0	
		24.0	

注. 回答者が将来のことなので確定した答えをもたず, 2つ選んだ場合は各々 0.5 として集計した. 従って計は一応コード値とみられたい.

第6表 II期以降の農地分割農家の平均分与農地面積と平均農地分割率

村名	相続形態	集計 戸数 (戸)	本家の残留農地面積 (アール)			分与された農地面積 (アール)			農地分割 率 (%)
			自作地	小作地	その他	自作地	小作地	その他	
練 ヶ 里	農 業 分 家	6	199.0	18.2	貸11.7	118.7	21.7	0	37.9
	兼 業 分 家	5	182.2	19.4	貸 7.0	34.4	7.2	貸16.0	19.9
	農地のみ分与	5	154.6	28.0	貸46.0	18.0	6.0	貸14.0 山50.0	21.6
蓮 子	農 業 分 家	8	129.6	18.8	0	33.5	5.5	山 2.5	21.4
	兼 業 分 家	3	189.3	18.0	0	30.0	13.7	山 2.3	18.0
	農地のみ分与	4	—	—	—	35.5	7.3	0	—

注 1. 計算は, 練ヶ里の場合, 農業分家においては特殊例 No. ㉔を, 兼業分家においては特殊例 No. ㉕の2戸を, また分家時の年齢では, 蓮子の場合, 農業分家においては後家分家 No. ㉔, ㉕の2戸を, 兼業分家においては引揚者1戸を除いて算出している.

2. 蓮子「農地のみ分与」4例のうち3例までは所有地の全面積贈与, 残る1例は本家残留農地自作畑55アール, 山71アール, 貸付地105アール, 農地分割率11.8%であった. そのため欄には棒線を引きしている.

他方、蓮子の場合農業分家と兼業分家との間にはほとんど差はない。平均分与農地面積は、各々四〇アール余、農地分割率も二〇%前後であり、本家の残留農地面積に至っては逆に後者の方が大きいのである。この両者の差のなさは、農業分家と兼業分家を分家者が農業と兼業のいずれを主とするかで分類してはいるものの、その実態が蓮子においてはほぼ同じだという点に由来する。農業を主とするとはいえほとんどは運搬や行商を兼業とするし、兼業を主とするといっても恒常的雇用ではない職人がほとんどなのである。就業形態と所得の安定性がないという点では農業分家と兼業分家との間に質的差はないのである。

なお、農地のみ分与については、老後の面倒をみてもらう代償としての娘婿への全農地贈与二例と、他出者が改革で取得した農地をすべて自家を継ぐ弟へ贈与した例と、近傍の町に住み妻の実家でガソリンスタンドを営む長兄（母にとって老後頼れそうな唯一の息子）への農地の一部の生前分与の例であり、練ケ里における親からあとつぎ以外子弟への財産分けとしての農地のみ分与とは性格を異にする。

このように蓮子における農地分割は、多くの農家が分割するにもかかわらず、分与される農地自体は零細で、農地分割率も低かった。とはいえ、そこにも分家の相場ともいべきなにかの基準が存在している。例えば、

自小作あわせて四四アールを受贈し農業分家したNo.④農家は、分与された農地面積としては当村のほぼ平均水準にあるが、農地分割率からいえば本家の一〇・八%と農業分家中の最低にある。そのNo.④農家夫妻は、親から少ししかもらえなかったことを悔しがり、ただ結果から言えばそれはかえって良かったと今は思うようになっていて、（現在当家は自作二〇六アール、借入一〇〇アール以上の大農家にのし上がっている）、また自分はえらい目をして分家したのであとつぎへは親扶養分だけ余計に加えて、残りは息子達に均等に分けたい、と語った。

他方No.⑩農家は、結婚後一年親と同居（別棟、家計は一緒）し、翌二七年に自作地一九アールをもらって分家した。生計は

主として出稼ぎでたてていたが、娘の成長期は村内に留まり賃馬耕屋として活動した。さて、この例の場合、分与された農地面積は平均以下だが、農地分割率は本案の二・一・三%と平均水準にある。分家について、妻は多少農地の分与が少なかったと不満を述べたが、夫はそれを制して本家自体小さいのだから仕方なからうと答えている。

(2) 就業経過の地域性と時期的変遷

このような三村の相続慣行とその時期的変遷の違いが、農外労働雇用市場とどのように関連するかを次に検討したい。

第7表は三村のあとつぎ以外男子子弟（以降次三男と呼称する）の最終的職業への就業経過をみたものである。ここでは彼等の就業経過を学校卒業後、①そのまま自家農業を手伝い、その後最終的職業（一生の中で主な職業の意味）に就く者、②一旦奉公または一時的な職業に就き、その後転職を経て最終的職業に就く者、③直接最終的職業に就く者（会社社員でいえば終身雇用制のルールに乗る者が多いと思われる）、とに分類した。具体的な農外就業に関する経済的要因としては自家農業への次三男の労働奉仕の度合や最終的職業の豊かさ・安定度合が、相続形態を決める次三男側条件として大きく作用するとみられたからである。

まず概観して言えるのは、三村とも①↓②↓③型へと就業経過が移行してきたことである。だがそうした一般傾向にあっても三村は各々相異なる特徴をもっている。一つに、豊原、蓮子両村においては②奉公・転職型が各々二人、三九人と、①自農手伝型の各一九人、二二人を上回るのに、練ケ里では②型一四人に対し①型三七人と圧倒的に①型が多い点である。それは豊原、蓮子においては次三男が自家に留まれず排出乃至は吸引せられていく作用が強く働くのに対し、練ケ里ではそうした排出力の微弱なことを示すと思われる。

また同じ②奉公・転職型でも、Ⅲ期出生者までにおいては、豊原の場合一六人中一人と過半数が農業奉公なの

第7表 あとつぎ以外男子子弟（次三男）の最終的職業への就業状況

(1) 山形・豊原村

(単位：人)

就業 当初	出生年次 最終的 職業	明治					昭和 20年以降	就業 当初	学 歴	出生時期区分				
		I 10～30年	II 31～45年	III 昭和4年	IV 5～19年	V 20年以降				I	II	III	IV	V
自農手伝い	農職人・商売員計 農職人会小	2 2 2 6 (0)	1 1 0 4 (0)	0 1 1 2 (1)	0 1 0 1 (0)	0 1 0 0 1 (0)		自農手伝い	小高小(新中)卒 小高小(新高)卒 旧中・大学卒 旧中・大学卒	0 2 0 4	1 3 0 2	0 2 2 0	0 2 0 0	0 1 0 0
奉公・転職	農職人・商売員計 農職人会小	0 1 1 0 2 (0)	0 2 1 2 5 (0)	2 1 2 4 9 (0)	0 2 0 6 8 (0)	0 1 0 1 2 (0)		奉公・転職	小高小(新中)卒 小高小(新高)卒 旧中・大学卒 旧中・大学卒	1 0 0 1	0 3 1 1	0 9 0 0	3 3 2 0	2 0 0 0
直接就職	職人・商売員計 職人会小	0 2 0 2 (0)	0 8 1 9 (0)	0 5 0 5 (0)	0 1 3 4 (0)	1 2 6 9 (0)		直接就職	小高小(新中)卒 小高小(新高)卒 旧中・大学卒 旧中・大学卒	0 0 2 2 0	0 3 6 6 0	0 3 3 2 0	0 3 1 0	0 7 2 2 0
総計	計	10 (0)	20 (0)	18 (1)	14 (0)	12 (0)		総計	小高小(新中)卒 小高小(新高)卒 旧中・大学卒 旧中・大学卒	1 2 2 2	1 9 7 7	0 14 4	3 8 3	2 8 2

注 1. 刈麥者は調査農家の現家族員および先祖のうち、明治10年以降に出生したあとつぎ以外男子子弟の就業者。
2. () 内は農地の受贈者数。
3. 除外人数とその理由。I 期…不明または聞取り不十分
16. II 期…不明し、若死し、III 期…若死7、病1、V 期…

- 注 1. 対象者は調査農家の現家族員および先祖のうち、明治10年以降に出生したあとつぎ以外男子子弟の就業者。
 2. () 内は農地の受贈者数。
 3. 除外人数とその理由。I期…不明または聞き取り不充分16, II期…不明1, 若死1, III期…若死7, 病1, V期…幼時養子出しである。なおI期の聞き取り不充分のうちの1人は、大正2年農地60アールを受贈している。
 4. 豊原調査は就業経過に必ずしもボイノットをおかなかったため、正確を期しがたい。

(2) 佐賀・練ヶ里

(単位：人)

就業 当初	出生年次 最終的 職業	明治 大正 昭和 10～30年 31～45年 46～55年 56～69年 70年以降					就業 当初	出生時期 区分					
		I	II	III	IV	V		I	II	III	IV	V	
		学 歴						出 生 時 期 区 分					
自農手伝い	農業 職員・商社 会社小計	10 2 0 0 (6)	6 2 1 2 (4) (1) (2) (7)	1 2 1 4 (1) (1) (3)	4 1 0 1 (2) (2)	— — — — —	自農手伝い	小 高小 旧不	3 3 1 5	2 8 0 1	1 6 1 —	3 3 0 —	0 0 0 —
奉公・転職	農業 職員・商社 会社小計	0 1 1 0 2 (0)	0 1 1 0 2 (0)	0 0 0 0 2 (0)	0 3 0 4 (1) (1)	— — — — 1 (0)	奉公・転職	小 高小 旧不	1 1 0 —	0 0 1 1	1 1 0 —	4 3 0 —	1 0 0 —
直接就職	職人・商社 会社小計	0 0 0 0	0 2 1 3 (1) (1)	0 6 6 12 (0) (0)	0 1 16 17 (4) (4)	— 2 6 8 (0)	直接就職	小 高小 旧	0 0 0	0 0 3	4 1 7	4 10 3	0 4 4
総計	計	14 (6)	16 (8)	22 (3)	30 (7)	9 (0)	総計	小 高小 旧	4 4 1	2 8 4	6 8 8	11 16 3	1 4 4

- 注 1. 対象者は調査農家の現世世帯主を中心にした父と子の3代にわたるあとつぎ以外男子子弟のうち、明治10年以降の出生者でかつ就業した者である。
2. 除外人数と理由. Ⅰ期…2人、あとつぎ予定者転出と若死, Ⅱ期…5人、うち幼時養子出3人、移住2人、Ⅲ期…5人、うち1人は養子出, 4人戦死, Ⅳ期…2人、共に養子出である。またⅡ期の作男分家1人も除外した。

(3) 鹿見島・蓮子

(単位:人)

就業 当初	最終的 職業	出生年次明治 10～30年					明治 31～45年					大正2～昭和 昭和4年5～19年					就業 当初	学 歴	出生時期区 分				
		I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V			I	II	III	IV	V
自農手 伝い	農 職人・ 勤務 計	5 (4)	1 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (0)	0 (0)	2 (0)	4 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	自農手 伝い	小 高小 (新中) 卒 旧	10 (0)	0 (0)	4 (2)	3 (1)	0 (0)
農 職人・ 勤務 計	農 職人・ 勤務 計	5 (4)	1 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (0)	0 (0)	2 (0)	4 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	農 職人・ 勤務 計	小 高小 (新中) 卒 旧	10 (0)	0 (0)	4 (2)	3 (1)	0 (0)
奉公・ 転職	農 職人・ 勤務 計	3 (1)	2 (1)	4 (3)	1 (0)	0 (0)	5 (1)	1 (1)	4 (3)	3 (1)	0 (0)	5 (1)	4 (3)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	奉公・ 転職	小 高小 (新中) 卒 旧	5 (0)	4 (1)	5 (6)	7 (2)	9 (0)
直接就 職	職人・ 勤務 計	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (2)	4 (15)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (2)	15 (19)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (8)	直接就 職	小 高小 (新中) 卒 旧	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	8 (0)
総計	計	16 (8)	8 (4)	17 (9)	18 (2)	28 (0)											総計	小 高小 (新中) 卒 旧	16 (0)	4 (3)	9 (8)	10 (4)	20 (8)
運流 綿村 経職者		5	5	10	4	3											現在仕 送りし て いる者						

注 1. 例外として除外した人数。Ⅰ期…1人、Ⅱ期…3人、Ⅲ期…13人、Ⅳ期…2人、Ⅴ期…2人である。そこにはは身障者、若死、不明等が含まれる。なお、対象者は第7表(2)の注1に準じる。

2. 恒常勤務とは会社員、公務員を合わせたものを指す。

(8) に対し、練ケ里、蓮子の場合商店奉公や転職型が多く、農業奉公は各々六人、二人中の〇人、六人とごく僅かではないという相違がある。③直接就職型については、豊原、練ケ里では既にⅡ・Ⅲ期出生者（就業時期でいえば大正昭和戦前期）に農業団体、公務員を中心とした労働雇用市場が開け（Ⅱ・Ⅲ期出生者は各三八人、そのうち③直接就職型は、豊原一四人、練ケ里一五人、と各々四〇%近くを占める）、それに見合う教育水準Ⅱ学歴の向上が図られる（ⅡⅡⅤ期出生者の旧中・大学卒業者は各一六人、一九人）のに対し、蓮子ではそうした安定した労働雇用市場への道は閉ざされたままで（Ⅱ・Ⅲ期出生者における③型は二五人中一人）、学歴もまた低位にとどまるのである（ⅡⅡⅤ期出生者の旧中・大学卒業者は一人）。

戦後の労働雇用市場の拡大、浸透については③直接就職型は練ケ里ではⅣ期出生者において既に三〇人中一七人と過半数を越えるのだが、豊原、蓮子ではⅤ期出生者で始めて半数を越える。第二・三次産業を中心とした戦後労働雇用市場の展開にも、練ケ里に早く、豊原、蓮子に遅いという地域的ずれがあったということであろう。

さて第7表には就業状況の外にカッコ内に農地の受贈状況をも示している。そこで就業状況と農地の受贈状況との関連を検討しよう。豊原については、自農手伝いをしようが奉公に出ようが、次三男が農地の受贈にあずかることはまずありえなかった。他方練ケ里の場合ⅠⅡⅤ期出生者九一人中二四人の次三男が農地の受贈にあずかり、ⅠⅢ期出生者までは自農手伝いをする（Ⅲ期出生者までの受贈者一七人中一六人が①型）と、村近傍に住むこと（同上一七人中一五人）が農地受贈の必要条件といって良かった。ただ戦後（Ⅳ期出生者以降）はその①自農手伝型の就業経過が衰退し（Ⅳ・Ⅴ期出生者三九人中①型は六人）、農地は自農手伝いの有無とは無関係に県内に勤める次三男に分与されることが多くなった。そこで、農地の受贈時の次三男の年齢と結婚経過年数を整理したのが第8

第8表 次三男の農地受贈時の年齢と結婚経過年数

		練 ケ 里			蓮 子		
		受贈時の 平均年齢 (歳)	受贈時の結 婚経過年数 (年)	集計戸数 (戸)	受贈時の 平均年齢 (歳)	受贈時の結 婚経過年数 (年)	集計戸数 (戸)
農地分割	I期出生者	31.6	7.8	8 ¹⁾	不明	不明	—
	II期出生者	37.0	8.1	9	—	—	—
	III期出生者	32.7	4.7	3	31.2	3.3	9
	IV期出生者	26.0	-0.3	3 ²⁾	—	—	—
II期にお ける IV期出生者	農業分家	36.0	8.2	6 ³⁾	29.2	2.0	6
	兼業分家	34.0	6.4	5 ⁴⁾	33.5	2.5	2
	農地分与	31.3	1.0	4 ⁵⁾	39.0	13.0	1
	金銭分与	29.3	不明	6 ⁶⁾	—	—	—

注 1. 本表数値の算出にあたって、正常な農地受贈のあり方とはかけ離れると思われる以下の農地受贈は除外する。

練ケ里の場合

- 1) 娘の受贈およびあとつぎ予定者の転出の2例。
 - 2) 家族分裂的な分家3戸と死後相続による農地分与の計4戸。
 - 3) 家族分裂的な名目分家1戸。
 - 4) 家族分裂的な分家2戸。
 - 5) 死後相続による農地分与の1戸。
 - 6) 金銭分与はIV期のみに限り、うち娘の受贈は除外する。
2. 蓮子の場合、同上の除外理由でI期は受贈年次等不明なものが多いため省略した。II期以降については後家分家2戸、老後保障のための贈与2戸、引揚者の分家1戸、転出者の本家への贈与1戸、遺産分割による農地受贈者2戸を除外したためII、IV期に該当がなかった。なお金銭分与も当村には調査上は見出せなかった。

表である。

三〇

それによると練ケ里のばあい、I期出生者の次三男の受贈時平均年齢は三一・六歳、結婚経過年数七・八年であったが、II期出生者では三七・〇歳と急に高齢化する。この原因の一つは戦争による異常事態のためである。だが、それもIII・IV期出生者においては再び若齢化してゆく。それは相続形態でいえば農業分家から兼業分家、更には農地のみ分与や金銭分与へと変遷してゆく過程に対応する。この過程は、先に掲げたNo.③番農家、No.③⑦番農家の例に多少示唆されたような本来農業分家がもっていた内容——次三男が農業労働力とし

て自家に組み込まれ、労働提供することの見返りとして労働相当分を自家から報いられる、という内容が労働への対価としてではない財産分けとしての農地分割へと論理が転換してゆくことを示している。

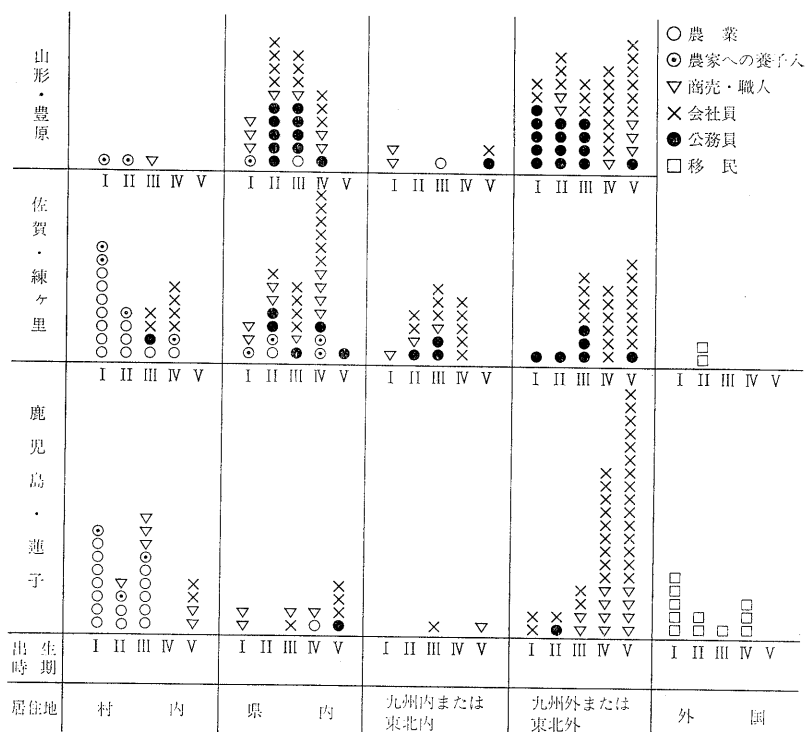
ところで蓮子の場合、戦前においては半数の次三男が農地を受贈しているが（Ⅰ～Ⅲ期出生者四人中二人）、農地の受贈は必ずしも自農手伝いをした者だけとは限らなかった（受贈者二人中①型は一人）。むしろ一旦県外に働きに出た還流者の農地受贈も少なくない（五人）のである。また受贈時の次三男年齢は三一・二歳と若く、相続形態の違いによる年齢も農業分家の方がかえって他の二形態より若い。そこには、次三男が自家に労働提供したから農地を分与するという論理をうかがい知ることができない。というより、村はたえず若い子弟を県外へ排出し、他出者は金を稼いでは村へ仕送りをする。そうした意味において村は他出者にも開かれており、他出者はいつでも帰村する余地を、そしてその際農地の分配にあずかる権利を保留することになるのである。

これを裏側から示す例として例えば蓮子 No. 24 農家は昭和三〇年代亡夫の兄より農地を分与された後家分家であるが、兄が分与した理由とは次のようである。亡き弟は出稼ぎで外地へ行っていたのに親のもとへ少しの仕送りもしなかった。それで父は怒り弟へは農地を一切やらなかった。弟は戦死し、妻が村に残されたが、それでは可哀相だということで兄が代わって分与した、というのである。

この仕送り慣習は現在も生きていて蓮子ではⅣ・Ⅴ期生まれの次三男の過半は昭和五〇年現在親への仕送りをしているのである。それは貧しさの中ではなくまれる情愛ではあるが、村の再生産のための知恵ともいうべきものであったのだろう。

〔参考〕 この仕送りの多寡は全県的にも同様で、たとえば昭和四六年農家経済調査によると、仕送りを受けている農家戸数割合は、佐賀一〇%、一戸当たり平均金額七万円に対し、鹿児島二九%、一戸当たり平均金額一四万円となっている。

第2図 次三男の最終的職業と居住地



注. 作図に際し以下を除外. 豊原の場合…Ⅰ期12人, Ⅱ期2人, Ⅲ期7人, Ⅳ期1人. 練ヶ里の場合…Ⅰ期2人, Ⅱ期3人, Ⅲ期5人, Ⅳ期2人. 蓮子の場合…Ⅱ期3人, Ⅲ期13人, Ⅳ期2人, Ⅴ期2人. 除外理由は, 不明, 若死, 身障者, 病弱, 幼時養子出等のためである. なお対象とした次三男は第7表と同じである.

そこで三村の農外労働雇用市場の地域性をより明確にするため、次三男の最終的職業と居住地を図示したのが第二図である。その特徴を列記すれば、豊原の場合、①村内に次三男が残ることはほとんどありえない、②公務員を主として比較的県内雇用市場が開けている、③東北地域へは都市圏のないことを反映してほとんど出ていない、④Ⅰ～Ⅲ期出生者に既に関東、北海道への他出者が半ばを占め、その主な就職口

は官公庁であつたこと。

次に練ヶ里の場合、④村内に留まり、農業を仕事とする者が時期をさかのぼるほど多い、⑤しかるにⅡ、Ⅲ、Ⅳ期出生者と次第に県内、北九州、関西の労働市場が景気の盛衰を投影しつつ開けていったこと、その中では全体として県内に勤める者の割合が大きい、⑥九州圏外への就職はⅠ・Ⅱ期出生者にはほとんど存在せず、Ⅲ期出生者以降漸増し、Ⅴ期出生者に至って圧倒的になつたこと。

第三の蓮子の場合、①Ⅰ～Ⅲ期出生者は大半が村内に残り、農業を仕事とした、②県内労働雇用市場、九州内労働雇用市場へのルートは、Ⅰ期出生者から現在に至るまでほとんど開けなかった、③九州圏外の労働市場がⅣ期出生者以降急速に開け、支配的になつたこと、が指摘できる。

こうした就職による居住の地域的特徴は、直接には三村の直面した農外労働雇用市場の分布状況と吸引度合に対応した結果だと推定されるが、それと同時に、他面農家には農業内的な排出力とでもいふべき作用の存在することを示唆するように考えられる。

つまり、豊原においては明治後期（Ⅰ期出生者）以前にイエ観念が形成されており、純粹型としてのイエは本来家産の維持、ひいては家産のあとつぎへの一括継承を至上目的とする。とすればそこでは家産分割をもたらず要因は徹底して排斥される。従つて次三男の分家は通常ありえないし、次三男は糧を求めて農外労働雇用市場へ他出しなければならない。その際イエは家産維持の上からもそのような次三男の独立を援助する必要性があるだろう。出来る範囲において就職を容易にする手だてでⅡ教育を次三男にはつけてやろうとする。ただそれを享受できなかった次三男は、いわば裸のまま村外に生活の道を求めてどこへでも他出ししなければならない。豊原における学歴の高さ、

公務員の多さと東北圏外への就職の多さとをそれらを示すものであらう。

練ケ里においては、家産のあとぎへの一括継承の意識がそれほど強くないように見える。それは純粹型のイエとは性格の異なるややルーズなイエとでもいうべきものと思われる。そこにおいては分家はある規模以上の大農家について一般的であり、次三男を排出する力もその意味で強いとはいえなかった。その結果次三男は、自家に余裕がある限り村内に留まり、日常的言葉でいえば、身近に良い職を見出したものから、客観的には農外労働雇用市場の吸引に対応しつつ、漸次他出してゆくという形になる。Ⅰ・Ⅱ期出生者における九州圏外への就職の無さ、県内就職者の多さはそうしたことの反映であらう。

とはいえ練ケ里においても豊原と同様に学歴は高い。それは農外労働雇用市場に対応すべく教育に熱心であったことを示すのだが、豊原ではイエからの排出のための教育であったのに対し、練ケ里では一応別立てで、教育とイエの維持とはそれほど強く関連づけて考えられてはいないようだ。

例えば、豊原では高い学歴をつけたあとつぎ予定の長兄が他出するということとはなかったし、また次三男に学歴をつけてもそのために農地を売却したという話は聞かない。ところが練ケ里では、あとつぎ予定の長兄が大学を出て他出したので、妹に婿を迎えたNo.⑬農家と末弟が継いだNo.⑭農家とがあるし、またNo.⑦農家は戦前長兄（あとつぎ）と末弟（二男）を大学に出したため、一〇〇アル余を売却し、結局当家は親戚の子供を養子に迎え、あとを継がせた、等の例からこの点をうかがい知ることが出来る。

蓮子の場合、家族員個人の人間関係を超えて成立する制度体としてのイエという概念はまずないように見える。そこでの農家はイエというよりむしろ世帯という方が妥当する。そこにあっては、村外の農外労働雇用市場が開け

第9表 就業経過別、出生年次別農家のあとつぎ数

(単位:人)

村名	就業経過	あとつぎの出生年次による時期区分					
		I	II	III	IV	V	小計
豊原	農業一筋	8	8	4	6	0	26
	還流	0	1	1	0	0	2
		0	1	0	0	0	1
	兼業型	2	1	2 (1)	2	1	8 (1)
	転出・兼業不在	0	0	0	1	0	1
練ヶ里	農業一筋	12	16	9	12	6	55
	還流	1	1	0	0	0	2
		0	0	0	0	0	0
	兼業型	1	1 (1)	2 (1)	6 (4)	8 (4)	18 (10)
	転出・兼業不在	0	1	0	0	0	1
蓮子	農業一筋	10	3	1	2	2	18
	還流	3	2	6	3	0	14
		0	0	2	0	2	4
	兼業型	0	0	0	1	0	1
	転出・兼業不在	0	0	1	2	0	3

注 1. 兼業型の () 内の数値は、農業をしていたが、途中から兼業へと転向した者の数である。

2. 豊原Ⅰ期1人(不明)、Ⅳ期1人(病気)、練ヶ里Ⅱ期1人(不明)を除外する。

3. この表での還流は、村内に居住し、恒常勤務に就いていたものが、途中で農業に戻った場合を含む。

4. 転出・兼業不在とは、一旦あとを継ぎ世帯主となったものが、その地位をすてる場合、または世帯主のままで村外へ出て居住する場合を指す。

ぬ限り、次三男はどんどん滞留し、上下層を問わず農地は益々細分化される。逆に農外の労働需要が増大すると、それこそ根こそぎ吸引されてしまうのである。⁽⁹⁾

なお、あとつぎの就業経過を参考として付け加えたい。

第9表によれば、蓮子ではあとつぎまでも一旦は農外労働に出て、再び帰村する者が多いことが分る。他方、豊原、練ヶ里では始めからあとつぎが自家に留まり農業に就くことが多い。ただ練ヶ里では高度経済成長期以降急速にあとつぎが兼業化(特に農業専従

第 10 表 昭和 50 年現在の経営耕地規模別の本分家数

(単位：戸)

村 経営耕地 本分家区分		練 ケ 里				蓮 子			
		200 a 以上	200～ 100 a	100 a 未満	転出・ 離農	200 a 以上	200～ 100 a	100 a 未満	転出・ 離農
分 家 を 出 さ ぬ 農 家 本 家		7	5	3	0	0	1	2	1
		6	5	2	0	1	1	8	2
分 家 (世代 区分)	Ⅲ 代 (祖 父)	4	2	0	1	1	0	0	1
	Ⅱ 代 (父)	1	2	1	3	1	0	5	4
	Ⅰ 代 (本 人)	1	3	7	0	3	2	9	5
分 家 (時期 区分)	明 治 期	4	2	0	1	1	0	2	1
	大 正～昭和戦前	1	3	2	3	1	0	5	3
	戦 後	1	2	6	0	3	2	7	6

- 注 1. 練ケ里は戦時中転入した農家 1 戸を除く 49 戸の村内在住農家、蓮子は村に家を残り、家族は離農して村外に住む 4 戸を含む 38 戸の農家と離農者についての集計。
2. 転出・離農は村内に家を構え農地を有した者で、以後転出乃至離農したものに限りて数えた。ただしその子孫が分家も含め現在存在しない転出・離農農家を除く。
3. 分家を出さぬ農家……現世常主からさかのぼる 3 代の間分家を出さなかった農家。

本家……………同上 3 代の間に分家を出した農家。
分家……………同上 3 代の間に創設された農家。

から兼業へと転向)へ傾斜しているのが特徴的である。

(3) 農地流動性

本分家の経営耕作地面積を対比した第 10 表をみると、蓮子では分家とそれ以外の農家の現在の経営耕地面積に違いはないが、練ケ里では明瞭な差が存在する。つまり、分家何代目か、またいつ分家したかが現在の経営耕地面積と明らかに関連しており、特に分家Ⅰ代目、戦後に分家した農家の経営耕地が零細である。これは蓮子では現在でも農地取得が容易だが、練ケ里では農地の取得が戦後分家者にとって容易でなくなったことを示すものだろう。この原因の解明には農地の需給構造とそれを支える農業生産構造や農地所有権等々の分析が必要なのだが、ここではそうした諸構造の一現象

第11表 戦後農地移動（昭和26～50年）

(1) 山形・豊原

		件数	総面積 (アール)	平均移動面積 (アール)	村内間移動		村外の移動	
					件数	総面積 (アール)	件数	総面積 (アール)
売買	本分家間	1	21	21	1	21	—	—
	姻戚・遠縁間	4	82	21	1	3	3	79
	他人間	11	164	15	4	58	7	106
残存の移作動	本分家間	—	—	—	—	—	—	—
	姻戚・遠縁間	—	—	—	—	—	—	—
	他人間	1	41	41	1	41	—	—
贈与	本分家間	1	35	35	1	35	—	—
総計		18	343		8	158	10	185
内訳(1)	売買計	16	267	17	6	82	10	185
	残存小作地計	1	41	41	1	41	—	—
	贈与計	1	35	35	1	35	—	—
内訳(2)	本分家間計	1	21	21	1	21	—	—
	姻戚・遠縁間計	4	82	21	1	3	3	79
	他人間計	12	205	17	5	99	7	106

- 注 1. 集計は調査農家19戸に現われる範囲に限定した。昭和45年19戸経営耕地計4,232アールを基準とした戦後25年間の農地流動率は8%, そのうち売買流動率は6%である。
2. 高校敷地による交換分合で300アール以上、道路用地9アール以上の転用強制買収があったが、農地片売買と性格が異なるため、便宜上除外する。
3. 残存小作地とは、農地改革で解放にならなかった小作地を指す。
4. 贈与による移動を内訳(2)の集計では除外する。

面——農地所有の流動性について検討したい。なぜなら、農地所有の流動性の大小は、贈与農家の農地分割および分家の農地拡大の難易を示すとみられるからである。

第11表は、昭和二六年以降の農地移動の性格をみたものである。その特徴を列記すれば、豊原の場合、①農地移動が少なく（農地流動率年平均〇・三%）、②その中では売買による移動が中心で（農地移動全体の八割）、しかもそれは村外他人間とのやりとりが多い。他方、練ヶ里の場合、①農地流動性は小さいが、豊

(2) 佐賀・練ケ里

		件数	総面積 (アール)	平均移 動面積 (アール)	村内間移動		村外との間 の移動	
					件数	総面積 (アール)	件数	総面積 (アール)
売 買	本 分 家 間	5	58	12	5	58	—	—
	姻 戚・遠 縁 間	6	130	22	6	130	—	—
	他 人 間	13	194	15	6	111	7	83
	(強制買収・ 転用・代替*)	11	221	20	—	—	11	221)
残地 存の 小移 作動	本 分 家 間	3	151	50	3	151	—	—
	姻 戚・遠 縁 間	9	306	34	7	235	2	71
	他 人 間	13	354	27	5	123	8	231
贈与	本 分 家 間	12	576	48	10	446	2	130
総 計		61	1,769		42	1,254	19	515
内 訳 (1)	売 買 計	24	382	16	17	299	7	83
	残 存 小 作 地 計	25	811	32	15	509	10	302
	贈 与 計	12	576	48	10	446	2	130
内 訳 (2)	本 分 家 間	8	209	26	8	209	—	—
	姻 戚・遠 縁 間	15	436	29	13	365	2	71
	他 人 間	26	548	21	11	234	15	314

注 1. 集計は調査農家 42 戸に現われる範囲に限定した。昭和50年42戸経営耕地計 7,758アールを基準とした戦後25年間の農地流動率は23%、そのうち売買流動率は5%である。

2. *印を付した強制買収・転用・代替はその他の売買と性格を異にするため、「総計」「内訳」の集計からは共に除外している。

3. 戦後当村では離農が2戸出ているが、それによる売買合計 10件 214アール、特に売買・村内の他人間移動6件 111アールはすべてこの離農によるものである。

原よりは大きいこと（農地流動率年平均〇・九%）、それは残存小作地の移動・贈与の多さに支えられていること（全体移動の七割）、②売買による移動は少なく（売買流動率年平均〇・二%）、その実態は離農二戸の売却を除けば村内親戚間に限られる、③贈与は本分家間に限られる、等があげられる。ところが蓮子の場合、①農地移動が多く（流動率年平均二%）、主流は売買であり（全体の七割、流動率年一・五%）、しかも村外他人間との取引

(3) 鹿兒島・蓮子

		件数	総面積 (アール)	平均移 動面積 (アール)	村内間移動		村外との間 の移動	
					件数	総面積 (アール)	件数	総面積 (アール)
売 買	本 分 家 間	2	17	9	2	17	—	—
	姻 戚・遠 縁 間	13	204	16	9	108	4	96
	他 人 間	103	1,353	13	47	453	56	900
残 存 小 作 地 の 移 動 (すべて他人間)		15	155	10	4	23	11	132
贈 与	本 分 家 間	7	293	42	7	293	—	—
	姻 戚・遠 縁 間	14	161	12	13	156	1	5
	(内転出者との間)	10	204	20	10	204	—	—
総 計		154	2,183		82	1,050	72	1,133
内 訳 (1)	売 買 計	118	1,574	13	58	578	60	996
	残 存 小 作 地 計	15	155	10	4	23	11	132
	贈 与 計	21	454	22	20	449	1	5

- 注 1. 昭和45年経営耕地3,540アール、人工林580アールを基準として、戦後25年間の農地流動率は53%、売買流動率38%となる。
2. ほかにNo.①農家の村外者からの買入れ(推定500アール以上)があるが、不明の点が多いので、本表には含めなかった。
3. 強制買収・転用は当村では見あたらなかった。

が中心である、②贈与も本分家間だけでなく、姻戚間にも頻発するのである。

ところで農地流動性は、前二村の場合戦後農地改革を契機に急減したようだ。土地台帳の農家別農地所有面積の年次比較による農地所有面積の変動割合の年平均は、豊原では明治期一・七%、大正・昭和戦前期一・三%、練ケ里では明治期二・九%位、大正・昭和戦前期三・三%であったものが、戦後は豊原〇・五%、練ケ里一・一%へと落ち込むからである。そして農地流動性の鈍化が、農地集積を困難にし、練ケ里での戦後分家を零細なままに釘付けにし、従来の分家慣行を変質させた一要因であっただろう。

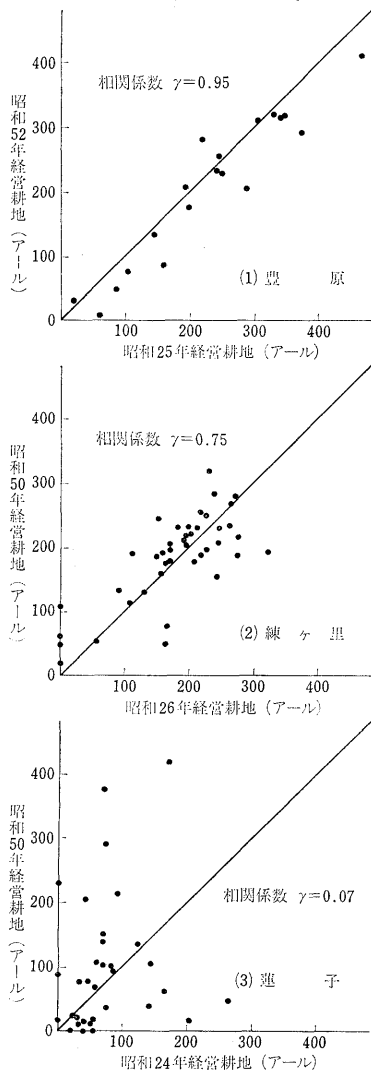
他方、蓮子では戦前自作半々であった前二村と違い、村民ほとんどが小作農であ

ったために農地改革によって受けた変化はより以上に大きかった。にもかかわらず現在もお農地の流動性は高く、そのため農地集積も容易で、それが従来からの均分的相続慣行を継続せしめている一要因であろうと考えられる。

この農地流動性の結果は、各村の経営耕地の階層構造に次のように投影される。

第三図は、農地改革後と現在との、二年次間の農家の経営耕地を打点し、両者の相関を图示したものである。それによると、豊原、練ヶ里では農地改革後と現在の経営耕地規模との間に強い相関関係（相関係数、豊原〇・九五、練ヶ里〇・七五）があるのに対し、蓮子では全く相関関係がない（相関係数〇・〇七）ことが分る。つまり、豊原、練ヶ里においては、農地改革によって決められた農地の大きさが、現在の経営耕地規模を規定する作用をもったのに対し、蓮子ではそうした規定作用は全然働かなかったのである。この農地規定性の違いを支えるのは農業生産構

第3図 農地改革後と現在との経営耕地



- 注 1. 打点は調査対象農家数で、豊原19戸、練ヶ里42戸、蓮子の場合転入1戸を除く33戸である。
2. 縦軸上に打点のあるのは分家が該当する。

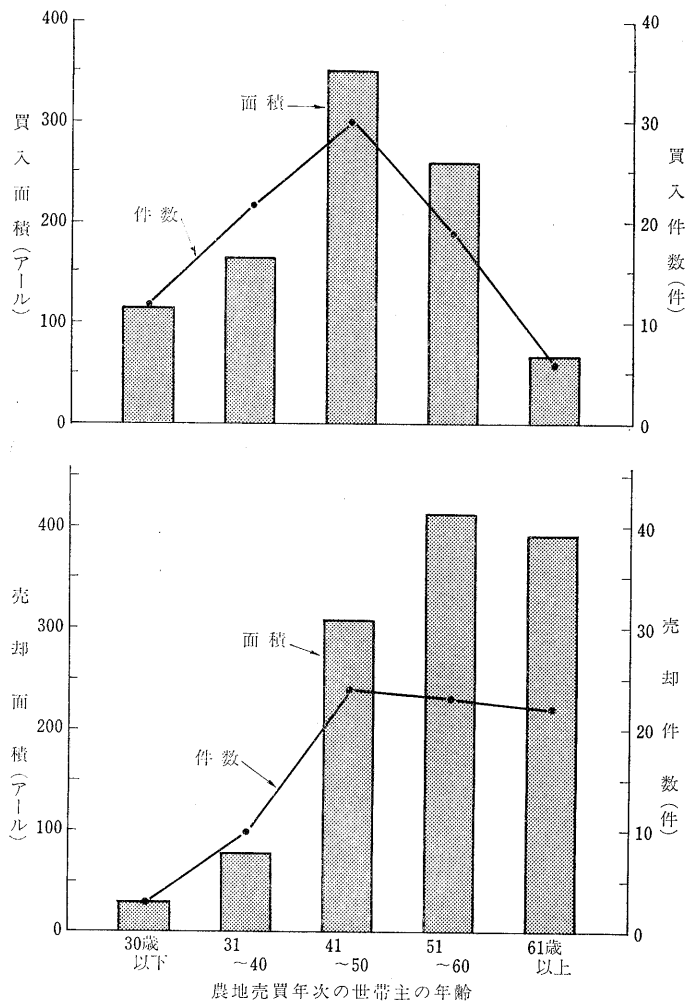
造であり、それとからまる農地所有の特徴であろうが、その一端として、農地移動と労働力の年齢との関係をみておこう。

戦後の自作地売買のみについて、売買年次の世帯主年齢（但し世帯主が七〇歳以上の場合は、あとつぎ年齢を採用）をみると、豊原の場合買入れ九件の世帯主平均年齢五一歳、売却九件は世帯主五六歳、練ケ里の場合買入れ一八件は世帯主四八歳、売却八件世帯主四一歳（但し年齢不明を除外した件数）である。買入れ時の年齢は五〇歳前後で両村はほぼ同様であったが、売却時の年齢は豊原で買入時年齢より五歳老齡、練ケ里で七歳若齡であった。これは豊原の売却農家には、あとつぎのない老人農家が含まれているためであり、練ケ里の場合兼業傾斜および放蕩をした若い世帯主農家がいるためである。売却に関しては、特殊事情に左右される度合が大きい、概して両村の村落構造を反映した結果だといえるのかもしれない。とまれ、結論として両村内での、農地買入れ年次と農地売却年次との世帯主年齢に、それほど強い関連はない、と言えそうだ。ところが、蓮子の場合、事情は異なる。

第四図は、昭和二六・五〇年の蓮子における農地売買年次の世帯主年齢をみたものである。それによれば、農地買入れは四〇歳代をピークにして凸型となるが、農地売却は五一歳以上が非常に多い。農地の売買差引では、五〇歳以下（特に四〇歳以下）で買入れが多く、五一歳以上は老齡化するほど売却がふえる。ここでは、世帯主の年齢による労働能力の盛衰にかなり直接影響されて、農地売買もなされる、と考えられる⁽⁹⁾。

この豊原、練ケ里と蓮子との、農地売買の相違は、次にみるような農業生産構造にねざしている、と推論する。すなわち、水田二村においては、農地が農業生産に果たす寄与が大きいと思われ、そこに程度の差はあれ農地規模の確保が農業経営にとって必要不可欠な要件になる。ところが畑作村蓮子においては、労働こそが農業生産を担う

第4図 蓮子における農地売買年次の世帯主の年齢階層別売買面積と件数



注 1. 買入れ91件, 売却85件のうち, 売買年次不明の5件を除く171件についての集計およびその内訳である。

2. 農地売買年次のその農家の世帯主の確定は, 親父とあとつぎ息子がいる場合, 親父が財産処分権を譲渡していた時には, あとつぎを世帯主とみなし, それ以外は親父を世帯主とみなした。

主要な生産要素であると思われ、そこにおいて農地はそれほど大切なものとは考えられていない。⁽¹²⁾ここに農業経営にとって、農地が労働に比して持つ重要度の軽重に差が出来、それが農地流動性にも現われてくる、とみるのである。この農地の重要度は、例えば昭和四八年頃の蓮子の畑一〇アール当たり地価が八万円ぐらい、水田二村の水田地価の一割にもみたなかったことに象徴される。そして、そうした農業生産を基盤とする家族という社会組織も、水田二村においては農地を中心とした凝集力の強いものになるのに対し、畑作蓮子では個人の労働力中心の凝集力の弱い形態になると推論されるのである。ただし、農業生産および家族構造のこれら推論の実証的検討は、両者を結びつける農地所有問題と共に、今後の課題として残されている。

以上、(一)節では、山形、佐賀、鹿児島県の平野に位置する三旧村落における農家相続の実態を明治から現在に至る時期的変遷過程をたどりつつ、比較検討した。

まず、山形・豊原においては長兄があとを継ぐのが原則であり、あとつぎによる農家資産の一括継承という単独相続が明治から現在に至るまで守り続けられてきた。そこには、農地分割に繋がる可能性のあるものは厳しく排除されるという、直系家族員中心の社会構造が存在するとみた。それは純粋型のイエと呼ぶべきものであろう。

他方、佐賀・練ヶ里においてはあとつぎは概して長兄だが、農家資産相続については約半数が農地分割をする。その場合本来は、本家を手伝い農業労働力として貢献した者に対し、本家が自己の生活基盤を崩さぬ範囲で農地を分与しその労に報いるという、いわば本家中心の分家の出し方が行われていたようだ。

ただ、こうした分家の動機も、経済情勢の変貌に対応して、本家の農業労働力調達の必要性を主因とするものから、次第に労働力以外の生活事情によるものへと比重を変え、最近においては単なる財産価値評価にもとづく財産

分けへと転換しつつある。それに応じて相続形態も、農業分家から兼業分家へと、そして金家屋敷分与へと変遷してきた。とはいえ、そうした変遷の中にあつて、本来の分家慣行が持つ理念（本家が恩情的に農地・家屋敷を分け与え、次三男に分家をさせる）自体は貫かれている。それらは現在形態変化しつつあるとはいえ、なお分割相続というのがふさわしい。必ずしもあとつぎの一括継承を目的とはしない、ややルーズなイエの相続のあり方とみたい。

ところで鹿児島・蓮子においては、あとつぎには男子であれば続柄を問わず、あとを継ぐのに最も都合な者が出てきた。そこでの農家資産相続は、明治から現在まで農地分割が一般的であつた。その場合、農地分与をするあとつぎ農家側よりも、むしろ農地を受贈する者個人の生活事情にあわせて分与がなされてきたようにみえる。分与農地は零細で農地分割率は低くとも、それは均分的相続といふべきであらう。イエという社会構造と社会規範とが未発展なために、家産維持の要請をもちえない家族における相続のあり方と考える。

次に、こうした三村の相続形態の差異をもたらす経済的理由についてである。山形・豊原は稲単作、佐賀・練ヶ里は稲以外の作目も栽培しうる米麦二毛作、鹿児島・蓮子は畑作、と三村は農業生産構造を異にした純農村的村落である。まず、水田村の豊原と練ヶ里においては、農地は農業生産の最も重要な生産要素であると思われ、その農業生産力は高かつた。そのためその家族は、農地を基盤とした凝集的な社会組織を形成し、一定の生活水準を維持しているように思える。ただし、そうであるには個々の家族は、一定の農地規模の確保が必要条件となる。特に、稲単作的で、労働集約化の余地の少ない豊原では、練ヶ里に比べ、農地規模確保の必要性が一層強かつた。つまり、労働集約的農業のできる練ヶ里は、豊原に比べて、単位農地面積当たりの生産高が大きく、従つてその労働扶養力も大きいのである。これを農業労働面についていえば、練ヶ里の方が単位農地面積当たりの投下労働量をより多く

許容しうるということになろう。

この労働集約的農業の展開余地の大小が、明治から昭和戦前期という歴史的な経済情勢の推移の中で、例えば農作目面では稲収量の伸びは緩慢だったが、その他作目への労働集約化への展開余地は比較的大きかった、あるいは農業労働面では未だ機械化などの省力技術が未発達のため手作業による家族協業という労働段階にとどまる一方で、農外労働市場の展開に伴う年雇供給乃至次三男吸引程度には地域格差があった、あるいは周辺への経営耕地拡大の余地等々の諸条件に方向づけられて、豊原での単独相続、練ヶ里での分割相続を存続せしめてきたと推察されるのである。

ところで畑作村の蓮子においては、農地は農業生産にとってさほど重要な生産要素ではなかったし、農業生産力は低位であつたと思われる。そのためその家族は、農地を基盤とした凝集的な社会組織を形成し得ず、個人の寄合世帯となり、生活水準も個人の生存水準にまで零細化しうるような感をもつ。そこにおいて家族は、一定の農地規模の維持の必然性をもたない。これが蓮子での均分的相続を存続せしめた主要な理由と考えられる。

農業生産が相続に影響するもう一つ別の筋道として、農業生産および社会構造としてのイエの結合原理の両者に深く結びついていると推察される農地所有の問題がある。まず戦後実施された農地改革は、当該三村の農地所有に大きな影響を与えた。それを本稿ではその一現象面としての農地流動性について言及した。それによれば、豊原、練ヶ里では農地改革後農地流動性が急速に鈍化し、それによって練ヶ里では従来の分家慣行の変質を余儀なくされた。ところが蓮子では農地改革後現在まで農地流動性は高く、それが戦後もお当村での均分的相続を継続せしめている一因であろうと考える。

このような地域にねざす農業生産構造の特徴が、農業経営形態や農地所有あるいは家族という社会構造を介して、時代により異なる作用を果たしながらも、直系家族員の構成する農家の相統規範に影響を与えてきたのであろう。

他方、農外商工業の発展は、農外労働雇用市場への次三男の吸引という形で、社会組織としての家族の性格とからまりつつ、相統に影響してきた。すなわち、イエの確立した豊原においては成長した次三男は職の有無を問わず他出してゆくのだが、ややルーズなイエであるとみられる練ケ里では、次三男に職がみつからないと農家は経済的余裕のある限りは、自家に引き止め、農業を手伝わせる。イエのない蓮子では、あとつぎ・次三男を問わず、職さえあれば誰もが他出するし、なければ農業に就く。このような農外労働雇用市場と次三男の就業経過のあり方が、時代により様相を異にしつつ、傍系家族員の相統規範に影響を与えてきたのであろう。

このように(一)節では経済的理由を、大別して農業生産面と農外労働雇用市場面とに区分して、その二領域において各々がどのような具体的諸条件の作用により、いかなる筋道で相統規範に影響しうるのか、という推論を実態調査に則して可能な限り例証した。

注(1) 昭和四七年二月豊原研究会が実施した第一次共同調査結果に以下は依っている。豊原村については豊原研究会編『豊原村——人と土地の歴史——』(農業総合研究所、一九七八年)、『善治日誌』(農業総合研究所、一九七七年)を初めとして幾つかの論文が『農業総合研究』その他に出されている。

(2) 昭和五〇年一月二月農業総合研究所九州支所の佐藤賢三、是永東彦、北園正伸、神谷一夫、筆者との共同調査による。それについては神谷・北園・相川の共同稿「むらの社会と農業」(『農業総合研究』第三〇巻第四号、農業総合研究所、昭和五一年一〇月)、北園、神谷「佐賀農業における技術革新の諸問題」(農業総合研究所九州支所『研究資料』第三二号、昭和五一年二月)がある。

(3) 昭和五〇年二月、田代洋一(横浜国大)、坂本喜久雄(東亜大)、佐々木衛(九経調)、筆者との共同調査にもとづく。

(4) 川口諦「豊原村の家族形態と人口移動」(『豊原村——人と土地の歴史——』、二一六頁は次のように分析する。

「長男相続の場合(六〇例)の父親との年齢差は平均二六・九歳であるのに対して、男子がいるのに女子に婿養子を迎えた場合(七例)の父親と長男との年齢差は平均三六・一歳である。そしてその場合の父親と婿との年齢差は二〇・七歳である。女子に婿をとったのは、世代交替の間隙に生じた家族労働力の不足を補うための措置であったとよめる」。

(5) 内藤莞爾『末子相続の研究』(弘文堂、昭和四八年)は、こうしたあかつきの決め方の便宜的で、且つ均分的な相続慣行の詳細を体系的に検討している。

(6) 宇佐美繁「若勢連中の世界」(豊原研究会編『善治日誌・解題』、農業総合研究所、昭和五二年)一五〇頁。

(7) この計算基準は、大正九、一二、昭和二二、二六年は自家農業従事者で経営耕地を除し、昭和二三、三五、五〇年は、自家農業従事一五〇日以上一・〇、一五〇〜五〇(ただし三五年は六〇)日を〇・五、五〇(六〇)日未満を〇・二として、その合計値を自家農業従事者数として、経営耕地を除した。

(8) 川口諦前掲稿に、この農業奉公についての具体的一覧表が示されている。ただしその数は本稿の数よりずっと多い。というのは、本稿の場合、学歴、自農手伝いの有無、就業経過、最終的職業が分るもののみを選び出したためである。

(9) 川口諦「鹿児島の農村社会」(石黒、川口、窪谷共著『鹿児島農業の諸問題』、農業総合研究所、昭和四一年)は、鹿児島における就業経過および農地移動のあり方を、その実態の詳細と、シェーマ的理論によって論述している。

(10) 村人によれば、農地を高値をつけた他人に売ることは、ふれ売りといって最も下衆のやることだ、という。また本分家間というのは、お互い兄弟同志なら良いが、それより血が薄くなると競争意識が働いて普段は余り交際せず、かえって姻戚間の方がずっと親しいという。ただ、土地を売却する時は話は別で、やはりまず本家に相談をもちかけるのが筋ではなからうか、と村内最大の一族に属するある分家者は言う。

(11) 豊原については、明治九〜四〇年、明治四〇〜昭和一三年の所有面積、戦後は昭和二五〜五二年の経営面積、また練ヶ里では明治二五年頃(推定)〜大正四年、大正四〜昭和一三年の所有面積、戦後は昭和二六〜五〇年の経営面積を比較し、その増減額の絶対値を前者の農地面積計で除し、その年平均変動率を算出した。対象は調査農家のみで豊原一九戸、練ヶ里四二戸についてである。

(12) 蓮子における均分的相続規範を支える経済的要因は、広義には畑作農業の性格に由来するものと限界農業という性格に

由来するものとの二つがあると考えられる。この二者の内容および関連は後日別途の研究をまたねばならない。

(二) 平地水田地域における最近の農家相統の実態

本節(二)においては山形、佐賀、京都・滋賀の平地水田地域における最近の農家相統についての実態調査を分析対象としたい。課題は、地域性に着目しつつ、第一に現代の経済状況下で農家相統はいかなる問題をもち現われてきているのか、その実態を明らかにし、第二に、相統形態に作用する条件を経済条件のみでなく社会慣行の一面としての家族員の役割分担と隠居にまで拡大し検討する。第三に相統形態は具体的な家族員のやりとり、相統手続き過程の中でいかに決められてゆくかという社会過程を明らかにすることである。調査農家は昭和四一―五〇年に死後相統の発生した農家であること、ただ地域において比較的経営耕地の大きい農家が多いことが特徴として挙げられる。調査の方法等について詳しくは注を見られたい。⁽¹³⁾

調査地五箇所の地理的、農業的概況をごく簡単に要約すれば、次のようである。山形県酒田市本楯、上田、北平田地区は、庄内平野の北東にあつて高い稻生産力をもつ稲単作地域の純農村である。前節に出た豊原もこの地域の一村落であつた。佐賀県牛津町は佐賀平野の西境をなし、比較的農村らしさを残す米麦作地域である。前節の練ヶ里もこの地域に存在した。同様佐賀県神埼町は稻生産力にかけては佐賀平野の中でも高い方だが、佐賀市と鳥栖市の中間に位置する交通至便性から兼業化も進行している。京都府亀岡市は、京都市から山一つ越えた丹後への通路口にあたる。京都市への通勤圏にもかかわらず、どちらかという風土は山陰に近く、調査地の保津川東側は兼業化は進んでも都市化による開発には未だ至っていないかった。滋賀県近江八幡市は、東海道沿線にあつて、琵琶湖東

第 12 表 主要経営指標別調査農家数

(単位：戸)

		山 形	佐 賀		京 都・滋 賀	
		酒 田	牛 津	神 埼	亀 岡	近江八幡
経営 耕地	300 a 以上	4	1	0	0	0
	300 ～ 200	10	12	3	0	0
	200 ～ 100	6	7	6	5	5
	100 a 未満	4	0	11	13	7
専 兼 別	世帯主・あとなぎ専従	17	11	6	10	1
	どちらか専従・他は兼業	3	4	1		0
	世帯主・あとなぎ兼業	4	3	10	8	11
	後家農業	0	2	3	0	0
経営 類型	稲単作経営	12	1	12	9	12
	稲中心の複合経営	11	18	6	7	0
	稲以外を中心とする経営	1	1	2	2	0
複 合 部 門 内 訳	畜 産	8	1	0	3	0
	施設園芸・野菜	3	0	2	0	0
	果樹・工芸作物	1	7	5	0	0
	麦 作	0	11	1	6	0

注 1. 複合部門内訳の戸数は、経営類型項目の「稲中心の複合経営」と「稲以外を中心とする経営」を合わせた農家の細分類である。

2. 亀岡の専兼別の数値は、あとなぎ職業の聞取り不明により世帯主職業のみで分類した戸数である。

岸に位置する。近江平野の真中にあたり、畿内としては比較的広々と水田が広がっている。だが、現在の近江平野は全体に農業生産力が低迷しており、ここもその例外ではない。次第に都市化が進みつつあり、農業は漸次影を薄めつつある。

(1) 最近の農家相続の実態

第12表は、五地域の最近の相続農家の農業経営を主要経営指標について整理したものである。それによれば酒田、牛津は共に経営耕地の大きい専業農家が多かった。それと対照的なのは、経営耕地が小さく兼業化・稲単作化してしまった近江八幡であり、神埼と亀岡はその中間である。以上が農村の兼業および都市化度を基準とした縦軸と

第13表 地域別・相続形態別調査農家数

(単位: 戸)

地域 相続形態	山形	佐賀		京都・滋賀	
	酒田	牛津	神埼	亀岡	近江八幡
一子相続	6	0	0	8	3
単独相続	10	2	11	7	3
<内ハンコ代支払い>	<2>	<0>	<0>	<1>	<0>
金家屋敷分与	8 (4)	8 (1)	2	1 (1)	3 (2)
農地分割	0	8 (1)	6 (2)	0	1 (1)
未定・その他	0	2	1	2	2
計	24 (4)	20 (2)	20 (2)	18 (1)	12 (3)

注 1. () 内は死後相続によるものの戸数である。

2. 牛津・神埼・近江八幡では、できるだけ兄弟の多い農家を調査対象に選んだため一子相続が少ない。

3. 牛津の場合未定2戸は生前分与として金家屋敷分与をしているが、死後相続が未定のものである。単独相続2戸のうち1戸は将来金銭分与の予定、もう1戸は被相続人の若死により、その妻があとを継いだもの。また金家屋敷分与の中には目下単独相続だが将来家資金援助をする約束のある農家1戸を含む。

神埼の場合単独相続11戸の中に、将来金銭分与の予定2戸を含む。

4. 未定・その他には、単に相続への無関心から相続問題を放置しているとみられるもの(亀岡2戸、近江八幡1戸)と、家族員の利害対抗がからみ相続形態が決まらず放置されているとみられるもの(牛津2戸、神埼1戸、近江八幡1戸)とが含まれる。

5. ハンコ代支払いとは、相続放棄の判を押した者への謝礼として金銭分与されたもの、およびかたみ分けとして金銭分与されたもののうちで、その金額が10万円以下の者。

6. 対象農家の相続年次は本文注(13)をみられたい。

すれば、横軸として農業の地域性がある。つまり土地利用型の複合経営が行われる米麦作地域としての牛津、神埼と、裏作が出来なくて、土地利用型の複合作物の入り難い稲単作地域としての酒田との対照である。亀岡、近江八幡はその中間に位置しよう。

次に、第13表はこれら五地域での最近における農家相続の実態調査結果である。酒田では単独相続が支配的だが、牛津、神埼では農地分割相続がさかんである。また亀岡は単独相続だが、近江八幡には金家屋敷分与(金銭分与と家屋敷分与の両者をま

第14表 受贈者からみた農地分割，金家屋敷分与の内容

		山 形			
		人 数 (人)	受贈農地面積ま たは金額 (合 計)	受贈農地面積ま たは金額 (1人 当たり平均)	内女性数 (人)
農分 地割	農 業 分 家	0	0	0	0
	兼 業 分 家	0	0	0	0
	農 地 の み 分 与	0	0	0	0
金敷 家分 屋与	家 屋 敷 分 与	1	4アール	4アール	0
	家 資 金 援 助	5	{内1人	24万円}	1
	商 売 資 金 援 助	0	0	0	0
	生 活 資 金 援 助	2 (1)	{内1人	178万円}	1
	そ の 他 金 銭 分 与	2 (2)	198万円	99万円	0
	放棄料・かたみ分	7 (7)	479万円	68万円	6
		佐 賀			
		人 数 (人)	受贈農地面積ま たは金額 (合 計)	受贈農地面積ま たは金額 (1人 当たり平均)	内女性数 (人)
農分 地割	農 業 分 家	1	120アール	120アール	0
	兼 業 分 家	10	569アール	57アール	0
	農 地 の み 分 与	7 (3)	100アール	14アール	3
金敷 家分 屋与	家 屋 敷 分 与	3 (1)	{内2人4アール	2アール}	1
	家 資 金 援 助	12 (1)	{内7人平均	424万円}	1
	商 売 資 金 援 助	1	182万円	182万円	0
	生 活 資 金 援 助	1 (1)	200万円	200万円	1
	そ の 他 金 銭 分 与	3 (1)	{内1人	200万円}	3
	放棄料・かたみ分	0	0	0	0
		京 都 ・ 滋 賀			
		人 数 (人)	受贈農地面積ま たは金額 (合 計)	受贈農地面積ま たは金額 (1人 当たり平均)	内女性数 (人)
農分 地割	農 業 分 家	0	0	0	0
	兼 業 分 家	0	0	0	0
	農 地 の み 分 与	1 (1)	10アール	10アール	0
金敷 家分 屋与	家 屋 敷 分 与	2 (1)	8アール	2アール	0
	家 資 金 援 助	1 (1)	150万円	150万円	0
	商 売 資 金 援 助	2 (2)	{2人で700万円以上と田60アール売却分金額}		0
	生 活 資 金 援 助	0	0	0	0
	そ の 他 金 銭 分 与	2 (2)	404万円	202万円	2
	放棄料・かたみ分	0	0	0	0

注 1. ()内は死後相続を示す。

2. { }内は受贈農地面積または金額に関して不明が含まれる場合，判明しているものだけについての受贈者数，受贈農地面積，受贈金額。

3. 金家屋敷分与の金額は，農村物価賃金統計の農産物総合基準により昭和50年現在価値に換算したもの。

4. 1人が例えば農地と金銭の2項目を受贈した場合，それは各々に数えた。

5. ハンコ代支払いは除外。

第15表 受贈者の財産受贈時期とその時点の平均年齢

(単位：人)

		山 形	佐 賀			京 都・滋 賀		
		金 家 屋 敷 分 与	分 家	農 地 の み 分 与	金 家 屋 敷 分 与	農 地 の み 分 与	金 家 屋 敷 分 与	金 家 屋 敷 分 与
受贈時期	昭和20年代	3	1	2	2	0	0	
	30年代	2	7	0	3	0	0	
	40年以降	12	3	5	14	1	6	
	不 明	0	0	0	1	0	0	
平均年齢	父	58.8(5)	67.6(10)	77.5(4)	66.6(15)	父の死後	58.0(1)	
	受贈者	29.3(14)	29.5(10)	40.5(6)	37.4(19)	46.0(1)	32.8(6)	

注 1. 平均年齢とは、受贈時における父（被相続人）と受贈者の年齢の平均であり、() 内は平均を計算する際の集計人数である。

2. 平均年齢算出にあたっての除外人数とその理由は次の通り。

山形の場合…受贈年次不明2：父年齢については死後相続10：受贈者年齢不明1

佐賀の場合…分家年次不明1：農地のみ分与の場合の父年齢は死後相続3，受贈者年齢は受贈者が義理の母にあたる例1：金家屋敷分与の場合の父年齢は死後相続4，不明1，受贈者年齢は不明1。

京都・滋賀の場合…父の年齢については死後相続5。

とめた総称）が多いのである。五地域は各々相異なる相続規範をもって多様に存在する、といえよう。ただし調査戸数が少数のため便宜上以下においては、牛津と神埼を佐賀一本に、また亀岡と近江八幡は京都・滋賀一本にまとめて扱いたい。

第14、15表は、相続形態を細分し、その受贈者数、受贈額、受贈時期とその平均年齢について整理したものである。それを概観すれば、山形においては現在も単独相続が支配的である。しかし強まる都市化の波は当地においても直系家族員に、傍系家族員からの分割要求の危険性を潜在的に意識せしめる。もし次三男が分割要求をしてくれば現世帯主の過半数以上が、農地または金で分けざるをえまいと思っているのである。そこで昭和四〇年代以降直系家族側は、そうした分割の事態を未然に防ぐため機会があれば例えば家資金援助の名目で金銭分与を行い、機会がなければ死後相続に際してかたみ分け、放棄料を施すのである（山形の

第16表 佐賀における農地分割の理由

(1) 分家理由

	人数 (人)
生活援助	4.50
地方慣行	1.75
先代意志	1.25
飯米用に	1.25
異母関係	1.00
農業をした	0.50
あとつぎには	0.50
イエのため	0.25
計	11.00

注. 1人が理由を4つあげた場合には1理由を0.25と数えた。

(2) 農地のみ分与の理由

	人数 (人)
養子の持参畑	1.00
自家農業手伝い	1.00
分家の予定が中止	1.00
将来扶養の保障	1.00
婚資補充	1.00
母の世話をす	1.00
義母とあとつぎ関係	1.00
計	7.00

注. 理由欄のうち、5, 6, 7番目は女性への分与である。

金家屋敷分与受贈者一七人中生前分与は七人で、そのうち六人までは家屋敷分与または家資金援助を理由とする。また死後相続による受贈者一〇人中かたみ分け、放棄料を理由とするもの七人である。それは単独相続の代償として贈られる放棄料であつて、従つてその金額も少ないのである。

他方、佐賀では未だ従来の生前分与の形式が守られ、分家も多かった(分家一戸はすべて生前分与、農地のみ分与は七人中四人、金家屋敷分与は二〇人中一六人が生前分与である)。そこでは少なくとも三〇年代までは、次三男が結婚する頃には家分かれさせるといふ昔ながらの家族周期の営みが、分家の形態は兼業分家へと変質しつつも、なお存続していたことを示す。彼等がいかなる理由で分家を出したかは第16表をみられたい。つまり次三男へ

家屋敷を与えて村内から地元職場へ通わせ、飯米用に五〇アール余の田地を分け生活を助けてやる、それがこの地方の慣行であり、先代意志であるといふことなのだろう。

兼業分家の具体例を二例紹介しておこう。

神埼No.15農家は、あ

とつぎである長兄（大正九年生）以下五人の男子兄弟をもち、戦前は三〇アールの貸付地と二五〇アール余の自作地を有していた。戦争が長兄を徴兵し、その穴埋めの形で三兄が自家農業に就き、その三兄が徴兵にとられて、四兄が肩代わりをし、結局は末弟（五兄）を除いてすべてが戦争へひっぱられ、そして終戦で復員した。

長兄によれば当時は食料難で、仕事としてそうないために、父は親心で子供五人全員をひきとめ、自家農業を手伝わせたのだという。田も広くて、それなりに食えたのである。その結果職探しがおくれ、皆へ分けるなりゆきになった。二兄は昭和二五年頃長子が生まれてから田四三アールをもって村内に分家した。定職（自衛隊）を得たのはその四年後のことである。三兄は三〇年田三〇アールを分与され（ただし屋敷地のみ借地）精米業へ転身し分家した。やはり長子が生まれてからの分家である。四兄は昭和二八年自衛隊へ入り、農業から離脱した。四兄には三七年町へ家屋敷を買い与えた。末弟は学校卒業後自家農業に就いたが、その後農協の馬車引、集荷業でまがりなりにも生計をたててきた。そして、昭和四〇年頃子供も皆生まれた後に田七〇アールをもって分家した。分与面積の大小は、職の安定度合によるという。

なお、あとつぎには結局一〇六アールが残されたのであるが、昭和三二年から、兵隊へゆき身につけた修理技術でバイク修理業を始め、現在は自宅で自動車修理業を営んでいる。ただし、それが採算ベースにのようになったのは、ここ数年來のことだという。

神埼 No.20 農家は二男三女の子供がいる。あとつぎである長兄は中途兼業化して、現在は地元小企業へ勤めている。末弟は中学卒業後二年農業研修を受け、地元農協へ勤めた。非常ながんばり屋で、その後普及所から県庁へと移った。分家は昭和三五年頃嫁をもらい子ができる時に、田四三アールをもって行われた。その時母は学校へやったので分けんで良いと言ったが、父は飯米ぐらいやろう、長兄は兵隊恩給も入るので農業にたよらんで良いと主張し結局分家させることにした。今から考えると父（主人）はえなかったと思う（なぜなら死後相続が円満に運んだので）、と母は述懐するのである。

佐賀における分家の実態を農地分割率に則して一覧表として第17表にまとめた。一一戸中農業分家一戸、還流者

第 17 表 分家および農地のみ分与の農地分割率

農家番号		農地 分割 前	本家 経営 後	耕地 分割 後	分与 農地面積 (アール)	分 家 形 態	分 家 年 次	農地 分割率 (%)	無 經營 分割の 有
分 家	神 埼 ⑮	249	206	43	兼 業 分 家	昭和25年	17.3	有	
	神 埼 ⑮	206	176	30	兼 業 分 家	30年	14.6	〃	
	牛 津 ⑥	301	251	50	兼業(還流)分家	32年	16.6	〃	
	牛 津 ⑬	237	199	38	兼業(還流)分家	33年	16.0	〃	
	神 埼 ⑤	215	167	48	兼業(還流)分家	35年	22.3	〃	
	神 埼 ⑳	不明	不明	43	兼 業 分 家	35年	不明	〃	
	牛 津 ⑭	301	181	120	兼 業 分 家	37年	39.9	共 同	
	牛 津 ⑤	315	212	103	兼 業 分 家	37年	32.7	有	
	牛 津 ⑦	370	250	120	農 業 分 家	40年	32.4	〃	
	神 埼 ⑮	176	106	70	兼 業 分 家	40年	39.8	〃	
農 地 の み 分 与	牛 津 ⑯	172	158	14	兼 業 分 家	40年代	8.1	不 変	
	牛 津 ⑧	264	262	2	農 地 の み 分 与	昭和28年	0.8	有	
	神 埼 ④	175	145	30	〃	29年	17.1	不 変	
	牛 津 ⑧	262	235	25.2	〃	45年	10.3	有	
	神 埼 ⑩	96	86	10	〃	48年	10.4	不 変	
	神 埼 ③	206	200	6	〃	49年	2.9	有	
	牛 津 ⑰	160	135	25	〃	50年	15.6	不 変	

による兼業分家三戸で、残りは兼業分家である。分割前の本家の経営耕地は不明一戸を除く一〇戸平均で二五四アール、分与農地は六四アール、分割率は二四%で、本家にはなお一九一アールが残されている。とはいえその内訳は、本家経営耕地三〇〇アール以上層で一〇〇アール以上の農地分与をする階層と、二〇〇アール層で五〇アール余を分与する階層とに分かれているといえる。それらほとんどが経営をも分割する実質的な実態をもつ農地分割である。なお、農地のみ分与六戸については、分与農地の零細性、分割率の低さ、経営は分割されないものも半数ある等の特徴とする。分与の動機は、養子持参畑、分家予定の中止、婚資補充、同居し母の世話をする独身娘へ死後分与

各一件、死後分割要求二件である。昭和四〇年以降に起きた農地のみ分与四件のうち三件までは死後の分割であり、それらは財産分けとしての色彩が強い。その点で次に述べる金家屋敷分与と近似しており、農地のみ分与もまた生活事情によるものから財産分けとしての分与へと性格が変わってきていると言えよう。

ところで、こうした分家に代わって四〇年代には金家屋敷分与が急膨張する。それは過半が「家資金援助」を理由として、一人当たり受贈金額も多額である。この金額が山形に比して大きいのは以下の事情による。佐賀では従来から分家慣行が存在したのだが、高度経済成長期以降一つには農外労働雇用市場の拡大・安定という次三男側の事情と、一つには主として生活水準の向上による経営耕地の維持の必要性の増加という、あとつぎ側の事情から農地分割をさけようという傾向が強まっている。ここに従来の分家慣行が意識的に「家資金援助」へと切り替えられることになる。いわば分家の代償としての金の分与なのであり、従って金額も多額になるのである。しかもその変化はこれまで分家を出しがちであった上層農だけに限らず次第に全階層へと広がる方向にある。

ところで京都・滋賀（特に近江八幡）における金家屋敷分与は都市化の進みつつある単独相続地域の一つの変遷状態を示している。当地は後掲第27表にもその一端がうかがえるように単独相続がこれまでの一般慣行であった。だが高まる都市化の波はこの地域を京阪通勤圏に変えつつあり、そこから次三男の宅地需要が次第に芽え始める。また地価高騰に伴う農家資産交換価値の増大が、あらゆる次三男に生活条件のいかに問わず資産受贈の欲求を抱かせる。死後相続の多さ（農地のみ分与と金家屋敷分与との計八件のうち死後相続が七件）は、当地におけるこの単独相続慣行と次三男の分割要求との衝突の結果である。といっても、それは被相続人の生前に、そうした次三男側とあとつぎの相続についての調整行為がとられなかったことを意味するものであって、死後相続に際して必ずし

第 18 表 農地分割前経営耕地階層別・相続形態別調査農家数

農地分割前の 経営耕地		相続形態		農地分割(人)		金家屋 数分与		単独相続(戸)		一子相続(戸)		未定 放置 (戸)
		分家	農地の み分与	(戸)	単独 相続	(うち 準備有)	一子 相続	(うち 準備有)				
山 形	300 アール以上	0	0	3	0	0	1	(1)	0			
	300～200アール	0	0	3	5	(4)	2	(2)	0			
	200～100アール	0	0	2	2	(0)	2	(1)	0			
	100 アール未満	0	0	0	3	(0)	1	(0)	0			
佐 賀	300 アール以上	4	0	1	0	(0)	0	(0)	0			
	300～200アール	4	4	7	0	(0)	0	(0)	2			
	200～100アール	3	2	2	6	(3)	0	(0)	0			
	100 アール未満	0	1	0	7	(3)	0	(0)	1			
京滋 都賀	200～100アール	0	0	2	4	(1)	4	(0)	0			
	100 アール未満	0	1	2	6	(2)	7	(1)	4			
準備の内容		生前一 括贈与	生前名 義書替	現世帯主 が買入れ	かたみ 分程度	将来分与 の気持	兄弟皆 養子出	仲継 相続				
地域												
山 形		1	3	1	2	1	0	0				
佐 賀		0	0	0	0	3	0	3				
京 都・滋 賀		1	1	0	0	0	1	1				

- 注 1. 農地分割は受贈者を単位とし、それ以外は戸を単位として数えている。
 2. 農地分割前の経営耕地は、農地分割の農家については分割直前の経営耕地、それ以外は現在調査時点での経営耕地をとる。ただし佐賀の分家の100アール層3戸のうち1戸は推定である。
 3. 準備とは、表中項目に示したような諸手段によって単独相続を円滑ならしめること。

も兄弟争いが起きているわけではない。むしろ新たな相続規範が作り上げられつつある段階だと言えるか。例えば、

No.①農家のあとつぎは、問屋に勤める弟から、田の二〇アールも名義をかえてもらったら商売を始める担保になるんだが、と請われても、他人の土地を作る気はせん、と言って拒否している。他方、母の意志で末弟へ宅地を与えたNo.⑩農家の分与理由は、このあたりは親類付き合いがさかんでの応待にはあとつぎ息子だけでは手が足りない、というものであった。また、竹ヤブ三アールの売却代金(一五〇万円)を弟の家資金援助にあてたNo.⑥農家のあとつぎの嫁は、嫁の両親のアドバイスにより自身の

第19表 山形・佐賀・滋賀三地域の農地移動とその性格

(1) 農地移動面積

(単位：アール)

地 域 名		山 形	佐 賀	滋 賀
集 計 戸 数		24 戸	40 戸	12 戸
総 面 積	農 地 売 買	504	505	96
	残 存 小 作 地 の 移 動	263	231	20
	転 用 売 買	407	297	54
1 平 戸均 当面 た積 り	農 地 売 買	21	13	8
	残 存 小 作 地 の 移 動	11	6	2
	転 用 売 買	17	7	5

- 注 1. 農地移動の対象期間は、農地改革から調査年次までである。
 2. 残存小作地とは農地改革における未開放農地を指す。
 3. 転用売買には代替地買入れを含む。

(2) 農地移動の性格

(単位：アール)

地 域 名		山 形	佐 賀	滋 賀
集 計 戸 数		24 戸	40 戸	12 戸
総 面 積	本 分 家 間	20	85	0
	姻 戚・遠 縁 間	30	65	0
	他 人 間	547	179	96
積	村 内 間	393	441	56
	村 外 者 と	174	109	60

- 注 1. 転用売買を除外し、農地売買・残存小作地の移動のみについての集計。
 2. 集計に際し以下を除外。
 山形の場合…170アールを売却し離農した農家の売却相手不明、2件30アール買入れた親戚の所在が村内か村外か不明。
 佐賀の場合…調査不備のため売買相手との続柄不明8件、村内外の所在不明5件、県からの買入れ1件。
 滋賀の場合…残存小作地20アール返却の小作人と地主との続柄が不明。
 3. 農地移動の内訳は田地がほとんどであるが、佐賀のみはミカン畑を含む畑地の移動が180アールある。

第20表 農地の拡大・縮小別、相続形態別調査農家数

(単位：戸)

農地の拡大・縮小		相続形態		金家屋	単独	一子	未定	計
		分家	農地の み分与	敷分与	相続	相続		
山 形	拡大20アール以上	0	0	2	4	3	0	9
	20アール未満移動	0	0	4	3	3	0	10
	縮小20アール以上	0	0	2	3	0	0	5
佐 賀	拡大20アール以上	2	0	2	2	0	1	7
	20アール未満移動	6	3	7	11	0	1	28
	縮小20アール以上	2	1	1	0	0	1	5
滋 賀	拡大20アール以上	0	0	0	0	0	0	0
	20アール未満移動	0	1	2	3	1	2	9
	縮小20アール以上	0	0	1	0	2	0	3

注 1. 拡大・縮小の期間は農地改革から調査年次まで。

2. 拡大20アール以上とは、第19表に示した農地移動の結果、農地面積に差引20アール以上の拡大をみた農家。20アール未満移動とは、差引20アール未満の拡大ないし縮小をみた農家。縮小20アール以上とは、差引20アール以上の縮小をみた農家。

イニシアティブでそれを行ったこと、兄弟仲良く助けあってゆく上で、それは良いことだ(賢い嫁たるものとなる道だ)、と生気に満ちた笑顔で語るのである。

(2) 農家相続に影響する諸条件

農家資産相続に影響を及ぼす諸条件についての検討に入る。第18表は相続形態と経営耕地との相互関連をみたものである。それによると山形、佐賀ともに経営耕地の大きい農家ほど分割相続をし易いこと、また単独相続をするにつけても特に山形ではそのための準備(例えばあとつぎへ生前に名義換えをする等)を進め、しっかりと足場を補強していることが鮮明に出てくる。これは大きい農家ほど実際に分割をする経済的余裕をもつと同時に、それ故に一層分割要求に対する潜在的危険性を感じていることを示唆している(もち論あとつぎへの生前贈与はこの外に、税金対策や隠居との関連等々の原因によることも大きいのだが)。

ここで農地移動について触れよう。第19表によれば、

第 21 表 被相続人（先代）および現世帯主の就業形態別・相続形態別農家数

（単位：戸）

就業形態 被相続人—現世帯主		相続形態		金家屋 敷分与	単独相続	一子相続	未 定
		農 地 分 割					
		分 家	農地のみ				
山 形	農 業—農 業	0	0	6	5	5	0
	農 業—兼 業	0	0	2	3	0	0
	兼 業—農 業	0	0	0	1	0	0
	兼 業—兼 業	0	0	0	1	1	0
佐 賀	農 業—農 業	5	3	8	4	0	1
	農 業—兼 業	3	0	1	5	0	2
	兼 業—農 業	0	0	1	1	0	0
	兼 業—兼 業	0	1	0	1	0	0
	現世帯主の職業	農業 2			兼業 2		
京 都・ 滋 賀	農 業—農 業	0	0	0	1	3	1
	農 業—兼 業	0	1	3	4	6	0
	兼 業—農 業	0	0	0	2	1	0
	兼 業—兼 業	0	0	0	3	1	3

注 1. 佐賀の場合、被相続人の職業不明 4 戸あり。これは現世帯主の職業を下欄表中に示した。

2. 現世帯主が被相続人の妻の場合でも、あとつぎ予定者があれば、あとつぎ予定者の職業を現世帯主職業とみなした。

残存小作地の一戸当たり平均移動面積が佐賀に少なく山形に多かった点を除けば、結論は前節の豊原、練ケ里の場合と同じであることが確認される。つまり(1)三地域とも極めて農地の移動が停滞している、(2)山形、京都・滋賀においては農地の他人間移動が大半だが、佐賀では比較的親戚間、村内間の移動が多い、のである。

ここで個々の農家の戦後の農地の拡大・縮小（転用を含む農地売買と残存小作地移動）の動向と相続形態の関連を検討したのが第20表である。そこには特に関連性は見られない。従って、農地移動の停滞を前提とした現在の個々の農家にとって、農地の拡大、縮小と相続形態とは直接関連しないとみられる。そこではただだけの農地を持つかが相続形態を規定する主要な条件

となる。

次に、第21表で被相続人と現世帯主の就業形態とその農家の相続形態との関連を整理した。それによると山形、京都・滋賀では概して就業形態と相続形態とは関連がないと言えよう。ところが佐賀では現世帯主が兼業しているほど単独相続をする比率が高い。これは一般に言われている「農家の家計において農業外収入が増加し、しかもその農業外収入の方が有利であるため、農家は農業労働時間を減らして非農業労働に従事することをのぞみ、その結果、従前の大きな農地を必要としなくなる」⁽¹⁴⁾という兼業化が分割相続の増加を促すという論理では説明がつかない。

その理由は、(1)兼業農家ほど農地規模が零細で、そのため農地分割がやり難いので、兼業化による分割傾向が打ち消されてしまう、(2)純農村における兼業化は生活水準の向上に追われて兼業化したものであり、未だ比較的不安定・低水準にあり、現状では農地分割をしても良いと考えるほどの段階には至っていない、ということであろう。

ただ、佐賀（特に神埼）については、次に述べるイエ繼承からむ特殊事情があつぎ予定者の兼業化と関連して存在する。第22表は農家のあつぎの続柄と相続形態とを整理したものである。それによれば、山形、京都・滋賀においては長兄があとを継ぐ規範が嚴格に守られているのに対し、佐賀では四人に一人の割合で次三男があとをついでいる。その佐賀で、長兄があとを継いだ農家の大半が分割相続をするのに、逆に次三男があとを継いだ農家では単独相続が多いのである。次三男があとつぎになった理由の内訳は、①異母兄弟一戸、②長男の仕事上の理由六戸、③長兄の妻が農業を嫌う二戸、である。この継ぐべき長兄が農外就業によって他出してしまったために長兄に代わって次三男のうちの一人があとを継ぎ、その代償として長兄を初めとしたあつぎ以外の子弟が相続放棄を

第 22 表 あとつぎの続柄別、相続形態別農家数

(単位：戸)

相続人の続柄		相続形態		金家屋 数分与	単独 相続	一 子 相 続	未 定	計
		農地分割 分家	農地 のみ					
山 形	あとつぎ、長 兄	0	0	8	10	6 (1)	0	24 (1)
	あとつぎ、次三男	0	0	0	0	0	0	0
	あとつぎ、母・妻	0	0	0	0	0	0	0
佐 賀	あとつぎ、長 兄	10	4	9	4	0	0	27
	あとつぎ、次三男	0	0	1	6	0	2 (1)	9 (1)
	あとつぎ、母・妻	0	0	0	3	0	1	4
京 都・ 滋 賀	あとつぎ、長 兄	0	1	4	10	9 (1)	4	28 (1)
	あとつぎ、次三男	0	0	0	0	0	0	0
	あとつぎ、母・妻	0	0	0	0	2 (2)	0	2 (2)

- 注 1. 一子相続の()は婿養子があとつぎになった戸数。
 2. 「あとつぎ、母・妻」のうち、財産名義は母だがあとつぎ自体は確定している1戸を「あとつぎ、母・妻」から除外している。なお本文の仲継相続は表項目「あとつぎ、母・妻」に対応する。
 3. 「あとつぎ、長兄」には娘婿・養子をも含める。ただし、長兄がいるにもかかわらず娘婿が継ぐ場合は、「あとつぎ、次三男」である。

し、単独相続が行われた例が多いのである。

神埼 No. ⑫ 農家は五人兄弟(一、四兄は幼時に養子出)である。長兄は農業高校卒業後三、四年自家農業に就いたが、まだ親も若いというので神奈川へ他出し、そこに落ち着き、現在は家屋敷も建てている。ところで父の方は、段々と年老いたので友人に頼み、長兄に早く帰るように説得してもらった。その結果長兄と佐賀市で会社勤めをする三兄とが話し合い、結局長兄は仕事をやめられないという理由であとを継がずその代わり相続放棄する約束で、三兄が自家へ戻ってきた(仕事は変わらず)。父の死亡三年前のことである。ただ母の気持としては将来長兄が地元に戻ってきた際には畑を潰して宅地にしてやろうと思っている。その他の子供にはそういう気はない。

このように兼業化の浸透が、佐賀では従来のあとつぎ予定者である長兄をも農外就業に就かせ、他出させるという現状にあつて、なお長兄があとを継ぐべきだという観念自体は比較的健在で、それがいわば反作用のバネとして働き、兼業化の浸透にもかか

わらず逆に単独相続を生み出しているのである。

さて、佐賀、京都・滋賀に現われた仲継相続について説明を与えよう。仲継相続とは被相続人の妻（便宜上これを母と呼び、妻はあとつぎの妻に使用し、両者を区分）が世帯主となり財産をも相続する形態で、それはあとつぎに相続させるまでの一時的・仲継ぎ的な性格をもつ。京都・滋賀に見られた仲継相続（第22表での「あとつぎ、母・妻」項目に対応）二戸は共に、あとつぎが娘婿によるものであり、単独相続地域での婿養子の立場の弱さを反映する。佐賀の仲継相続四戸には、若くて頼りにならないあとつぎに代わってあるいはあとつぎ未定のため母が相続した二戸と、相続をどうするかを決めかねる乃至は放置する二戸とが含まれる。母の相続例と相続未定の例を各一戸紹介する。

神埼No.⑩農家は、母としてはあとつぎ（二四歳、Uターンして県内企業勤務、妻子あり）へ名義換えて良いと思ったが、役場の人に、面倒をみてくれた子にやると良い、と言われて、母が自分で相続した。

牛津No.⑨農家は、あとつぎ（二八歳、妻子あり）はいるが、家庭の実権は母が握る。長崎には先妻の子長兄がいて、昭和四三年には家資金一〇〇万円を与えてはいるのだが、目下相続放棄の判を押してくれと言いつつ出し兼ね、放置している。

いずれにしても相続に際しての母の強さが他地域には見られぬ佐賀の特徴なのである。

ここで地域における他の社会規範である家族員の役割分担および隠居と相続との関連を検討しよう。というのは、役割分担、隠居という二つの社会規範はいずれも社会制度としてのイエの一現象形態であり、それは同じくイエと深くかわる相続規範と関連する可能性があると考えられるからである。この関連を検討するにあたって次のように想定する。（一）家族員の役割分担はイエを構成する直系家族員の家族結合様式を現わし、隠居は家族結合様式が世代間でどのように分担され引き継がれるかを示す。（二）そしてこの世代間の役割の分担・引き継ぎのあり方が、農家

資産の継承つまり相続にも影響を与える、とみるのである。

第23表は、家庭内の五権限の分担の仕方によって、家族員の役割分担を類型化したものである。それによれば、山形では世帯主が全権限を掌握する世帯主独占が比較的多く、また世帯主とあとつぎとの分担が多いのに対し、佐賀、滋賀では世帯主が妻と役割を分けあうものが多く、世帯主とあとつぎとの分担は少ないことが分る。母と妻の役割分担についても、山形では母は家事、妻は田仕事と決まっていて、それをはっきりと分担しているのだが、佐賀、滋賀でははっきりと分担しあうのは半数しかなく、その分担内容もまちまちなのである。言い換えれば山形は世帯主中心で、次代への継承性が強く、家族員間の役割分担のめりはりがはっきりしているのに対し、佐賀、滋賀は夫婦中心で、次代への家庭内諸権限の移譲があいまいなのである。

ところで、この家族の役割分担の類型と経営各指標（経営耕地、現世帯主・あとつぎの就業形態、農機具所有規模、経営形態）との関連をみると、山形において、あとつぎが農業をする場合に世帯主はあとつぎと権限を分担してゆくことが多いというケースを除いて、外には山形でも他二地域でも、役割分担と経営各指標とはさほど関連をもたないようである。概して家族員の役割分担の型は、短期的には個々の農家の経営的諸条件とは関連のない、自律的な家族制度の一形態として存在すると言えるであろう。

次に、第24表に世帯主からあとつぎへの権限の移譲、いわゆる隠居形態を整理した。ここで隠居とは、同一の家族内での、農業経営権と農家財政権（財布）との二権限について、両者乃至そのいずれかを、世帯主が生前にあとつぎへ移譲した場合を指すこととした。ところで、同一のイエ内での隠居はいかなる条件において生じるものなのか、その厳密な分析は別途の研究を待ちたいが、本稿では一応次のような仮説的理解をしている。

第23表 家族員の役割分担類型と経営諸指標との関連

	世帯主平均年齢 (歳)	平均経営耕地 (7ヘール)	現世帯主の就業形態		あとなりの就業形態		農機具 (戸)	経営形態(戸)		母と妻の役割分担 解雇戸数/鮮明戸数
			兼業	農業	兼業	農業	大	小	稲単作	稲複作 妻合作
山形	世帯主独占	42.4	186	3	4	1	2	5	4	3
	家計費のみ分担	41.2	188	1	4	1	2	3	3	2
	世帯主と妻分担	43.3	199	1	2	0	1	2	2	1
	世帯主と母分担	35.3	244	1	2	0	1	2	1	2
佐賀	世帯主独占	56.5	267	2	4	0	4	2	2	4
	家計費のみ分担	50.8	180	1	3	2	3	1	1	3
	世帯主と妻分担	48.8	185	2	12	1	4	10	2	15
	世帯主と母分担	45.3	165	2	3	0	2	2	2	5
滋賀	世帯主独占	35.0	90	1	0	0	1	0	1	0
	家計費のみ分担	0	0	0	0	0	4	0	4	0
	世帯主と妻分担	38.3	123	3	1	0	4	0	4	0
	世帯主と母分担	30.0	92	7	0	0	5	2	7	0

注 1. 家族役割分担において、農業経営権、部落会または生産組合出席権、財政権、家計費取扱権、財産処分権の5権限のうち、世帯主独占…すべてを世帯主が握る、家計費のみ分担…家計費取扱権のみ世帯主以外が持つ、世と妻分担…農業経営権、会合出席権、財政権、財産処分権のいずれかを妻が持つ(家計費取扱権をもつか否かは問わず)、世と母分担…同上を母が持つ、世と跡分担…同上をあとつぎが持つ。

2. 「あとつぎの就業形態」で総戸数より記入戸数の少ないのは、あとつぎ予定者が未だ全く未就業か、他出して同居しないためである。

3. 農機具の大小は、所有農機具に田植機1、トラクター2、バイソダーおよびハーベスター1、コンバイン2の得点を与え、合計値によってその大小を区分、区分線は3以上を大、3未満を小とした。ただし調査年月が異なる点に留意されたい。

4. 佐賀の場合仲継相続4戸とあとつぎ娘婿1戸、役割分担聞き渡し1戸を除外した。

5. 右欄「母と妻の役割分担」は両者の間に農業・家事・育児等に明瞭な役割分担のあった戸数を分子に、母と妻とが同居している戸数を分母とした。

第 24 表 山形、佐賀の隠居形態と年齢および家族員役割分担との関連

戸数・年齢役割分担 隠居形態		戸 数 (戸)	平均年齢 父—あと つぎ (歳)	父の死亡 年 齢 (歳)	家族員の役割分担 (戸)				
					世 帯 主 独	家 計 担 の み	世 帯 と 妻 分	世 帯 と 母 分	世 帯 と 跡 分
山 形	財 政 権 移 譲	12	62—35	73	4	2	2	0	4
	経 営 権 移 譲	21 (9)	56—28	(70)	3	1	1	2	2
	死 ぬ ま で 握 る	3	—	58	0	2	0	1	0
佐 賀	財 政 権 移 譲	16	69—38	79	1	10	2	1	1
	経 営 権 移 譲	20 (4)	63—33	(76)	1	1	2	0	0
	死 ぬ ま で 握 る	19	—	70	2	7	3	1	2

地 域 経営権移譲理由	山 形		佐 賀	
	戸 数 (戸)	平 均 年 齢 父—あとつぎ (歳)	戸 数 (戸)	平 均 年 齢 父—あとつぎ (歳)
父 が 老 齢 の た め	2	57 — 29	6	70 — 36
父 が 病 気 の た め	4	66 — 39	5	62 — 33
あとつぎの結婚・責任もたせる	4	51 — 22	2	57 — 28
結 婚 し・労 力 の 中 心	0	0	2	59 — 26
そ の 他 あとつぎの人生転機	5	53 — 23	0	0
父 の 多 忙・兼 業	2	51 — 20	1	44 — 20
父 が 兄 弟 を 片 付 け た 後	0	0	2	71 — 44
農 業 の 変 化 に 対 応	1	65 — 35	0	0
不 明	3	58 — 34	2	60 — 33

注 1. 隠居形態の説明.

財政権移譲…農家財政権を父が生前にあとつぎへ移譲したもの.

経営権移譲…農業経営権を父が生前にあとつぎへ移譲したもの.

従って経営権・財政権を共に移譲した農家は重複して数えられる.

2. 経営権移譲欄の()内は、経営権のみ移譲し、財政権は死ぬまで父が握っていた農家戸数ならびにその場合の父の死亡年齢.

3. 隠居形態は2地域とも寝泊り、食事を共にする同棟型のもので、うち生計を別にしていた例が山形2、佐賀1あり.

4. 隠居形態不明、佐賀1、その外の除外戸数および家族員役割分担の略号は第23表参照.

すなわち、①現在の日本の農家は、血縁を結合の核とする家族員が協力的な農業生産活動を中心として、生活すること（家族員の単純再生産）を目的として存在する統一性をもつ社会的組織であるとみる。他方、②技術的には農家の営む農業生産力の水準は、資本装備、分業程度等未だ比較的低く、そのため個人の年齢による労働能力の盛衰が直接に生産の産出高にも反映される状態にある。ところで社会的組織としての家族内の諸権限は、そうした労働能力の変動とは一応別個の社会的権利として確立し機能しているために、労働能力の高いものが諸権限を保持し、家族をリードすべきだという要請と矛盾することも出てくる。そこに、世帯主とあとつぎの間に、年齢による労働能力の盛衰を主な動機として、家族内諸権限の分担の再編問題が生じる、それが同一のイエ内での隠居だとみるのである。

さて、以上の理解にもとづき第24表の検討に入ろう。まず、山形、佐賀二地域においては、いずれも過半数を超える農家が隠居を行っている。ということは、隠居についての先の仮説的理解における二条件、①単純再生産を目的とする統一性をもつ社会的組織、②技術水準の低さ、を山形、佐賀二地域の農家の特徴として共にもつことを意味する。だが、両地域の隠居のあり方を具体的にみる時、それらの間にはなにかの相違のあることもまた指摘せねばならない。

山形の場合、若死した世帯主を除いて全戸において程度の差はあれ隠居が行われている。平均的にはあとつぎは二八歳で農業経営権を任され、うち半数は三五歳で財政権も譲られる。ところが佐賀の場合、隠居する者自体が五割にすぎない。また隠居したものについての平均値を述べれば、あとつぎは三三歳で農業経営権を任され、三八歳で財政権を譲られる。山形に比べて年齢がずれて行われるのである。

第 25 表 山形、佐賀における隠居形態別、相続形態別調査農家数

(単位：戸)

相続形態 隠居形態		農 地 分 割		金家屋	単 独	一 子	未 定
		分 家	農地の み分与	敷分与	相 続	相 続	
山 形	財 政 権 移 譲	0	0	4	5	3	0
	経 営 権 の み 移 譲	0	0	3	4	2	0
	死 ぬ ま で 握 る	0	0	1	1	1	0
佐 賀	財 政 権 移 譲	4	4	4	3	0	1
	経 営 権 の み 移 譲	2	0	1	1	0	0
	死 ぬ ま で 握 る	4	0	5	8	0	2

注. 佐賀は隠居形態不明 1 戸を除く。

隠居の理由については山形が概してあとつぎの人生転機、例えば就農、結婚、子供の成長等に応じたあとつぎ中心の理由が多いのに対し、佐賀は、父の老齢、病氣などやむをえぬ父側の理由をあげる例が多い。隠居慣行の性格についてある種の相違があると言えよう。

なお京都・滋賀の場合、三〇戸中隠居を全然しなかった農家が二〇戸あり、概して隠居は行われていないと考えられる（ただし、調査農家の片寄り等調査不備のため断定は出来ないが）。当地域における社会的組織としての家族員の結合のあり方が、もともと夫婦中心で世代間の継承性が薄かったのか、それとも兼業の深化が世代間の役割継承を希薄にして、夫婦中心の役割分担の型を増大させたものなのか、この調査データからは結論は出せない。

それでは、このような隠居形態は相続形態にどう影響するの⁽¹⁵⁾か。第25表は両者の関連を整理したものである。それによると山形において、相続形態と隠居形態とは全く関係しない。そこでは金家屋敷分与も相続放棄料の性格が強いので、相続形態自体に差がない、というのがその一因であろう。他方佐賀においては、農地分割した農家に隠居が概して多い、という結果がでる。この佐賀での隠居の具体的過程の平均的姿は次のようである。佐

賀における父は、六三歳で農業経営権をあとつぎに譲るものの、財布は握り続けて、六八歳で次三男を分家させ、一応子供を仕上げて安堵したところで財布をあとつぎへ渡すことになる。父六九歳の時である。ここでは隠居は子供の仕上げ（分家を出す）の後の、人生の最終到達点として設定されている、乃至は分家を出すと、父としては肩の荷がおり、隠居したくなるといった気分になる、のかもしれない。

ところが山形における隠居の平均的姿はそうではない。そこでは父は五六歳で農業経営権を譲り、六二歳で財布をも渡す。その年齢においては、次三男は就業年齢には達していても、未だ身をたてる時期Ⅱ財布分けを求める段階（例えば妻子をもち金のかかる時期）にはなっていない。従って山形における比較的早目の隠居形態は、父による次三男への財産分けに終止符を打つ作用をもつと推定される。とはいえ、実際は必ずしもそうとだけは言いきれない。近江八幡No.③農家は次のような隠居があとつぎの心理に与える微妙な作用を語っている。

No.③農家のあとつぎには、二兄、三兄の弟がいるが、板金屋に勤めていた彼等は昭和四四年二人共同して村内で自営の板金業をやり出した。二兄にはそれ以前に父が近くに置きたいという親心から屋敷地と家を与えていたが、この事業に対しては何の援助もしなかった。ところが、数年後事業は失敗し、二人は二兄の家屋敷を売り払い（五〇〇万円余）、夜逃げする。あとつぎの肩に二人の借金がのしかかる。この時既にあとつぎは父から財布を譲られていた。その隠居した父に対する義理であとつぎは、拒否できなくもない弟達の面倒を必要以上にみざるをえなかったという。すなわち、貯金四〇〇万円と田六〇アール（一〇アール当たり六〇万円）を売り払うのである。

これまで述べた点を要約すれば次のようになる。(一)隠居はイエの性格を反映した社会規範の一形態であるという意味で、相続形態との地域的な関連性が認められる、(二)ただ隠居は本来、直系家族員間の、主として年齢による労働能力を契機とした世代交替のあり方であって、財産相続とは次元を異にした自律的慣行である、(三)だが隠居は時

と場合に応じて相続形態に側面的に影響を与えるものである。

さて、相続を決める片方の事情、つまり次三男の生活条件と財産受贈の関係（第26表）を検討したい。次三男の農家資産分割の要望度合には、それが顕在化するかどうかを問わず、彼等の生活条件が関連する、とみられるからである。

山形の金家屋敷受贈者は、昭和一桁生まれで県内に居住する自営業者が半数近くを占め、残りを年齢、学歴、職業を問わず東北外へと他出していった次三男が占めている。金家屋敷分与には、表には示せなかったが生活補助の性格の濃いものと、相続放棄料の側面の強い両者が含まれていて、この二種の金家屋敷分与が県内、地方外居住に各々対応している。

他方佐賀の分家をした次三男には、昭和一〇年以前出生で、学歴低く、職業も不安定な者が圧倒的に多い。農地のみ受贈者にはそれはあてはまらぬが、ただ村内ないし県内に住むことが受贈の必要条件のようである。ところが、金家屋敷受贈者は大学卒業者の三分の一で高学歴者が多いのである。これは佐賀における金家屋敷分与——家資金援助として行われることが多い——がもともと家を建てる基礎資金があつて、家資金援助をその補いというる次三男に片寄るからである。なお九州外居住者に金家屋敷受贈者の少ない（二六人中一人）のは、九州外居住者には昭和一一年以降出生の若い人々が多く、彼らは未だ財産分けを求める時期に至っていないことが一因である。

京都・滋賀における金家屋敷受贈には、生活援助によるものと、家資金援助によるものとが混在する。生活諸条件との関連をみると、生活援助された者は生活水準低く、近くに居住、家資金援助された者は生活水準高く、比較的遠くに居住で、全体としての生活条件と相続形態の関連は相殺される。ただ受贈者の若さが、おそらくは都市化

第 26 表 あとつぎ以外男子子弟の相続形態別，生活条件別人数

(単位：人)

相続形態			山形		佐賀				京都・滋賀		
					金家屋		金家屋		金家屋		
			敷受贈		なし	農地分割		敷受贈		なし	
なし		分家	農地の み受贈	敷受贈		なし		敷受贈			
生活条件											
出生年次	大正期		1	7	3	1	2	3	0	1	
	昭和1年～10年		5	7	6	1	8	14	1	6	
	昭和10年以降		3	10	2	2	4	31	4	9	
学歴	大学(旧師範含)		1	3	0	1	4	7	0	0	
	高校(旧中)		4	9	2	1	5	23	2	6	
	中学(旧高小,小)		4	12	9	2	5	14	3	5	
最終的職業	安定		2	8	2	2	10	21	2	6	
	不安定		2	6	8	2	3	19	2	4	
	自営		4	5	1	0	1	5	1	1	
居住地	村内		0	1	10	1	2	3	2	3	
	県内		4	11	1	3	4	11	0	11	
	地方内		0	0	0	0	7	6	2	2	
	地方外		5	10	0	0	1	25	1	0	
自家農業従事			有り	1	6	9	1	7	6	0	0
			なし	6	9	2	3	7	37	5	3

注 1. 最終的職業の安定・不安定区分は最終的職業が公務員か有名企業をまず安定に分類した。それ以外の企業についても奉公や転職型の就職経路を経ないで勤めた場合は，安定に加えた。なお，職種が運転手等職人的なものは不安定へ入れた。自営業には農業，職人をも含めた。

2. 居住地の地方とは，山形の場合東北，佐賀の場合九州，京都・滋賀の場合近畿を指す。

3. 集計除外数は次の通り。

山形の場合…最終的職業不明 6，居住地不明 2，自家農業従事不明 9

佐賀の場合…相続未定 4，学歴不明 4，最終的職業不明 3，居住地不明 3，自家農業従事不明 5

京都・滋賀の場合…相続未定 3，特殊例 2，学歴不明 5，職業安定度不明 5，自家農業従事不明 13

第 27 表 単独相続の理由別件数

地 域 理 由		山 形		佐 賀		滋 賀	
		件 数	百分比 (%)	件 数	百分比 (%)	件 数	百分比 (%)
I	家のもので分けるべき ものでない 先代の意志・遺言 地方の慣行	3.25	18	1.55	5	0	0
		0.50	3	2.90	10	0	0
		0	0	0.50	2	2.50	31
II	親のめんどろをみる 分けたら生活できない 少しなので分けられ ない	2.75	15	2.10	7	2.00	25
		4.00	22	6.38	22	0.50	6
		0	0	1.50	5	0.30	4
III	分割要求がなかった 共同相続人はあとつぎ より安定豊か	2.00	11	4.38	15	0.70	9
		1.50	8	1.60	6	0.50	6
IV	婚資・学資で代替 一人立ちさせた	1.75	10	1.40	5	1.50	19
		1.00	6	0	0	0	0
V	合理的農業経営のため 必要	0.25	1	2.38	8	0	0
そ の 他		1.00	6	4.00	14	0	0
計		18.00	100	29.00	99	8.0	100

注 1. 調査の面接応答者は原則としては現世帯主だが、農家の都合上母または妻の場合もかなり含まれる。この点は二章全体に共通。

2. 理由 I～V は整理の便宜上分類したもの。詳しくは本文参照。

3. 件数とは、仮に調査農家が理由を 5 つ答えた場合、それらに順位をつけず各理由を 0.2 として加算した集計のコード値である。

地域の金家屋敷分与のあり方として注意をひくところである。

次に農家相続についての意識を単独相続の側面からみておきたい(第 27 表)。単独相続をした理由は大別して五つに分けられる。第 I は社会慣行ないしイデオロギーに属するもの、第 II は直系家族員の生活維持の必要性、第 III は次三男側の諸事情、第 IV は次三男への婚学資、独立援助等の義務を果たしたからというもの、第 V は合理的農業経営のためとしたものである。

各地域とも第 II の直系家族員の生活上の理由が一番大きく、また概して第 V 合理的農業経営のためとしたものが少ないのは共通で、それ以外の三つの理由は大体同程度に存在するとみて良

からう。ただその細部において、イエ觀念の違いとでもいふべき微妙なずれがある。つまり純農村的色彩の濃い山形、佐賀が直系家族員の生活維持を第一の理由に掲げるのは共通だが、イデオロギー的には前者がイエをもつてくるのに対し、後者は先代の意志を強調する。他方、より兼業農村的な滋賀では生活上の理由は影をひそめ、親扶養と地方慣行が主要なイデオロギーとなる。また次三男への婚学資、独立援助は佐賀では問題視されぬが、山形、滋賀はそれをやや誇張したがるようである。

以上のような諸条件によつて規定される相続とは、では具体的にはどのような過程を経て決まってくるのだろうか。第28表をご覧いただきたい。初めに相続課税件数をみると、山形四、佐賀八、滋賀一、と未だ比較的少なく、その課税額も僅かである。いずれも都市化に伴う重課税の心配は未だいらぬ地域であるといえよう。

次に相続の話し合い（死後相続に際しての話し合い）については、単独相続の多い山形、滋賀では話し合いが多く、分割相続の多い佐賀では少ない。この傾向は同一地域内の単独相続農家と分割相続農家との間にも共通する。

それは既に生前分与のあつた農家では相続は決着済みと考えられているのに対し、単独相続農家ではそうでないことを示している。また話し合いがあつた場合のメンバーだが、いずれの地域でも妻子（共同相続人）以外がその相談に加わることは少なく、また加わつたとしてもその続柄は叔父、叔母の範囲内である。相続とは家族内（共同相続人の範囲）の問題だということであろう。

死後相続において分割要求が出される例は意外に少ない（山形三、佐賀三、滋賀二）。ただ出てきた場合には山形、滋賀では拒否することもあるのだが、佐賀ではいずれも受容する。イエの外圧に対する現実の防御力に差があるのかもしれない。

決 め 方	相続の話し合いあり 話し合ない、直接申入外	金家屋 敷分与	単 独 相 続	一子 相続	分家	農地の み分与	金家屋 敷分与	単 独 相 続	未定	農地の み家屋 敷分与		一子 相 続	未定
										単独 相続	一子 相続		
共同相続人以外への相談 (親戚) 人数	2	0	1	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0
分割要件 の数	1	2	0	0	0	2	1	0	1	1	0	0	0
その他	→金分 い、未定	→分けな い、未定				→共に農 地のみ	→金分与		→農地 のみ	→分け ない			
もしがあ り割った 要ら ず求	1.0 3.5 0.5 2.0 1.0	1.8 3.8 2.5 0.0 2.0	0.5 3.0 1.5 1.0 0.0	0.0 1.0 0.0 5.0 4.0	0.0 0.0 0.0 2.0 2.0	1.0 3.0 2.0 4.0	0.0 2.0 3.0 6.0	0.0 0.0 1.0 1.0	0.0 0.0 1.0 2.0	0.0 0.0 1.0 1.0	1.0 1.0 0.0 0.0	0.0 1.0 1.0 0.0	0.0 0.0 0.0 0.0
将来に 対し 承継 する 子に 対し に相	0.0 1.0 5.0 2.0	0.5 3.5 5.0 1.0	0.0 3.0 3.0 0.0	0.0 2.0 4.5 3.5	0.0 0.0 3.0 1.0	0.5 2.0 5.5 2.0	0.0 1.5 4.5 7.0	0.0 1.0 1.0 1.0	0.0 1.0 1.0 2.0	0.0 0.0 0.0 3.0	0.0 0.0 0.0 3.0	0.0 0.0 0.0 2.0	0.0 0.0 0.0 2.0
法律上相続一未済・不明	7-1	8-2	6-0	8-2	3-1	6-4	8-5	0-3	3-1	2-1	2-1	0-2	
相続課税（平均金額）件数	2 (12.5万円)	2 (3.8万円)	0	0	1 (5.5万円)	4 (3.0万円)	3 (4.0万円)	0	0	1 (3.0万円)	0	0	

2. 「将来子供に対しての相続」欄の未定・不明・一子には、世帯主が若いので不問にしたものや、子供の判断に任せる（佐賀2，滋賀1）などを含めた。

3. 相続税控平均金額は以下を除外して算出。山形の場合特例引1戸(土地売却代金に90万円課税)、佐賀の場合、金家屋敷分与4戸のうちの課税額不明1戸、単独相続3戸のうちの課税額不明2戸。

そこで、死後相続に際してもし分割要求が出されたら、どうするつもりであったかを面接調査対象者（原則として現世帯主だが、母・妻の場合も多い）に問うてみた。すると山形については分割すると答えた者が三分の二に及ぶ。また分けないと答えた者には「均分して酒田に飛び出す」等の悲憤こうがい型が多いのである。これは単独相続をするだけに一層、もし分割要求が出されればという危機感をあとつぎがもっていて、しかもそれに対しては自信を喪失している者の多いことを示している。それに反し佐賀では既に生前分与をしているから、そんなことはありえないと落ち着き払っている者が多いのである。この傾向は同一地域内での単独相続農家と分割相続農家についても同様である。そしてこの落ち着き度合の弱いか強いかが前者は法律上の手続きを済ました者が多いのに対し、後者には少ないという法的手続きの遅速に影響しているわけである。

ところで現世帯主の将来子供に対する相続については、山形に分割相続を望む者が比較的多く、佐賀に単独相続志向が多いという、現実とは反対の結果が出てくる。この性向は、山形の金家屋敷分与農家と単独相続農家間にも共通する。これは分割相続で苦労した者は単独相続を、スムーズに単独相続した者は親心として子供達への分割を望むという、人情の現われであり、現実と意識のずれである。ということとは相続規範とは、意識レベルでは個々人の人情に左右される、ルーズな社会規範として信奉されていることを示す。ただ、相続が現実の個々人の相互関係の網の目の中に起きる時、その社会規範は個々人を律する基準として人情を超え厳然として個々人の行為を規定し、自身のもつ規範を貫徹する——相続規範とはそうした性格をもつ社会規範と言えそうだ。

最後に相続の具体的過程を相続についての家族員間での平穏裏の調整、意見の一致がみられず直系家族員と傍系家族員とが互いの相続規範をもって真向から衝突した、いわゆる相続紛争農家を事例として逆の側面から垣間見て

おきたい。⁽¹⁶⁾

山形のNo.②農家は世帯主（昭和一一年生）、夫婦子供と母の五大家族で二三一アールを經營する水稻作農家である。他に山林一三〇アールを所有する。被相続人は彼の祖父にあたり、父（長男）が早死にしていたために、祖父から孫への飛び越し相続となったわけである。さて、昭和四年祖父が亡くなり、親族が集まり相続についての話し合いがもたれた。

祖父には長兄、末弟の二人の子供がおり、このうち既に死亡した長兄の遺児として世帯主と姉（近傍農家へ嫁ぐ）の二人がいた。従って相続権をもつのは現世帯主（亡長兄の息子）からみて叔父と世帯主自身と姉の三人である。集まった親戚は、彼等三人の外に、世帯主の母と母の実家、世帯主の妻の実家、養子であった祖父の実家である。叔父は家をろくに手伝うこともなく飛び出し、今は札幌で生果店二軒を經營し、所得税を年二〇〇万円も支払うほどに成功した自家自慢の立志伝中の人物であったという。その叔父が遺産田地（遺産田地は、世帯主の買い足し分を除くと二〇〇アール強）の折半を要求した。最初の口上は、札幌オリンピックにかかって店の移転をせねばならず、自分も金がかかるから、というものであった。姉は相続放棄をし、その他親戚の者すべては現状維持を主張した。

結局話はまとまらず、その後相続問題は世帯主と叔父との相対で、祖父の実家を仲立としながら続けられた。そして三年後世帯主は法律上の権利で仕方ないというので遺産田地の折半に同意するのである。といっても田一〇〇アールを時価換算して金で支払ったもので、実際に田を分けたのではない。換算基準は一〇アール当たり七五万円で総額七五〇万円である。四六年当時地価の値上がりで実際上は一〇アール当たり一〇〇万円位はしていたのだから、大分低めに押えられた評価ということになる。地元農業委員会の強力な指導の前に叔父としても吞まざるをえなかったのである。叔父は話の端々で、俺とお前（世帯主）は他人になるんだ、と強調したという。

世帯主は分割相続すること自体は理屈上自分としても認めたが、半々に折半させられたその不合理性は納得しがたいと憤がいする。支払金の捻出は田一三アールの売却代金（一一〇万円）と制度資金等からの借金によった。なお世帯主は四六年か

ら職業訓練を受けて溶接工として酒田へ兼業（臨時）に出るようになった。

近江八幡No.⑦農家は、世帯主（昭和二八年生、地元企業常勤）、夫婦子供と母、祖母の五大家族で九七アールを自作している。昭和四九年父が急病死し、相続の段取りとなったが、うち六〇アールが曾祖父、祖父名義のままになっていた。そこで父の兄弟上の叔父（四八歳）・村内居住・商店経営、下の叔父（四六歳）・名古屋在・商売、叔母（四〇歳）・村内農家へ嫁ぐ）に相続放棄を依頼すると、名古屋の叔父から分割要求が出された。道端の土地を指定し、金はいらんという。幸い祖母が健在なためその取り分三分の一を除いて残りを四兄弟で割れば一人当たり一〇アールになる。出来れば分割をさけたいと思うものの村内の叔父、叔母は兄弟のことなのでどちらかというと名古屋の叔父の肩をもつ様子、農業委員会、役場へも相談したが、分ければしょうがないとのことなので分けるつもりになった。

佐賀・練ケ里No.⑦農家は自作地二五〇アールの米麦作農家である。この農家にはもと二男一女の子供がいたが、二人の息子がいずれも東大を出て医者と会社員になったため、同じ村内にいるいここにあたる現世帯主を養子に迎え、あとを継がせたものである。戦争で一時疎開していた医者一家が再び東京へ引き揚げた昭和三年のことである。現世帯主はいずれ田も自分のものになるのだろうぐらいの気持ちで、はっきりした取り決めもないままに養子（婿ではない）入里したという。

さて某県立病院長となっていた医者が昭和四六年急逝し、相続問題が発生した。共同相続人は医者（その長男は東大医学部在学中）と現世帯主である。医者の妻子には後見役として医者の弟があたり、実際上は弟が相続の話し合いのすべてをとりしきっている。弟は現在東京の大企業の常務取締役であり、押しも強いし弁もたつ。少なくとも道路沿の土地はすべて自分達が相続するつもりでいる。自分も隠退した後は郷里で暮らしたいし、東京ではなかなか土地が手に入らない、土地が欲しいのだという。

ここに相続問題は暗礁に乗り上げた。というより現世帯主は打つべき手をもたず、もはや相続についての話を言い出し兼ねている。弟との仲介にたつ人物もいないし、かといって土地改良区の役員に打診したが、彼らも自分達の権限外だととりあわない。前途は未定である。

以上の三例に共通する点は、血の薄れが相続についての直系・傍系家族員間の話し合い・調整を破綻させる大きな要因となっていること、他方に地価の高騰が共同相続人の田地の分割要求の大きな動機となりつつあることである。ただ、山形の場合農家自体が執念といえる程分割相続に対して抵抗したし、それを親族や地元公共機関も支援したのに対し、滋賀、佐賀では農家が単独相続についての自信を失い、また親族や地元公共機関からも見放されているのである。

ところでこうした紛糾も、もちろん曲りなりに收拾されることの方がむしろ多いと思われる。長崎県農山村の単独相続地域のある果樹作農家を例にあげよう。

当家は現在田五〇アール、果樹園一〇〇アール（内訳ぶどう、すもも各四〇アール、ミカン二〇アール）、山林六〇〇アールの農家である。この家の場合特殊なのは、現世帯主はあとつぎにもかかわらず昭和三二年六〇アールをもらって隣地に分家していたことである。その妻が小学校教員であるところから、農業の生活ベースとあわなかったためだという。そして昭和四七年頃被相続人の体も弱り、母屋も修理の必要になった時点で、父と子はそっくり家を入れ替えたのである。

さて昭和五〇年その父が亡くなり相続問題が発生した。相続人は被相続人の妻とあとつぎで現世帯主である長兄（四七歳）、以下三歳違いで長女（県内農家へ婚）、二女（村内農家へ婚）、末弟（県内中学校教員）の四人兄妹が続く。長兄が家を継ぎ、田畑を相続するという点では誰も異存はなく、相続はスムーズに行くかにみえた。事実現世帯主は分家時の六〇アールの田畑名義の他に山林三〇〇アールを父から既に買い受けていた。残る不動産はそれほど大きいものでもなかったのである。

ところで母（被相続人の妻）はそうしたある日、知人の入院見舞に行こうと孫（長兄の一人息子、農業専従）の軽トラックに乗って町へ出かけることになった。その時母はあれやこれや、つまり亡夫の残した貯金通帳まで沢山抱えてのりこんできたので、孫はそれは落とすといけないので母屋にある親父（長兄）の大きな金庫に一時預けておいたらと勧めたため母はそれに従い、金庫に入れて町へ出かけることにした。そこで父の残した貯金の総額が長兄達にばれたのである。一二〇〇万円、それは

子供達の予想を上回る大金であった。

村内に住む二女から遺産金の分割要求が出る。遺産の分配は法律で認められた権利だ、というのである。騒ぎは大きくなった。母はノイローゼ気味になり、事態收拾に県内に住む叔母（父の末妹、六〇歳、農業）がのり出した。彼女はいわゆる口八丁手八丁で親族ではしっかり者と考えられている人物だ。叔母の説得は、延べ四日にわたったが、その際二女は次のように述べた。私は何も金が欲しくて言ってるんじゃない。私はこれまでお父さんの面倒を種々みてきた。石垣が崩れればそれをなおし、畑に草が伸びれば除草の加勢に出た。ところが兄さん（長兄）は、昔から政治にかまけて家を放ったらかしにしていた。その兄さんが遺産を一人継ぎ、私がこれまで種々尽してきたことを皆あたりまえとして認めようとはしない、それが残念なのだ、と。

補足説明をすれば長兄は町会議長、農業は父（被相続人）から直接孫へと継承され、そのつなぎ期には労力不足のことが多く、そのため二女（一五〇アールのミカンを主とした専業農家）の手を借りていたのである。もちろん日当支払いはされてはいるのだが。叔母の説得の詳細は分らない。ただ二十数年前叔母達兄妹五人もまた同様相続に直面し、皆が放棄していた事実と、二女が金に執着しないという態度を取ったことが事態收拾に効いたという。

とまれ決着は長女、二女に各八〇万円、末弟へは生前に家建築に際し与えた檜、杉四〇〇万円相当と、その外に貸していた六〇〇万円を棒引きすることでも落ち着いた。

以上(二)節では、山形、佐賀、京都・滋賀の平地水田地域の実態調査により、最近の農家相続形態の地域性（単独相続・分割相続）を明らかにした。そこでは相続形態に影響する諸条件として、地域全般については農業生産構造の差異（稲単作か否か、労働集約化の可否）、兼業化と都市化の進行度合い等を、地域内の個別農家レベルでは主要なものとしては農地規模、副次的にはあとつぎおよび次三男の就業形態、隠居形態等の諸側面を指摘した。そして現代の変貌する経済情勢は、これら諸条件を通じて間尺にあわなくなった従来の相続規範に規範の変更を求めて

いる。

つまり具体的にはあとつぎに対しては、農家生活水準の向上とその維持、あるいは農業生産における農地規模の維持の必要性から農地の分割は極力防ぎたいという気持を強める方向に、他方次三男に対しては地価上昇が単なる財産価値として彼等もまた財産分割にあずかりたいという欲求を増大させる方向に、現代の情勢は作用しているのである。ここにあとつぎと次三男との、農家資産をめぐる利害対抗はこれまでのあとつぎ・次三男とも生活事情中心による場合とは異質の緊張関係をもち始めている。従って、相続規範もそうした情勢に影響されて、分与動機は従来の生活または労働事情のための分与から、単なる財産価値評価による財産分けへと次第に論理転換をしつつある。

だが、財産分けは生前分与の形式を守り、あるいは分家に代わって家資金援助という名目を用いる等々によって、従来の慣行のもつ恩情的分与の理念に沿って行われる。つまり、相続規範は一方で現実に展開する経済情勢に影響を受け、それに順応した適合的形態へと変形するが、他方では従来の相続慣行との規範としての整合性をも貫こうとするのである。そしてそれらがうまくゆく限り、相続規範は現実に適合した社会規範として現代の地域に住む人々を律する行為指針となるし、相続をめぐる人々の利害対抗に際しての社会的基準としての調停機能をもつことになる。

このような相続規範の変化と、それを行為指針とする人々の相続における相互作用の結果として、当該調査地の相続形態は、単独相続（山形、京都・滋賀）および農地分割相続（佐賀）が抑えられ、それらが各々金家屋敷分与へと切り替えられ増加する傾向にある。だが、最近特に著しい地価高騰と農地の財産保有形態としての有利性に影

響されて、相続規範はこれまでのように自律的に慣行論理を展開して現実情勢へ適応する方途を失い、一部では直系・傍系家族間への利害調停という働きを果たせなくなる、つまり決定的な相続争いを生じさせていることを例示した。

注(13) 調査年月および(対象とした相続農家の相続発生年次)は各々の通りである。山形Ⅱ昭和四八年八～九月(昭和四五～四六年)、佐賀牛津Ⅱ昭和五〇年九月(昭和四五～四九年)、神埼Ⅱ昭和五一年九月(昭和四八～五〇年)、亀岡Ⅱ昭和四六年一月(昭和四一～四四年)、近江八幡Ⅱ昭和五二年五、六月(昭和四八～五〇年)である。

調査農家の選定は、相続農家のうち、経営耕地が大きくて、なるだけ男子の共同相続人の多いものを作爲抽出した。また近江八幡では年金対象者からリストアップしたため被相続人の年齢が若い者に片寄ったという特徴が加わる。従って調査結果は地域の平均的相続実態を現わすものではない。なお佐賀調査は、坂本喜久雄、佐々木衛阿氏との共同調査である。

(14) 川島武宜編著『農家相続と農地』(東京大学出版会、一九六五年)、七五頁。

(15) こうした分野の研究としては、例えば、小林茂『農家相続の経済学的研究』(成文堂、一九六九年)、利谷信義他『あとつぎ問題——家族農業経営の承継に関する法社会学的調査研究——』(日本の農業第三四集、農政調査委員会、昭和三年)等がある。

(16) 佐賀県唐津の農民作家山下惣一『野に誌す』(六芸書房、昭和四八年)、一〇三～一一〇頁は、農民側からみた農家相続紛争、直系家族員と傍系家族員の考え方の違いを見事に描写しているので、参照されたい。

三 結 び

本稿のまとめと、残された課題を述べよう。

本稿では実態調査に拠りつつ、農家相続の形態には地域性があり、山形、京都・滋賀では単独相続、佐賀では分割相続、鹿児島では均分的相続の多いことを確認した。⁽¹⁷⁾ 相続形態を決める社会的枠組みとしては、直系家族制を前

提に、直系・傍系家族員が農家資産をめくり各々利害關係をもちつつ行為する、その相互作用の結果決まるとした。その際各家族員が行為の指針にするのが、相続に関する社会規範である相続規範で、それは一面では地域に存続する相続慣行が引き継がれてきたものである。と同時に他面、この相続規範は各時代の経済情勢に影響を受け変化するものでもある。

ただその変化の仕方にも、地域により差異がみられる。山形、京都・滋賀では最近の地価上昇を契機として、従来の単独相続慣行がやや揺らぎ始め、財産放棄料としての金銭分与がふえ始めている。分割相続の佐賀では、理念としては従来の親から子への恩情的な生前分与の形式を守りながら、論理としては従来の生活上の必要から単なる財産分けへと転換しつつ、実態としては出来るだけ農地の分割を抑える方向で推移してきた。鹿児島では、均分的相続が最近に至るまで続いており、相続規範に変化はない。このように相続規範は一面で従来の恩情的理念を貫きながら、他面で論理転回によって分与の意味と実態を変え、新たな時代の経済情勢に適合する地域の社会規範として各々再生してきているといえよう。

次に、時代の経済情勢が相続に作用する側面を、(1)農業生産構造、(2)農外労働雇用市場、(3)農地所有、に三区分した。そして各側面において、経済情勢は具体的にいかなる経済諸条件を介して相続に影響することになるのか、その諸条件の列挙および作用の筋道の推論をしようとした。

第一に、地域の自然条件に主としてねざす農業生産構造として、稲作と畑作、稲単作か否か、の差異がある。それが農業経営の労働集約化の性格と程度に反映する。さて、この労働集約度に関して、労働集約度の小さい水田地域（特に稲単作）では、一つには農業生産に果たす農地の役割が大きいと考えられ、二つには単位農地面積当たり

の労働扶養力（農業労働面でいえば単位農地面積への必要投下労働量）が小さいために、農地を尊重し、一定規模以上の農地を維持しようとする傾向が強く、そこにまた農地を中心とした家族の凝集力も高まるであろうこと、労働集約度が大きい地域（特に畑作）では正逆の結果になることが推論できる。そして、それが分与農家（直系家族員）側の農地分割の難易に繋がり、相続に影響する、とみるのである。ただし、こうした作用の筋道は、本稿では推論にとどまり、その実証は後日別稿において為されるべき課題となる。

第二は農外労働雇用市場が相続に与える影響についてである。まず、次三男の農外労働雇用市場への就業経過は時代により地域差をもちつつ変遷してきた。それを、次三男の自家農業への労働貢献度、居住地および最終的職業の安定度においてとらえ、それら諸条件が経済情勢の時期的変遷に応じて相続にいかなる作用を果たしたかを地域別にみた。分割相続地域・佐賀では、戦前の農地受贈条件は、自家農業に従事すること、近隣に在住することであつたが、戦後は自家農業従事者の就業経過の形態自体が消滅し、農地は単に近隣に在住する者に贈られるようになったこと、均分的相続地域の鹿児島では自家農業従事者の有無を問わず、近隣に在住する者が農地を受贈するのが原則で、特に還流者においては他出時は親への仕送りをするのが受贈の必要条件となっている、と言えるようだ。最終的職業の安定度についてはいずれの地域でも、以前は不安定な者が受贈することが多かったのに対し、最近では高い学歴をもち安定した職に就く者の方がかえて多く受贈するという傾向にある。それは先に指摘したように、相続の論理および形態が生活事情、農業労働力事情によるものから、単なる財産分けへと変化してきたことの投影でもあろう。次に、特に戦後高度経済成長期以降の農外労働雇用市場の展開は、世帯主・あつぎの兼業化をも促がした。しかし現在純農村において、農家の兼業化は必ずしも分割ないし内分的相続を増加させるようには働いて

いない。兼業の不安定さや兼業農家には経営耕地の小さい農家が多いという事情が、兼業化した農家に耕地分割をしうる余裕をもたらしてはいないということであろう。

第三に農地所有にかかわるものとして、経営耕地規模と農地流動性の二側面に取り扱った。まず、経営耕地の大きい農家ほど農地分割を出し易いという傾向がある。ただし、佐賀では大きい農家ほど農地分割を実際に行うのに対し、山形では単独相続のための手だてが講じられ、農地分割が未然に防がれることが多い。他方、農地流動性に関しては、農業生産構造等の違いにより、農地改革を契機として水田地域の山形・佐賀では農地流動性が鈍化したのに対し、畑作地域の鹿児島では戦後も高水準を維持するという相違を生み出している。これが農地集積の難易に繋がり、佐賀における分割相続慣行の変質、および鹿児島均分的相続慣行の継統をもたらす一要因と考えられる。ただし、農地所有は、農業生産や社会構造に深くかわり、かつ両者を結節するものとして、より総合的に分析されねばならない課題であろう。

なお、補足として相続はイエにかかわる社会慣行である隠居と間接的に関連することを指摘した。即ち、イエの確立した山形では、直系家族員間の役割分担が明瞭で、同一イエ内での隠居も早く行われるため、親の生前分与の機会が少ないのに対し、役割分担のあいまいで隠居も遅い佐賀では親による生前分与の機会が多く、そのことが農地分割を側面的に助長すると考えられるからである。

このように本稿では、経済情勢の相続への影響の仕方については、直系家族を前提に、主として短期的・機能的に影響する経済諸条件の列挙とその作用の筋道を論及した。だが、農業生産面での経済諸条件の作用の筋道は推論にとどまり、その実証は果たされていない。また、相続は本来、社会構造と密接に関係しており、更に農業生産面

でも構造を媒介とした長期的機能によって影響される方がむしろ大きいと考えられる。そうした諸側面からの農家相統問題への接近は、今後の課題である。

注(17) 最近の成果の内、筆者の知るものとして例えば、末子相統という民俗慣行については内藤莞爾『西南九州の末子相統』(塙書房、一九七一年)、最近の農家相統の実態については中尾英俊「西南日本における農家相統」(『西南学院大学法学論集』七卷一・三号、一九七四年)、鎌田浩他「熊本県における家督相統復活決議と農家相統」(『熊本法学』第二六号、一九七七年)等がある。三者とも九州では均分的乃至は分割相統が比較的多いとみている。また農林水産省の全国的な農家相統調査をまとめたものとして、利谷信義他『現代の農家相統』(日本の農業第七一集、農政調査委員会、一九七〇年)、利谷信義他『農家相統と農地』(農政調査委員会、一九七五年)等がある。

〔後記〕 本稿調査において多くの方々の指導と協力を得た。山形県酒田市農業委員会(阿部昭四郎、阿部順吉氏)、佐賀県農林部および牛津町長と町産業課、神埼町産業課と同農業委員会、鹿児島県頴娃町産業課、滋賀県農林部と近江八幡市農業委員会等の各機関には種々の尽力をいただいた。また我々の調査に快く応待して頂いた農家各位、とりわけ村落調査でお世話になった小原伝七、明石春次、江原竹利氏には多くの話を聞き、教えられるところが多かった。以上を感謝したい。

(研究員)

農地分割の状態

備	考
本家⑤は明治中期390aを所有するが、以降3戸の分家を出し、大正4年には283aの所有に減っている 自作3分の2、小作3分の1位の分与地ではないかと言う。学校を出て福岡へ出した息子を頼って昭和4年転出、農地は親戚①へ移った 大正4年台帳には本家⑩329a所有、⑨は未記載なので、分家年次はもう少し後かもしれない 大正4年台帳では本家⑪は完全小作農なので、受贈地の自小作半々はおかしい。妻の死亡後農地を売却し、朝鮮へ転出 実質上は⑤の分家③からの分家だという。③は大正4年320a所有するが、この時既に④も52aを所有、分家の詳細は不明 受贈地はほとんど小作と言われるが詳細不明。本家は昭和13年経営地382a、うち所有地99aであった 受贈地の内訳聞き落とし。大正4年本家⑤所有地341a、それが昭和13年には298aへ減少。他方④は昭和13年には既に209a自作 分家をしたが、本家の兄が朝鮮へ転出したので後に本家を継ぐ 一旦本家を継いだあとつぎが他出したもの。その際農地をいくらか売却したもので一応農地のみ分与に分類した	
学校卒業後地元町の酒店員、その後分家し農業兼不動産屋兼酒小売業を営む。改革前は本分家とも完全小作農 本家に残留した農地は小作150aという 不動産仲介が主という。昭和5～15年サイパン島移民をするが戻る。分家時本家には自作地250aが残るという 学校卒業後自農手伝いをし、そのまま分家。本家には自作地300aが残るという 自農手伝いの後分家 自農手伝い後分家、皆小作地だった。妻の死後大阪へ出て紡績工場の風呂番になる シンガポールへ出稼ぎ中に病死、妻子は隣町の実家へ引き揚げ、農地は本家へ戻す 自農手伝い・農業日雇を経て地元町で荒物屋になる。農地は本家へ戻す	
農業日雇から大阪へ出てカフェー勤め、シンガポールに出稼ぎ5年し、帰村し農業をする。アルコール中毒にかかる 地元の町で下男奉公の後分家 地元の町で店員奉公の後名古屋の紡績工場と村とを2往復し、昭和20年帰村・定着する。改革で自作地41aを取得する 自農手伝い、6年後フィリピンへ移民した父の農場へ行き、戦後引き揚げ、⑫と同居し農業をする。昭和32年南米へ移民。農地は⑫へ 店員奉公の後軍に8年いて戦後復員帰村。自農手伝い2年後の昭和23年村内で荒物屋をひらく	
多く精度に疑問があるので、農地分割率の計算ができなかったためである。 4. 聞取りと戸籍とで分家年次に食い違いがある時は、原則として戸籍を採用した。	

付表Ⅰ　Ⅰ期出生者における

(1) 練ヶ里(佐賀)

	分家年次	本家 (贈与者)	分家 (受贈者)	分家者の 出生年次	分与された 農地面積 (アール)	分家者の 仕事	分家者の 続柄	分家時年齢 (結婚経 過年数)
農 業 分 家	明治42年	⑤	⑫	明治13年	自 80	農 業	仲兄	29(2)
	大正2年頃	④	転出	≒ 14年	自小100	農 業	仲兄	32(8)
	≒ 2年	⑩	⑰	≒ 10年	自 170	農 業	末弟	36(17)
	≒ 5年	⑰	転出	≒ 24年	自小半々 100	農 業	仲兄	25(2)
	≒ 8年	⑤	⑳	≒ 19年	150	農 業	末弟	33(10)
	昭和2年	㉔	隣村	≒ 27年	40	農 業	末弟	33(7)
	≒ 5年	㉕	㉔	≒ 27年	170	農 業	仲兄	36(11)
兼業分 家・農 地のみ 分与	大正12年	㉔	④	明治27年	30	馬車引	仲兄	29(5)
	明治42年 頃	㉕	他出	≒ 21年	若 干	離 農	長兄	21(不明)

(2) 蓮 子(鹿児島)

農 業 分 家	不 明	⑰	㉔	明治10年	小 100	農業兼 不動産 農 業	長兄	不 明
	不 明	㉔	転出	≒ 12年	小80~90	不動産 兼農業 兼不動産 農 業	長兄	不 明
	大正5年	⑳	⑤U	≒ 19年	自 200	不動産 兼農業 兼不動産 農 業	末弟	30(0)
	不 明	㉔	㉔	≒ 27年	自 150	農 業	長兄	不 明
	不 明	⑪	㉔	≒ 30年	自70~80	農 業	末弟	不 明
	不 明	⑮	転出	不 明	小不明	農 業	末弟	不 明
兼分 業家	不 明	⑩	転出	明治18年	自 40	出 稼	長兄	不 明
	不 明	⑩	転出	≒ 25年	自 30	日 雇	末弟	不 明
稼 出		㉔	㉕U	明治17年	ナ シ	農 業	長兄	
		㉔	㉔	≒ 21年	ナ シ	半 農 半 漁	仲兄	
独 立		㉔	⑰U	明治35年	ナ シ	農業兼 稼 出	仲兄	
	昭和20年	⑫	転出U	大正2年	ナ シ	農 業	仲兄	
	≒ 21年	⑫	㉔U	≒ 6年	ナ シ	農 業	末弟	

- 注 1. 略号の説明：自…自作地，小…小作地，山…山林，U…還流者。
 2. 稼出独立の下欄から3戸はⅡ期以降の出生者だが参考としてのせた。
 3. Ⅰ期とⅡ期以降を付表Ⅰ，Ⅱに分割したのはⅠ期の分家状況は言い伝えが

分与農地面積と分割率

農 地 分割率	備 考
32.5	作男として本家に入り、あとつぎの亡兄の娘と結婚し分家
36.1	自農手伝い後分家
37.9	父早死のため兄の意志で分家を条件に自農手伝い、分家
38.8	自農手伝いを2年し、造船所へ他出。終戦後復員し分家
39.1	自農手伝いを20年、隣村へ分家。分家理由は生活のため
43.1	自農手伝いを続け分家、地自作のため農地改革への対応の意味もあり、 本家の兄とは異父兄弟
73.4	本家に長男を残し、父と一緒に分家。5年後弟を分家に出す
21.3	分家者は師範を出て中学教員、後に校長となった
25.3	自農手伝い数年後他出、福岡在、昭和16年貸付地80a分与、改革没収の 後、昭和24年家屋敷と田20a買い与える
8.1	自農手伝い6年後応召と転職をくり返し、岡山の造船所を食料難と生活 苦のため止め、昭和24年帰村し、刑務所に職を得る
19.4	自農手伝い2年後大阪で勤めるがうまくゆかず帰村し、地元企業に勤め る
47.1	親との折り合いが悪く飛び出す。分家は父の方針
39.0	学校卒業後地元企業につとめる。分家は父の方針
25.5	学校卒業後地元企業につとめる。父と同居する分家の次兄から分家
24.1	15、6年自農手伝い、昭和10年戸畑へ他出。あとつぎと折り合い悪く妻 の実家へゆく。一家は構えなかった、残った農地は本家が耕作
15.5	自農手伝い4～5年後浪曲家を志望し他出。農地は後に売却した。現在 は無職で隣町在住
9.8	学校卒業後地元企業に勤務。田は本家に手伝いに来て一緒に作っている
41.8	学校卒業後自農手伝いを7年し、その後隣町の農家へ養子に出た長兄に 分与
16.9	学校卒業後転職し、現在隣町でダンプ運転手をする。死後相続に際し姉 に動かされ分割要求して受け取る

付表Ⅱ Ⅱ期以降の農地分割農家の

(1) 練ヶ里(佐賀)

分 家 年 次		本 家 (贈与者)	本家の 残留農 地面積 (アール)	分 家 (受贈者)	分与さ れた農 地面積 (アール)	分家者の 仕事	分家者の 続柄	分家時年 齢 (結 婚経過年 数)
農 業 分 家	昭和12年	⑧	自 208	③7	自 70 小 60	農 業	作男	36 (15)
	≧ 18年	⑩	自 78 小 109	⑤	自 40 小 70 ¹⁾	農 業	末弟	34 (4)
	≧ 21年	③	自 260 自 35	⑭	自 180	農 業	仲兄	40 (11)
	≧ 23年	②2	自 197	③5U	自 125	農 業	末弟	37 (7)
	≧ 24年	②6	自 167	隣村	自 107	農 業	仲兄	38 (9)
	≧ 25年	⑤	自 216 自 35	②3	自 190	農 業	仲兄	31 (3)
	≧ 35年	③8 ²⁾	自 68	③2	自 174 小 27	農業兼日雇	仲兄	24 (0)
兼 業 分 家	昭和14年	②0	自 87 小 70	隣村	自 33	教 員	仲兄	40 (11)
	≧ 16, 24年	③ ³⁾	自 260 自 35	他出	自 20 (貸80)	会社員	末弟	37 (11)
	≧ 26年	①7	自 226	④2U	自 20	公務員	仲兄	37 (8)
	≧ 32年	⑧	自 212	④0U	自 51	会社員	仲兄	30 (3)
	≧ 40年	④1 ⁴⁾	自 82	④4	自 55 小 36	会社員	長兄	35 (9)
	≧ 35, 41年	④1 ⁴⁾	自 50	④7	自 32	会社員	仲兄	32 (Δ2)
	≧ 42年	③2	自 126 小 27	④6	自 48	会社員	末弟	26 (Δ1)
農 地 の み 分 与	昭和15年	⑬	自 120 小 105	他出	自 40 小 30 ¹⁾	会社員	末弟	35 (Δ2)
	≧ 21年	⑬	自 152 自 230	他出	貸 70	浪曲家	仲兄	36 (7)
	≧ 33, 38年	⑰	自 212	他出	自 23	会社員	末弟	24 (Δ1)
	≧ 42年	⑳	自 156 小 35	他出	ミカン山 250	農 業	長兄	30 (0)
	≧ 50年	㉑	自 133	他出	自 27	運転手	末弟	44 (16)

農 地 分割率	備 考
12.4 10.8 30.5 21.3 22.1 34.3 21.1 18.9	学校卒業後大阪の鉄工所につとめ、30歳になったら農業に戻るつもりで金をため、昭和20年帰村 農業奉公1年の後南満州鉄道へ勤め、応召復員し、分家 自農手伝い後18歳で米国へ移民し、後に強制送還され、当村農業→名古屋で工場勤めの後、昭和4年メキシコへ。分家はその妻による 鉱山3年、軍属10年従事し、終戦後帰村 自農手伝い後応召、復員後魚の行商等をし分家、昭和37年大阪へ転出。農地は本家に戻す 親と同居し、馬車引・行商をし、昭和25年から養蜂業を始める 学校卒業後自農手伝い兼運搬業をして12年、その後分家 夫はオーストラリアへ真珠貝とり出稼ぎをし、戦死、妻の分家である。受贈地のうち26aは売却している
27.3 21.3 5.4	地元の町へ店員奉公し、印刷工となる 東大卒業後高校教師、終戦で朝鮮より引き揚げし分家、区役所・農協理事を歴任する。なお妻は実家におき本家と同居 学校卒業後5年大工修業し、大工になる
100.0 100.0 100.0 11.8	酒店員の後終戦後帰村し農業、妻の母の老後の面倒をみて母より受贈。本人自身は転入者で嫁出で独立 学校を卒業後応召復員し、自農手伝い3年後鹿児島会社へ他出。農地は本家へ戻す 妻の母が後家で老後の面倒をみる代わりに母より受贈。本人は大工だが最近眼をいため、出稼ぎにゆく 自農手伝いから養蜂を経て昭和32年以降地元町でガソリン・スタンド経営。妻はその町の精米屋の娘、後家の母が贈与
3) 分与時期が二度以上に渡る時原則として最初の年次を採用し、本家の残留農地面積、分家時の年齢を記入しているが、この場合のみは家屋敷と農地の両者を備えた後の年次(昭和24年)を採用する。 4) ④の分家も家族分裂的傾向があるので、平均値算出にあたっては除外して計算する。 5) 蓮子の農地分与欄には、遺産分割により農地を三分割した一例を除外している。 4. 農家番号は現在の経営耕地面積の大きい順に①②…と付けたものである。 5. 転出…一家を構えた者が村外へ出ていった場合 } と区分して使用する 他出…親元に同居していた者が村外へ出ていった場合 } る。	

(2) 蓮 子(鹿兒島)

分 家 年 次		本 家 (贈与者)	本家の 残留農 地面積 (アール)	分 家 (受贈者)	分与さ れた農 地面積 (アール)	分家者の 仕事	分家者 の続柄	分家時年 齢 (結 婚経過年 数)
農 業 分 家	昭和21年	⑬	自 36 小 84	⑦U	小 22	農 業	仲 兄	31 (4)
	≧ 23年	②	自 234 小 44	④U	自 20 小 22	農業兼 運 搬	長 兄	28 (1)
	≧ 26年	③⑧	自 69 小 8	⑤⑤	自 32	農 業	長兄の 妻	48 (23)
	≧ 27年	⑧	自 70	⑩U	自 19	農業兼 賃 耕	兄	35 (1)
	≧ 28年	⑪	自 180 小 14	転出U	自 53	農業兼 行 商	仲 兄	28 (4)
	≧ 28年	②①	自 151	②⑦	自 69 山 20	農業兼 運 搬	長 兄	26 (0)
	≧ 29年	②	自 168	⑥	自 45	農 業	仲 兄	27 (2)
≧ 30年	転出	自 129	②④	自 30	運 搬 農 業	末弟の 妻	42 (16)	
兼 業 分 家	昭和23年	⑬	自 36 小 40	③③	小 41	印刷工	長 兄	35 (2)
	≧ 24年	②⑥	自 295	転出U	自 80	区役所 (前教師)	末 弟	49 (31)
	≧ 25年	⑪	自 237 小 14	⑬	自 10 山 7	大 工	長 兄	32 (3)
農 ⁵⁾ 地 の み 分 与	昭和22, 26年	転出	0	⑫	自 64	農 業	娘の夫	37 (11)
	≧ 24年	他出	0	⑩	自 8 小 29	農 業	末 弟	25 (4)
	≧ 35, 45年	③⑤	0	⑬	自 39	大 工	娘の夫	42 (13)
	≧ 42年	②②	自55山71 貸105	他出	自 31	ガソリン スタンド	長 兄	39 (13)

注 1. 農地分割率＝分与された農地面積÷分与前の本家の農地面積。

農地分割率算出にあたっては、小作地、山林は便宜上自作地の0.5と面積換算した。

- 農地分与欄では本家、分家を農地贈与者、受贈者と置きかえ読んでいただきたい。
- 1) 分与された農地の自小作区分が不明のため、大体本家の自小作比に照応して便宜上出した数値である。
- 2) 家族分裂的分家で父親が本家に長兄を残し、他の兄弟を伴い分家したもので、③②は名目上分家だが事実上は本家に近い。従って平均値算出では、これは除外して計算している。なお事実上の分家③⑧の長兄は会社員である。

農家相続調査一覧表

農 機 具				戦後の農地 の増減 (贈を除く)	相 続 の 内 容	経 営 の 分 割
田 植 機	トラ クタ ー	ハー ベス タ	コン バイン			
○	1/3	○	×	+70	生前一括贈与。世帯主は6人姉妹の長女への入夫	×
○	1/2	○	×	—	金分(生前):次男が体をこわし戻る。昭和38年家・畑として4a分与。次男は酒田で自動車関係の自営業をいとなむ	×
○	共	×	○	—	金分(生前):次男へは戦後家援助、次女へは家資金(30年代)、三男へは自動車購入時援助(昭和38年頃)	×
○	共	×	1/2	+10(替) -5,他に 山-40(転)	単独(金分):死後放棄の謝礼として妹3人へ各50万円ずつ分与	×
1/3	1/3	○	×	-9(公5)	単独(金分):死後次男(酒田・商店へ養子出)へ保険金60万円、養子出る前家へ入金。婿入仕度金	×
共	共	○	×	+20 ▼ 3	単独:農地改革時に田の半分は現世帯主へ名義換え	×
1/2	○	×	○	+30	単独:将来次男、三男へ家資金を援助したい。三男は独身・同居(国鉄)	×
○	1/4	×	○	+20	単独:農地改革時に農地の半分は世帯主へ名義換え	×
○	共	○	×	+30	単独:昭和19年交換分合時田の半分の名義換え。姉妹3人で男兄弟はいない。長女は身障者・同居	×
○	共	○	×	+40	金分与(生・死):家資金援助として三男へ10万円(昭和40年)、四男へ50万円(死後)、次男は養子出	×
○	○	○	×	+20	単独:但し姉妹3人へはハンコ代各10万円渡す	×
1/2	1/3	1/4	×	-30	金分与(生前):昭和43年次男へ家資金援助(田30a売却代金240万円の一部)、死後かたみ分として各30万円保険金から分ける	×
○	×	×	×	+7(敷地) -170	単独:死後義母へ30a名義分割(税金対策)、毎年兄弟へ各3~4俵送ってきた。	×
○	×	○	×	+24 ▼100 -4(公) ▼30	単独:自作田70aしかなく、その他は現世帯主が自分で買ってきた	×
×	共	○	×	-4(公)	単独:	×

付表Ⅱ―① 山形における最近の

農家番号	被相続人 死亡年齢	相続人 職業	現世帯主		現在の 経営面積 (アール)	貸借・賃 作業その他 (アール)	農業労働力			兼業の内容 就業形態	農産物規模		
			年 続 柄	職 業			専 従 基 幹	準 専 助	続 柄		第 1 位	第 2 位	
①	76	農業	58	長女の夫	農業	446		1	2	1	あ＝問屋(臨)110日 あ妻＝店員(臨)100日	稲 435	
②	73	農業	42	長男	農業	370		1	1	1	あ＝配管工(日)120日	稲 362	
③	77	農業	54	長男	農業	367		0	2	1	世＝土方(日)120日 あ＝修理工(日)120日	稲 357	豚(種5, 肉42)
④	55	農業 (農協理事)	36	長男	農業	317	豚舎地13	1	—	1	—	豚(種45, 肉300)	稲 302
⑤	57	農業	36	長男	農業	298		—	1	1	世＝小企業(臨)90日 妻＝店員(臨)120日	稲 295	ハウス18坪 去年までナメコ
⑥	77	農業 (村議)	59	長男	農業	290		—	1	2	あ＝電気屋(臨)90日	稲 287	豚(種1)
⑦	56	農業	29	長男	農業	286		—	1	1	世＝日新電化(日)80日	稲 286	ナメコ(ソネ150)
⑧	87	農業	58	長男	農業	277		—	1	1	あ＝本間興業(日)100日	稲 274	豚(種4, 肉20)
⑨	88	農業	43	長男	農業	272		—	1	2	世＝運搬業(日)80日 あ＝庄内乳業(常)	稲 270	豚(種2)
⑩	64	農業	53	長男	常勤	268		—	1	1	世＝土地改良区(常) あ＝土建(臨)100日	稲 247	
⑪	60	農業	39	長男	農業	265		1	—	1	妻＝親戚・ガラス洗じょう (臨)100日	稲 246	
⑫	67	農業 (農協理事・村議)	40	長男	農業	232	賃耕受100	1	—	1	妻＝土建(日)60日	稲 230	
⑬	65	農業	42	長男	自営業	38	賃作業出38	—	1	1	世＝タイヤ販売自営 妻＝自営業手伝	稲 32	—
⑭	84	農業 (農協理事)	57	長男	常勤	217		2	—	2	世＝農村通信社(常)	稲 196	シイタケ16坪 (20万丁)
⑮	67	農業	41	長男	農業	204	借10・作業受30	2	—	—	世＝去年までは建築(日)	稲 177	豚(種8)

農 機 具				戦後の農地	相 続 の 内 容	経 営 の 分 割
田 植 機	トラ クタ ー	ハ ー ベ ス タ	コ ン バ イ ン	の増減 (贈を除く)		
⅓	×	⅓	×	+80(替) -80(転)	単独：異母兄弟関係でなにがしかのもめごとがあったもよう	×
⅔	共	⅓	×	—	単独：姉妹3人で男兄弟はいない	×
⅓	共	○	×	+80(替) -70(50転)	金分(死後)：死後長女へ母が金100万円分与(生活困る)。税金対策として家は母へ名義分割	×
×	×	×	×	▼100 ▼30	単独：父→世帯主への相続は次男、長女の諒承で単独決まるが、祖父名義のものは叔父・叔母と相談中	×
○	×	×	×	+50	金分(生前)：昭和27年次男へ資産分与のつもりで建売を買い与える。次男は、自営業・酒田在住。家新築・買入田は世帯主名義・生前名義換20aのため、父名義の田は40aしかなかった	×
⅓	×	⅓	×	—	単独：三女へほんの少し金分与、婚費をやらなかったで。3姉妹で男兄弟がいらない	×
×	共	×	×	-49 (転35, 公14)	単独：	
⅓	共	×	×	—	単独：未登記(将来問題ないから)。病気で戻った独身次男と同居(40歳・日産常勤)	×
×	×	×	×	—	単独：未登記	×
○	⅓	×	×	+30-13	金分(死後)：祖父死亡(昭和44年)で叔父が分割要求。父(長男)は亡、分割協議書で100aを分割、但し時価750万円で代替。世帯主の姉へ100万円分与、13aを売却した	×

主の妻、あ妻…あつぎの妻。

替…代替買、転…転用売却、公…公共目的での強制買収。
の。

の続柄は、現世帯主からみたそれである。但し、「相続の内容」欄の現世帯主の兄弟姉妹についてだけ

る相続未定、単独…単独相続、分割…農地分割、金分…金家屋敷分与。

形の集計からは除外している。

年、佐賀・神崎…昭和51年、京都…昭和46年、滋賀…昭和52年である。

付表Ⅱ—① (つづき)

農家番号	被相続人		現世帯主		現在の経営面積 (アール) (フル)	貸借・賃 作業その他 (アール)	農業労働力			兼業の内容 就業形態	農産物規模	
	死亡年齢	職業	年齢	続柄			専従	準専従	補助		第1位	第2位
①⑥	69	農業	48	長男	農業	163		-	1	1世=土方(日)100日 妻=土方(臨)100日 長女=スーパー(常)	稲 162	
①⑦	63	農業	37	長男	農業	154		-	1	1世=土方(臨)200日	稲 151	(去年までハウス 230)
①⑧	75	農業	40	長男	農業	170		-	1	1世=土方(日)150日 妻=土方(日)	稲 170	
①⑨	71	常勤 (教員)	41	長男	神職	147	貸10 作業委 苗・植	1	1	-世=神職90日	稲 147	
②⑩	74	農業	50	長男	常勤	118	山30	-	1	3世=酒田鉄工社(常) 妻=野菜行商90日 あ=花王石ケン(常) あ妻=久保田(常)	稲 112	豚 (年販売4)
②⑪	72	農業	54	長男	農業	106	貸刈委 山30	1	1	1世=建設(臨)びっしりでる あ=大工手伝(日)30日	稲 76	梨 30
②⑫	68	自営 (酒屋)	42	長男	臨雇	36	脱調委	-	1	1世=店員(臨)250日 妻=大工手伝(日)	稲 36	
②⑬	70	自営 (左官)	43	長男	自営	77	苗・耕・ 刈・脱委	-	2	2世=自営(左官) 妻=自営(左官) あ=東北電気鉄工(常)	稲 67	豚(種2, 肉10)
②⑭	68	農業	36	長男	常勤	59	機械作業 委	-	2	2世=左官屋(常)	稲 54	
②⑮		農業	38	孫	農業	231	借 1, 山130	-	1	1世=溶接工(臨)100日 世妻=庄内スーツ(臨)	稲 227	豚(肉20)

- 注 1. 兼業の内容 (常)…常勤, (臨)…臨時雇, (日)…日雇, 世…世帯主, あ…あとなつぎ, 妻…世帯主
2. 農 機 具 1/2…2人で共有, 共…(部落)共同.
3. 農地の増減 +…買入, ▼…残存小作地の取返し・買入, —…売却, ▽…残存小作地返却・売却,
4. 経営分割 ○…有, ×…無, △…農地は分割したが, 目下のところ一緒に耕作されているも
5. 続 柄 「現世帯主」欄の続柄は, 被相続人からみた実際上の続柄を示し, それ以外の欄は, 被相続人からみた続柄を使用する.
6. 相続の内容 略号 生前…生前分与, 死後…死後相続, 仲継…仲継相続, 放置…相続放置によ
7. 以上の符号 略号は付表Ⅱにすべて共通する.
8. 付表Ⅰ—① No.②⑤農家は昭和44年相続農家で, それ以外(昭和45, 46年相続)と違うため, 山
9. 表中の数値は調査年次を基準とする. 但し調査年次は, 山形…昭和48年, 佐賀・牛津…昭和50

最近の農家相続調査一覧表

農 機 具				戦後の農地の増減 (贈を除く)	相 続 の 内 容	経営の分割
田植機	トラクター	バインダー	コンバイン			
○	○	×	○	+114(替44) -30(公)	金分(生前):昭和22,3年次男へ家資金援助(40~50万円),昭和22,3年長女引き揚げ・やもめのため生活援助.かたみ分各5万円	×
○	1/2	×	○	—	金分(生前):昭和42,3年次男へ家建築費(300万円)	×
○	共	○	×	▼25 -24(公)	金分(生前):昭和40年三男へ家資金250万円,昭和42年次男の要求で200万円分与.昭和25年頃次男分家に反対中止	×
○	○	○	共	—	金分(生前):昭和46年次男へ家買い与える.年に米3俵を送る	×
○	○	○	1/4	+48	分割(生前):昭和37年次男田95a,畑8a兼業分家(村内)	○
○	共	×	○	—	分割(生前):昭和32年三男田50a兼業分家(村内・還流),昭和30・48年父病気を契機にして現世帯主へ名義換え	○
○	1/3	×	○	—	分割(生前):昭和40年次男田120a・家で農業分家(村内).但し登記は死後(昭和50年).かたみ分け予定	○
○	○	×	1/2	-25(転)	分割(生前):昭和28年次男養子出へミカン畑2a,昭和45年頃三男へ田25a(国鉄勤・自農手伝い・村内),昭和45年長女へ畑2a(婚資補充)	○
○	○	×	○	-8	金分(生前),放置(死後):昭和43年長男(先妻の子)へ家資金援助(100万円),先妻の子達へ放棄を言い出しかね,放置	×
○	1/6	×	○	-34(転19)	金分(生前):昭和43,4年頃田19a売却(513万円),その代金の一部を3人の姉へ分配	×
○	×	○	×	60開こん (山→ミカン畑)	金分(生前),放置(死後):昭和48年次男へ家資金援助(300万円),死後相続は母の意見により決めず.かたみわけ各5万円	×
○	○	×	○	—	金分(生前):昭和44年次男へ家資金援助80万円,本人の要望将来田を分けぬよう.昭和43年世帯主へ生前一括贈与	×
○	…	×	○	+29-14	分割(生前):昭和33年次男へ田33a,畑5a(還流・兼業分家).但し登記は死後に済ませる	○
○	×	○	×	▼56	分割(生前):昭和37年次男へ田120a(兼業分家)	△

付表Ⅱ—② 佐賀・牛津における

農家 番号	被相続人		現世帯主		現在の 経営面積 (アール)	貸借・賃 作業その他 (アール)	農業労働力			兼業の内容 就業形態	農産物規模	
	死亡 年齢	職 業	年 齢	続 柄	職 業		専 従	準 基 幹	補 助		第 1 位	第 2 位
①	89	農業	64	長男	農業	305		2	1		稲 250	麦 130
②	69	農業	45	長男	農業	298		1	—		稲 297	麦 80
③	76	農業	50	長男	農業	270		2	2	あ＝土地改良区(常) 二女＝会社(常)	稲 244	ブドウ 21
④	78	農業	50	長男	農業	265	借 35	1	1	あ＝農協カントリー(常)	稲 260	麦 240
⑤	83	農業	43	長男	農業	260	作業受30	—	1	世＝木工 妻＝木工 長女＝県経済連(常)	稲 258	麦 110
⑥	84	農業	62	長男	農業	251	借 14	—	1	あ＝久保田板紙(常)	稲 230	麦ナン (圃場整備中)
⑦	72	農業	48	長男	農業	251		1	1	あ＝日雇	稲 250	麦 230
⑧	91	農業	61	長男	農業	245	借 35	1	—		稲 145	ミカン 100
⑨	74	農業 (町議)	61	妻	農業	240	借 3	—	1	あ＝多久生コン(常) あ妻＝カントリー(日)50日	稲 215	ブドウ 20
⑩	64	農業	35	長男	自営	236		—	1	世＝自営(ブロック)	稲 236	麦ナン (圃場整備中)
⑪	69	農業	43	長男 の妻	農業	235		—	1	世＝佐賀ブロック(臨), 首切失業中 長女＝県庁(臨)	稲 175	ミカン 60
⑫	80	常勤 (役場)	61	長男	農業	222		1	—		稲 217	麦 100
⑬	89	...	58	長男	農業	218	借 58	2	—	あ＝佐賀糧農(常)	稲 200	豚(種3)
⑭	79	農業 (町議)	45	長男	自営	184	借 25 作業受 120	1	1	— 世＝自営(電設会社) 長女＝農協(常) 二女＝店員(常)	稲 181	—

農 機 具				戦後の農地の増減 (贈を除く)	相 続 の 内 容	経営の分割
田植機	トラクター	バインダー	コンバイン			
○	共	×	1/2	—	金分(将来): 次男(35歳・大阪で会社員)から要求あり, 将来家資金援助を約束	×
○	×	○	×	+25(替) -32(転) ▼30	分割(生前): 次男(34歳役場)へ本宅と田14aを分与. 但し耕作は受託	△
○	○	○	×	—	分割(死後): 分割要求が出て, 次男へ田25a. 但し耕作は受託. 三女へ三女居住の宅地25坪分与を約束(未登記)	△
○	×	○	×	+130(替30) -25(公)	単独: 母へ田20a 名義のみ分割. 世帯主としては将来金は分与しようと思っている	×
○	×	○	×	—	仲継: 若死のため子供も若く被相続人の妻が継ぐ	×
○	×	○	×	-10(公)	金分(生前): 昭和30年次男の商売資金援助(50万円)	×

付表Ⅱ-② (つづき)

農 家 番 号	被相続人		現世帯主		現在 の 経 営 面 積 (アール)	貸借・賃 作業その 他 (アール)	農業労働 力			兼業の内容 就業形態	農産物規模	
	死 亡 年 齢	職 業	年 齢	続 柄 業			専 従	準 基 幹	補 専 助		第 1 位	第 2 位
⑮	68	農業	44	長男	農業	171		-	1	2世=赤嶺鉄筋(日)150日 妻=同上(日)70日	稲 170	麦ナシ (圃場整備中)
⑯	74	...	43	長男	農業	170	受 14 山100	2	-		ミカン 100	稲 72
⑰	85	農業	52	長男	農業	160	受 40	2	-	世=日雇(圃場整備)180日	稲 160	麦ナシ (圃場整備中)
⑱	63	農業	40	長男	農業	160	受 30	1	1	世=土建(日)180日 弟=自動車K(常)	稲 130	ミカン 30
⑲	50	農業	44	妻	農業	158	苗耕委 153	1	-	長女=農協	稲 153	ミカン 5
⑳	85	農業	46	長男	農業	131		-	1	1世=土方(日)220日	稲 130	麦 60

最近の農家相続調査一覧表

農 機 具				戦後の農地の増減 (贈を除く)	相 続 の 内 容	経営の分割
田植機	トラクター	バインダー	コンバイン			
○	○		○	+54	金分(生前):昭和25年頃長男へ宅地3a,昭和30年家資金援助,地元にあったので.次男へも金少し援助	×
○	○	○	○	—	金分(生前):昭和32年頃次男へ家資金援助(150万円),昭和51年養女へ生活援助のため200万円,生前世帯主への名義換え40a	×
○	○		○	—	分割(死後):死後義母(後妻)の要求で畑6a,金270万円分割,母は家を出た.生前世帯主へ68a名義換え	○
○	○		○	—	分割(生前):昭和26年次男分家の予定で30a分与,だが次男はその後転出したので不分割.昭和45年世帯主の生前一括贈与	△
×	×	○	×	-1(公)	分割(生前):昭和35年次男へ宅地25坪,田48a,山10a分与.定職なく生活援助のため兼業分家	○
×	×	○	×	+山132	単独:	×
×	×	×	×	—	単独:長男は財産を求めぬ約束で他出.但し法手続は未済	×
○	×	○	○	+15-10	仲継:誰があとをつぐか未定.同居の六男は親の反対する嫁をもらったので,あととりと決めたわけではない	×
○	×	○	×	—	単独:代書人が税金対策上,そして兄弟もいることなので母 $\frac{1}{3}$,世帯主 $\frac{1}{3}$ と名義のみ分割	×
×	×	○	×	-28(公18)	分割(死後):独身・同居の次男へ母の世話をしているためとして田10aを名義換え.但し経営は未分割	△
○	○	×	×	+8	仲継:被相続人の妻としてはあとつぎへ名義換えして良いと思ったが,役場の人が「面倒みてくれたものにやると良い」と忠告	×
○	○		○	(不明)	単独:長男は神奈川へ転出,戻れぬので親兄弟と相談,次男があとをつぐためUターン.長男は財産放棄	×
○	×	×	×	—	単独:長男の妻が病弱で農業できぬため,長男は転出,入れ替わりに次男が戻る.遺言で次男への一括相続指示	×

付表Ⅱ-③ 佐賀・神埼における

農家番号	被相続人		現世帯主		現在の経営面積 (アール)	貸借・賃 作業その他 (アール)	農業労働力			兼業の内容		農産物規模	
	死亡年齢	職業	年齢	続柄			専従	準専従	補助	続柄	就業形態	第1位	第2位
①	72	農業	45	三男	農業	264		2	-	-	世＝大工手伝(日)120日	稲 244	ナスビ 10
②	89	農業	62	長男	農業	209		1	-	2	あ＝戸上電機(常)	稲 194	麦 120
③	74	農業	46	長男	農業	200	借 50 受 60	1	-	1	世＝建設(日)60日 妻＝九州化成(臨)200日	稲 178	
④	82	農業	56	長男	農業	175	受 140	1	1	1	世＝建設(日)150日 あ＝大工手伝(臨) 三男＝自動社K(常)	稲 150	野菜 25
⑤	80	農業	53	長男	農業	167		1	-	1		稲 155	
⑥	65	農業 (町議)	39	次男	常勤	156	借 34	-	1	1	世＝佐賀運輸(常)運転手	稲 68	ミカン 84 ↳今年中止
⑦	65	農業	30	次男	常勤	175	借 20	-	1	1	世＝三愛石油(常)店員	稲 70	ミカン 40
⑧	72	農業	66	妻	一	115	借 20	-	1	-	六男＝警備員(常)	稲 100	
⑨	60	農業	38	次男	農業	108	賃耕委	1	-	2	世＝佐賀機械金属K(日) 妻＝下請工場(日)	稲 106	
⑩	82	農業兼 商売	53	長男	常勤	95		-	1	1	世＝国鉄(常) あ＝国鉄(常) 姉＝店員(常)	稲 84	
⑪	53	常勤 (機械 工場)	53	妻	農業	77	賃刈委	-	1	2	あ＝電話架設K(常) あ妻＝ヤクルト(臨)	稲 67	
⑫	70	農業	38	次男	常勤	78	借 43	-	1	1	世＝九州電気工事K(常)	稲 68	タバコ 35
⑬	77	...	36	次男	常勤	75		-	1	2	世＝佐賀リョーK(常) 妹＝紳士服工場	稲 73	

農 機 具				戦後の農地の増減 (贈を除く)	相 続 の 内 容	経営の分割
田植機	トラクター	バインダー	コンバイン			
○	×	○	×	-10	単独(将来金分):母が「楽しめないからくれろ」と望み、貯金と田9aを名義分割。将来次男へは家資金援助を約束	×
1/2	×	×	×	—	分割(生前):次男へ昭和25年家屋敷田43a, 三男へ昭和30年家田30a, 四男へ昭和37年家屋敷のみ,五男へ昭和40年家屋敷田70a, 皆兼業分家	○
×	×	×	×	-13 ㊦90	未定:死後長男(自衛隊・大分)は長男の妻が農業を嫌い戻らず,長女とその夫が戻る	×
×	×	×	×	-8	単独(将来金分):三男(身障者)は将来戻って店をもつ予定なので, その際資金援助	×
				+ 10	単独:	×
×	×	○	×	+20 -5	単独:	×
○	○	×	×	—	分割(生前):昭和35年頃次男へ家屋敷田43a分与(兼業分家). 世帯主が体をこわし, 農業中止	○

付表Ⅱ-③ (つづき)

農 家 番 号	被相続人		現世帯主			現在の 経営面積 (アール)	貸借・貸 作業その 他 (アール)	農業労働力			兼業の内容 就業形態	農産物規模	
	死亡 年齢	職 業	年 齢	続 柄	職 業			専 従 基 幹	準 専 従 助	続 柄		第 1 位	第 2 位
⑭	64	農業	34	長男	常勤	69	賃刈委	-	1	1	世=三神ガスK(常)	稲 67	
⑮	81	農業	56	長男	自営	66	貸 40 作業委66	-	-	2	世・あ=自営(自動車修理場)	稲 66	
⑯	69	農業	47	長女 の夫	自営	61	借 52 賃耕・植 委	-	-	2	世=自営(鉄工所)を準備中	稲 60	
⑰	63	農業	30	四男	自営	60		-	-	2	世=自営(配線工事)	稲 40	ミカン 19
⑱	73	...	44	長男	自営	60		-	1	1	世=大工(積水ハウスの下請)	ミカン 45	稲 15
⑲	70	日雇	52	長男	日雇	59		1	-	1	世=造園業(日)240日	ミカン 40	稲 19
⑳	78	農業	57	長男	常勤	16	請負出16	-	-	-	世=ヤグモ製作所(常) 妻=店員(臨) あ=会社(常) 二女=ガソリンスタンド		

最近の農家相続調査一覧表

相 続 の 内 容	経 営 の 分 割
金分(死後)：世帯主と長女、次女の3人で遺産金(300万円)を均分する。都会に出た姉妹は都会風潮に染まり、がめつくになった	×
仲継：あとつぎである長女の夫は製材所に働くが精農として評判が高かった。母の一括相続	×
単独：世帯主へ生前一括贈与。父は役場について知識があったので	×
単独：姉から要求もなく円満にきまる	×
単独：姉妹3人で男兄弟はいない	×
単独：世帯主は学卒後他出したかったが断念し、弟は出ていった。それ故弟は何も要求せず	×
単独：次男、三男は養子出	×
単独：不動産一切は世帯主の一括相続。預金は母が管理。生前に世帯主へ山 500a 名義換え。子なく世帯主が幼児の時養子入	×
単独：世帯主と姉妹4人が話し合い、世帯主への単独相続がきまる	×
仲継：世帯主は婿入し、養子のつもりが、養子にはなっておらず、相続することができず、母が仲継相続。弟は不具者で同居	×
放置：農地改革時田30aを世帯主へ名義換え	×
単独：弟3人は皆相続放棄	×
単独：姉妹4人で男兄弟はいない	×

付表Ⅱ-④ 京都・亀岡における

農 家 番 号	被相続人		現 世 帯 主			現在の 経営面積 (アール)	貸外の 借・土地 ・耕地 以 (アール)	農 業 従 事 者 (人)	農 産 物 規 模		農 業 依 存 度	農 機 具		
	死 亡 年 齢	職 業	年 齢	続 柄	職 業				第 1 位	第 2 位		耕 耘 機	バ イ ン ダ ー	そ の 他
①	88	農 業	56	長男	農 業	135	貸 50 山 120	3	乳牛 20頭	稲 120	100	○	×	バキューム車
②	71	農 業	65	妻	—	120	借 25	2	稲 120	麦 30	50	○	○	
③	72	役 職 (助役)	45	長男	農 業	130	貸 2	2	稲 100	乳牛 …	100	○	○	
④	71	農 業	33	長男	自 営 (竹製造)	108	借 5 山 30	2	稲 68	麦 40	30	○	○	
⑤	74	常 勤 (農協)	40	長男	農 業	102	借 2	2	豚 27頭	稲 100	100	○	○	
⑥	72	常 勤 (郵便局)	46	長男	農 業 (町工場 (臨))	97	貸 2 部落有林	1	稲 95	麦 20	50	○	×	
⑦	73	農 業 (村長・ 助役)	43	長男	公務員	93	貸 40 山 40	3	稲 90	麦 20	33	○	×	
⑧	74	自 営 (木材業)	42	養子	自 営 (木材業)	92	借 20 山 3,000	2	稲 92		25	○	○	
⑨	71	農 業	38	長男	農 業 (材木屋 日雇 120 日)	90	借 25 山 2	2	稲 85		…	○	×	
⑩	77	農 業 (兼石工)	40	長女 の夫	農 業 (土工)	82	借 10	3	稲 80		50	○	○	
⑪	79	船 頭	43	長男	船 頭	75	借 10 山 160	2	稲 75		50 —60	○	○	
⑫	69	常 勤 (木材K 役員)	41	長男	常 勤 (木材K)	73	貸 20 山 100	3	稲 73	麦 10	25	○	×	
⑬	73	農 業 (兼材木 商)	40	長男	農 業 (兼土工 240日)	70	借 15 山 20	2	稲 70		40	○	×	

相 続 の 内 容	経 営 の 分 割
単独：農地改革時家を除くすべてを世帯主の名義に書き換え、死ぬ前父が葬式代として渡した10万円を兄弟4人に均分した	×
放置：次男は事業に失敗し、行方不明。長女は農家へ嫁いでいるので事実上は世帯主の単独相続になるもよう	×
単独：	×
単独：長男の単独相続。長女、次男は会社員だが、まだ若く同居している。母も繊維会社に前からつとめ、母と長女が月に各1万円家計へ繰り入れる	×
単独：次男(区役所、京都)が役所の者にそそのかされ分割要求したが、説得し放棄させた。相続以降貸付地20aを売却している	×

付表Ⅱ－④（つづき）

農 家 番 号	被相続人		現 世 帯 主			現在の 経営面積 (アール)	貸外の土地 ・耕地以 (アール)	農業従事者 (人)	農 産 物 規 模		農業 依 存 度	農 機 具		
	死 亡 年 齢	職 業	年 齢	続 柄	職 業				第 1 位	第 2 位		耕 耘 機	バ イ ン ダ ー	そ の 他
⑭	85	農 業 (兼山林業)	64	長男	船 頭	55	借 10	2	稲 55	麦 20	30	○	×	
⑮	80	農 業	44	長男	農 業 (兼石工)	51	借 20	2	稲 50		25	○	×	
⑯	54	農 業 (警備員)	33	長男	建設K (臨… 200日)	49	借 11	3	稲 38		50	○	×	
⑰	56	農 業	21	長男	常 勤 (日本コ ンベンサ ーK)	30	借 30	3	稲 30		小	1/3	×	
⑱	61	農 業 (農協組 合長)	38	長男	市 議	12	貸 40	3	稲 12		小	1/2	1/2	

最近の農家相統一覧表

農 機 具				戦後の農地 の増減 (贈を除く)	相 続 の 内 容	経 営 の 分 割
田 植 機	トラ クタ ー	バ イ ン ダ ー	コ ン バ イ ン			
○	1/2	○	—	—	単独：圃場整備を契機に世帯主へ名義変更。次男に家資金援助を求められ、母としてもやりたかったが農協から借金できず、ほとんどやらず。「田20a名義かえてもらったら、商売を始める担保になる」と希望するが、世帯主は「他人の土地を作る気はせん」と言う	×
×	×	○	—	—	単独：嫁いだ長女以外次女、次男は独身・同居している。圃場整備にかけ名義変更の予定	×
○	○	○	+14 -60	—	金分(生前)：昭和40年次男へ畑4a、家資金援助。次男、三男はその後板金事業を開始失敗したため金400万円と田60aを売却し、その尻ぬぐいをさせられた。財布をゆずっていた父への義理からした	×
○	1/2	1/2	+7(替4) -2	—	単独：姉妹3人で男兄弟はいない	×
○	×	○	-10(転)	—	単独：長女は既婚・東京にいるが、次男は大学生で同居。母がインシアテブをとって放棄の判をもらう	×
○	×	○	-3(転) ▼20	—	金分(死後)：昭和51年次男へ竹ヤブ3aを売却(150万円)。家資金(建売の頭金)援助、三男へは作りにくい田を売却して将来家資金援助。妻が実家のアドバイスを得て、積極的に金分に働く	×
○	×	○	—	—	分割(死後)：祖父名義の田60aを父の4兄弟の1人(名古屋・商売)が要求、「金でなく田が欲しい」分け前は祖母もいるので10a余。同村の叔父、叔母も味方せず、役場もしょうがないというので分ける予定	△
1/2	×	○	○	-12	放置：三男へはほんのちょっと家資金援助。母としては世帯主の単独相続を希望し、そうなりそうだが、他の兄弟は冗談で「土地を売ったら分けてもらわない」という。世帯主はめんどくさがりで、また農協から借金しているので相続をできぬと思い放置している	×
○	×	○	○	-10 ▼22(転12)	単独：姉4人で男兄弟はいない。四女が病身(37歳)のため未婚で同居している	×
○	×	○	○	—	金分(死後)：母の発意で次男へ昭和49年苗代田4aを分与、次男はそこに自力で家建てた。「田舎は親類付き合い多いので要員確保」。次男へは米・野菜をやっている	×
○	×	○	○	—	放置：兄弟はいらんとやっている	×
×	×	○	×	-20(公)	単独：死後兄弟親族の話し合いで単独を決めたが、世帯主は農地法で田は分けられないと思っている。姉妹3人で一女のみ既婚、残る2人は同居。貸付地68aは父の死後貸付ける	×

付表Ⅱ-⑤ 滋賀・近江八幡における

農家 番号	被相続人		現世帯主		現在の 経営面積 (アール)	貸借・賃 作業その他 (アール)	農業労働力			兼業の内容 就業形態	農産物規模	
	死亡 年齢	職 業	年 齢	続 柄			専 従	準 専 従	補 助		第 1 位	第 2 位
①	57	農業	35	長男	農業	185 借 60	-	1	2	世=建設K(日)240日	稲 185	
②	57	農業	32	長男	常勤	150		1	-	1 世=小企業(常) 母=新日本電気(常) 次男=国鉄(常) 次女=目下失業中	稲 150	
③	69	農業	44	長男	自営	130		-	1	2 世=共同自営(カワラ原料 掘り) 妻=近江真珠K(常)	稲 130	
④	65	農業	33	長男	常勤	117		-	1	2 世=下請企業(常) 妻=松下クーラー(常)	稲 116	
⑤	51	農業	26	長男	常勤	113 山 80		-	1	2 世=県経済連(常)	稲 110	
⑥	63	農業	40	長男	常勤	98		-	1	2 世=市役所(常)	稲 98	
⑦	51	農業	24	長男	常勤	97 乾・調委		-	1	1 世=日本パイリン(常)	稲 95	
⑧	62	自営 (カワ ラ原 料)	35	長男	自営	90 借 20		-	1	2 世=共同自営(カワラ原料 掘り) 妻=同上手伝	稲 90	
⑨	67	農業 (兼電 気工 事)	30	長男	常勤	80 借 11 貸 12		-	1	1 世=染物工場(常)	稲 78	
⑩	65	農業	34	長男	常勤	78		-	1	1 世=近江家具K(常)	稲 74	
⑪	67	自営 (大工)	39	長男	常勤	69		-	1	- 世=富士車輛(常) 妻=ナス金属(臨)240日	稲 62	
⑫	56	農業	23	長男	常勤	15 貸 68		-	1	1 世=松下電気(常) 姉=教員(常)	稲 13	